

The Beyond Disciplines Collection

オープン化、国際化する 研究におけるインテグリティ 2022

—我が国研究コミュニティにおける
取組の充実に向けて—

エグゼクティブサマリー

（利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化—前回報告書の概要—）

研究のオープン化、国際化が世界的に進展しており、国内的にも国際的にも開かれていることが、活力ある研究システムのために不可欠であると広く認識されている。一方で、オープンな研究システムの不当な利用による、技術流出等を通じた国家安全保障への悪影響と、研究システムの健全性の毀損の認識が共有されつつある。

研究コミュニティ（本報告書では、研究者及び研究機関と、それらの者のネットワークを指すこととする）は、これまで、研究の自由や開放性を基盤とする科学の進歩のために主体的に研究インテグリティを発展させてきた。また、近年、研究と社会との関わり方の深化等に応じた研究インテグリティのあり方が模索されるとともに、研究コミュニティの取組を政府・資金配分機関が支えてきた。

これまで研究の分野で共有されてきた価値観と異なる価値観の登場と現行システムの揺らぎ、規範やルールの再確認、再構築の要請といった環境の変化を踏まえた、研究インテグリティのあり方の見直し、強化が、研究システムの健全性・公正性の確保に必要であり、国家安全保障上の懸念も含む問題への対応にも資する。

このような考え方のもと、2020年10月に公表した報告書（前回報告書）においては、研究インテグリティを、研究コミュニティが責任ある行動を通して研究環境の健全性・公正性を確保することにより、研究の活力を保つことと捉え、以下を提言した：

- 過度の規制強化により研究システムの活力が損なわれることがないように、リスクに対する研究コミュニティの主体的で建設的な対応が望まれる。
- 問題事例の多くに共通するのは利益相反に関することであることから、利益相反（特に断らない場合、責務相反を含む）に重点を置いた研究インテグリティの強化が必要である。

その際、利益相反の管理は以下の2段階に大別される：

- ①研究者から研究機関への情報開示を徹底することにより透明性を高め、不正な行為等につながるリスクの低減に資すること（第1段階）。
- ②研究機関において、開示された情報を基にリスクを評価し、必要に応じて対処すること（第2段階）。

第1段階については、研究機関ごとの事情によらず一律のプロセスが比較的容易であり、適切に手続きを進めれば、多くの機関において速やかに実施することが可能となり、比較的短期間で一定の効果が期待できる。一方、第2段階については、機関ごとの状況を踏まえ、個々の事案に応じた対応が必要であり、各機関において経験や能力を高める継続的な努力が不可欠である。

迅速な対応が必要であることから、我が国において、

- まずは、第1段階の取組（情報開示の徹底）を重点的に進めることとし、第2段階（リスク評価・対処）については継続的な取組を着実に進めること、
- 情報開示の徹底のためには、政府のガイドラインの見直しなどにより措置すること

が考えられると提言した。

また、研究者の不安を取り除き、負担を軽減するためにも、開示すべき利益相反に関する情報の種類や範囲等について示していくことが重要であり、具体的には、研究機関における従来の利益相反に関する情報開示手続きにおいては、金銭的な利益に重点が置かれていた場合が多いが、今後は、他の機関における過去及び現在の役職・役割や、研究資金に限らず外部から得ている支援の内容について、具体的に列挙することが考えられるとした（利益相反に関する情報開示の範囲を従来から拡大し、潜在的な利益相反のリスクへの対応も含め、研究の透明性確保に関する情報開示を徹底していくことが必要）。

（前回報告書公表後の国内外の動向）

我が国では、2021年4月に政府が決定した対応方針において、利益相反に関して、研究者自身による適切な情報開示、大学・研究機関等のマネジメント強化、公的資金配分機関による申請時の確認等に取り組むこととされ、12月には政府の競争的研究費に関する指針が対応方針に基づき改定されるなど、前回報告書において提言した方向で、情報開示の徹底等の政府の方針が示された。

また、国外においても、研究インテグリティの強化については、G7やOECD等において国際的な検討が進むとともに、米国、豪州、カナダ、EUの各国・地域の政府・資金配分機関・研究コミュニティにおいて検討や対応が進んでおり、その多くにおいて、利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化が研究セキュリティ（本報告書では、研究のオープン化、国際化の進展に伴う、オープンな研究システムの不当な利用により、研究システムの健全性・公正性が毀損され、技術流出等による国家安全保障への悪影響にもつながるリスクへの対応を指すこととする）の強化にも資するという考え方が示されている。

（本報告書の狙い）

このように、研究インテグリティの強化は、研究システムにおける重要な課題であるとともに、政府の方針等を受けて、我が国の大学・研究機関等において、利益相反に関係する規程や管理体制の整備等の具体的な取組を実行に移していくための準備が現在進行中の段階にある。

前回報告書の公表から約1年半を経て、海外では、研究セキュリティ及び研究インテグリティの強化に向けて、政府・資金配分機関・研究コミュニティによる検討や取組がさらに進んできている。

我が国では、利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化について、参考となる事例が産学連携における利益相反の取組事例に限られており、研究セキュリティの強化の観点からは蓄積がないことから、海外の事例も参考にすることが適当と考えられる。

研究セキュリティの強化に、研究インテグリティの強化を中心として研究の側からどのように主体的に取り組んでいくか、研究コミュニティ等による活発な議論が望まれており、それに資することを目的として、研究セキュリティ及び研究インテグリティの強化に向けた海外の政府・資金配分機関・研究コミュニティの動向について、さらなる調査を行うこととした。

その際、我が国の大学・研究機関等において、利益相反に関係する規程や管理体制の整備等を進める上で、

- 各国の政府の提言・資金配分機関の要請・大学団体等の推奨事項等を踏まえつつ、主体的に独自の取組を実施している事例が参考になると考えられること
- 学生（学部、大学院）が在籍し、研究以外にも教育等の幅広い役割を担う大学の事例は、大学はもとより、研究機関等にとっても参考になると考えられること
- 学長、副学長（又はプロボスト）、部局長等からなる大学のガバナンスの構造は、各国において共通のところもあり、管理体制が比較的把握しやすいと考えられること

から、海外の大学における規程や管理体制に特に重点を置いて調査を行った。

（本報告書の構成）

本報告書の構成としては、第1章において、前回報告書の概要を述べたのちに、利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化に関する最近の（前回報告書を公表した2020年秋以降の）国内外の動向を俯瞰する。なお、海外の調査対象国は、前回報告書でとりあげた米国、豪州、英国、EUのほか、取組を強化しているカナダについても新たに調査対象とした。

第2章においては、我が国の大学・研究機関等が、研究インテグリティの強化に向け、利益相反の管理に関連する規定や管理体制の整備をする上で基本的な要素と考えられる7つの事項（情報を開示する者、開示する情報、開示の時期、開示の方法、開示された情報の審査体制、適切に開示をしなかった場合の罰則、開示を適切に実施させるための支援等）について、海外の大学の取組を参考事例として整理するとともに、

留意事項を述べた（表2.1.1、表2.1.2にまとめ）。

参考資料1では、オープン化、国際化に伴うリスクと研究インテグリティに関する各国の動向について、前回報告書を公表した2020年秋以降の米国、豪州、英国、カナダ、EU、日本の国・地域ごとに詳述した（前回調査対象としていなかったカナダについては、2020年秋以前の動向も含む）。参考資料2では、海外の研究コミュニティ等の取組事例のうち、大学団体等によるガイドライン等、大学による利益相反の管理の取組事例、米国の資金配分機関等による利益相反の管理に関する取組事例など、参考になると考えられるものを掲載した。

（今後に向けて）

利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化は、研究セキュリティの強化のための有効な手段であるとの認識は国際的に共有されつつあり、利益相反について情報開示を行う対象者や開示の内容等については概ね標準的なルールができてつつある。我が国においては、海外の事例も参考にしつつ、研究コミュニティにおける対応を着実に進めていく必要がある。

他方、開示された情報に基づくリスクの評価については、評価の観点や実施にあたっての条件・制限の事例は明らかになっているものの、個別の案件のリスクについて判断する基準等の利益相反のマネジメント手法については、各大学・研究機関等の経験による知見の蓄積を踏まえて判断がなされているものと考えられ、共通的な判断基準等が明らかにはなっていない。

我が国の研究コミュニティにおいては、研究セキュリティ強化の観点からの研究インテグリティの強化に向けた取組がはじまったばかりで経験が少ないことから、各大学・研究機関等の国際研究協力において懸案となった事例を含め、利益相反のマネジメントに関する経験を研究コミュニティとして共有するなど連携・協力をして、知見を蓄積していくことにより、マネジメント能力を高めていくことが望ましい。国内の事例は限られることから、海外の研究コミュニティと連携・協力していくことも考えられる。

また、海外では政府の安全保障機関と大学・大学団体等が連携する例もみられることから、我が国においても、政府が、大学・研究機関等における利益相反のマネジメントを効果的かつ効率的に行う観点から、研究セキュリティの観点から問題となった事例についての情報を研究コミュニティに積極的に共有していくことが望ましい。

各大学・研究機関等においても、研究インテグリティの強化を基盤として、リスクマネジメント力、経営・運営力を強化することにより、安全保障輸出管理等の規制遵守、知的財産の管理、サイバーセキュリティ対策、データ保護、外国人訪問者の管理、施設・設備のアクセス管理等の研究セキュリティの強化に向けた取組を充実していくことも重要である。

※本文記載のURLは2022年4月時点のもの（特記ある場合を除く）。

目次

1	研究セキュリティと研究インテグリティ	1
1.1	研究セキュリティの強化にも資する、利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化 —前回報告書の概要—	1
1.2	研究インテグリティの強化に関する最近の国内外の動向	4
1.2.1	日本の動向	4
1.2.2	海外の動向	5
1.3	本報告書の狙い	9
2	研究インテグリティの強化に向けた研究コミュニティの取組	11
2.1	海外の事例と我が国研究コミュニティのための留意事項	11
2.1.1	情報を開示する者（情報開示者）	13
2.1.2	開示する情報	14
2.1.3	開示の時期	18
2.1.4	開示の方法	18
2.1.5	開示された情報の審査体制	19
2.1.6	適切に開示をしなかった場合の罰則	21
2.1.7	開示を適切に実施させるための支援等	21
2.2	今後に向けて	23
参考資料 1	オープン化、国際化に伴うリスクと研究インテグリティに関する各国の動向	24
1.	米国	24
(1)	2020 年秋以降の動向	24
2.	豪州	28
(1)	2020 年秋以降の動向	28
3.	英国	31
(1)	2020 年秋以降の動向	31

4.	カナダ	33
(1)	研究インテグリティに関する経緯と現状	33
(2)	オープン化、国際化に伴うリスクとその対応	34
5.	EU	36
(1)	2020 年秋以降の動向	36
(2)	EU 加盟国の研究インテグリティをめぐる動向	39
6.	日本	42
(1)	2020 年秋以降の動向	42
参考資料 2	海外の研究コミュニティ等による取組事例	48
1.	大学団体によるガイドライン等（利益相反に関する推奨事項等）	48
(1)	米国	48
(2)	豪州	60
(3)	英国	65
2.	大学による利益相反の管理に関する取組事例	73
(1)	利益相反	73
(2)	利益相反に関する学内規則及び開示様式	80
(3)	責務相反	89
(4)	責務相反に関する学内規則及び開示様式	95
(5)	開示の支援等	101
3.	米国の資金配分機関等による利益相反の管理に関する取組事例	107
(1)	資金配分機関による取組	107
(2)	資金配分機関に対する連邦政府のガイダンス	114

1 | 研究セキュリティと研究インテグリティ

1.1 研究セキュリティの強化にも資する、利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化 —前回報告書の概要—

本項では、本報告書の前提となる2020年10月に公表した報告書¹（前回報告書）の概要をまとめた。詳細については前回報告書を参照いただきたい。

（科学技術・イノベーションと研究インテグリティ）

科学技術・イノベーションは、国際的な競争力を持ち、安全・安心な社会の実現など重要な社会の諸課題の解決のためにますます重要になっており、各国ともイノベーション創出の振興とその基盤となる研究力の強化を進めてきている。我が国として、研究力を強化するとともに、その成果を活用して社会にとって価値あるイノベーションの創出を実現していくには、研究コミュニティ（本報告書では、研究者及び研究機関と、それらの者のネットワークを指すこととする。）が社会の支持を得つつ協働していくことが必要であり、その前提として研究コミュニティが社会から信頼されることが必要である。そのための基盤をなすものとして、研究コミュニティが責任ある行動を通して研究環境の健全性・公正性を確保することにより、研究の活力を保つこと、すなわち研究インテグリティが改めて重要になってきた。

（研究コミュニティにおける研究インテグリティへの対応）

研究インテグリティは、歴史的に、専門家集団である科学者により科学が発展する過程を通して、研究コミュニティによる主体的かつ自律的な取組として発展してきた。研究インテグリティの強化は研究者や研究機関の活動に制約を加えるものではなく、責任ある行動を確保する仕組みを構築し、社会に対する説明責任を果たしていくことで、研究者や研究機関が社会から批判を受けたり、法令上の処分を受けたり、内外の研究コミュニティからの信頼を失うといったリスクを管理することにより、研究を活性化させたり社会の信頼を得ていくことで、研究者や研究機関の円滑な活動を可能にするものと考えられてきた。

研究者にそのような環境を提供することは研究機関の重要な役割である。このことは、我が国における大学等の研究機関の経営・運営力の強化の取組の一環として考えられた。

（研究のオープン化、国際化の進展とそれに伴うリスク）

各国が従前にも増して科学技術・イノベーションとそれを支える研究への取組を強化していく中で、オープンイノベーションやオープンサイエンスといったオープン化と、国際的な共同研究の増加や国際頭脳循環の強化などの国際化が著しく進展してきた。国内的にも国際的にも開かれていることが、活力ある研究システムの重要な条件であることは今や広く認識されるようになっており、研究コミュニティにとってそれらを維持すること、それらを妨げるようなリスクを低減することは極めて重大な課題となってきた。

しかしながら、同時に、オープン化、国際化の進展に伴って、研究システムの健全性・公正性を損なったり、国家安全保障上の懸念が生じたりしているという指摘もあり、どのようなリスクが生じていて、どのような対

¹ JST/CRDS 調査報告書 CRDS-FY2020-RR-04 「オープン化、国際化する研究における研究インテグリティ」（2020年10月）
<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2020-RR-04.html>

応が必要かを検討することが求められてきた。オープン化、国際化が研究システムに及ぼす主要な影響として、大学等の研究機関やそこに所属する研究者等と、外部の機関やその関係者との関わりが格段に拡大、多様化していることがあると考えられている。

我が国においては、オープン化、国際化に関するリスクが顕在化した事例や、その研究システムや国家安全保障への影響についての情報は限られていた。ある程度の蓄積があるのが、主として国内を念頭に置いた産学官連携の促進に伴う利益相反（特に断らない場合、責務相反を含む）への対応の強化に関する検討であり、強化方策の検討が行われるとともに、対応の進展状況が不十分であることも調査で示されていた。

後述の米国の例からもわかるように、海外の機関との関係においても、利益相反は、研究者や研究機関による不適切な行為や外部機関による不当な干渉につながるリスクがあり、研究者や研究機関の活動に幅広い影響を与えうるものである。我が国では、国際化に関するリスクについては、リスクが顕在化した事例について公知の情報はほとんど得られておらず、国内の現状に即した検討が困難な状態にあるという課題があった。海外においては、国際化に伴うリスクについて、具体的な問題事例の概要やその原因の分析、対応策の検討等が進んでいる例があったので、その動向を把握することは、我が国として対応を検討していく上で参考になると考えた。

（オープン化、国際化に伴うリスクに関する海外の動向）

米国においては、科学技術における外国の影響（Foreign Influence）が問題となってきた。具体的には、外国政府の人材採用プログラムへの米国人研究者の参加、外国人研究者や外国人留学生の米国への受入れ等に関連して、米国の研究成果や技術が外国に流出しているとの指摘がされていた。このことについては研究システムの健全性・公正性と、国家安全保障の2つの観点から懸念が生じていた。特に問題視されていた、外国政府の人材採用プログラムに米国研究機関に所属する研究者が参加していた事例にみられるように、この問題では利益相反が重要な要因になっていると認識されていた。米国の研究関係の政府機関では、研究の開放性を維持しつつ問題に対処するために、研究者から所属研究機関への利益相反に関する情報の開示の徹底に重点を置いて研究インテグリティを高めることを柱として対応しようとしていた。研究機関の取組を促進、支援するため、研究関係の政府機関がガイドラインの改定等の条件整備を進めていたほか、国家安全保障関係機関からの情報提供や助言、大学協会等からグッドプラクティス等の情報提供が行われてきていた。一方で、技術に関する情報管理や輸出管理等の規制を強化しようという動きもあったが、そうした規制の強化が研究の開放性を損ない、ひいては米国の研究力低下につながってはならないという視点で、研究コミュニティから建設的な意見表明がされていた。

豪州においては、外国の干渉（Foreign interference）から大学セクターを守るためのガイドラインが策定されたり、国家安全保障関係のシンクタンクから外国の軍関係の大学に関する情報提供が行われたりするなどの取組が行われていた。

英国においては、国家安全保障関係の政府機関から研究コミュニティに対し、外国の機関との協力に関するリスクやそれに対する対応策に関する情報が提供されていた。

（我が国における研究インテグリティの強化に向けた課題と求められる取組）

研究のオープン化、国際化に関連する我が国の重要課題として技術流出の防止があり、それは国家安全保障上の深刻な問題であるとともに、研究成果の不正な流出等を通じて我が国の研究システムの国際競争力を低下させ、研究環境の健全性・公正性と開放性を損ない、研究の活力を削ぐことにつながりかねない問題でもある。そのような状況になれば、研究システムとして不可欠な国際的な開放性も維持することが困難にもなる。

内外の事例や検討によれば、技術流出を含め不正行為の発生の背景に利益相反の問題がある場合が少なくない。研究コミュニティとしての、この問題への対応としては、利益相反に重点を置いて研究インテグリティ

の強化に主体的に取り組むことが、責任ある行動であり、社会に対する説明責任を果たしその信頼を得るために有効と考えた。

利益相反の管理は、①研究者から研究機関への情報開示を徹底することにより透明性を高め、不正な行為等につながるリスクの低減に資すること（第1段階）、②研究機関において、開示された情報を基にリスクを評価し、必要に応じて対処すること（第2段階）に大別される。

第1段階については、研究機関ごとの事情によらず一律のプロセスが比較的容易であり、適切に手続きを進めれば、多くの機関において速やかに実施することが可能となり、比較的短期間で一定の効果が期待できる。一方、第2段階については、機関ごとの状況を踏まえ、個々の事案に応じた対応が必要であり、各機関において経験や能力を高める継続的な努力が不可欠である。

迅速な対応が必要であることから、我が国において考えられる取組としては、まずは、第1段階の取組（情報開示の徹底）を重点的に進めることとし、第2段階（リスク評価・対処）については継続的な取組を着実に進めることが適当であり、情報開示の徹底のためには、政府のガイドラインの見直しなどにより措置することが考えられた。

利益相反については、これまで主に国内の産学連携の課題として認識されてきたが、今後は海外の機関との関係も含め、研究インテグリティの基盤的な要素として重視する必要がある。そのため、開示すべき利益相反に関する情報の種類や範囲等について示していくことが、研究者の不安を取り除き、負担を軽減するためにも重要である。具体的には、研究機関における従来の利益相反に関する情報開示手続きにおいては、金銭的な利益に重点が置かれていた場合が多いが、今後は、他の機関における過去及び現在の役職・役割や、研究資金に限らず外部から得ている支援の内容について、具体的に列挙することが考えられた（利益相反に関する情報開示の範囲を従来から拡大し、潜在的な利益相反²のリスクへの対応も含め研究の透明性確保に関する情報開示を徹底していくことが必要）。

我が国の研究力強化の基本的な課題の一つが研究機関の経営・運営力の強化であるが、その際、リスクマネジメントが大きな柱であり、その中の重要な課題として、利益相反に重点を置いた研究インテグリティ強化があると考えられ、研究インテグリティの強化を基盤として、研究機関のリスクマネジメント力、経営・運営力を強化することにより、輸出管理等の規制遵守の取組を充実していくことも重要であると考えた。

また、輸出規制や技術管理等の規制強化に向けた検討に対しては、研究システムの開放性や活力を損ない、ひいては国として研究力の低下を招き、国家安全保障にも悪影響を与えることとならないよう、研究コミュニティとして関係当局等に建設的に意見を述べていくことが必要であり、また、研究インテグリティ強化の取組は研究コミュニティによる規制遵守の充実にも資すると考えた。

2 潜在的な利益相反について共通の定義はないが、ここでは「当事者が組織に対する義務・責任と相反する可能性のある利害又は義務を持っていること」という意味で用いている。

1.2 研究インテグリティの強化に関する最近の国内外の動向

前回報告書公表以降も、研究インテグリティの強化に向けた議論や取組が国内外で続いており、本項では、最近の（前回報告書を公表した2020年秋以降の）研究インテグリティの強化に関する国内外の動向を俯瞰する。海外の調査対象国は、前回報告書でとりあげた米国、豪州、英国、EUのほか、取組を強化しているカナダについても新たに調査対象とした。研究のオープン化、国際化に伴うリスクとその対応に関する各国・地域の2020年秋以降の動向については参考資料1に詳細をまとめている。

1.2.1 日本の動向

（内閣府による検討と提言）

内閣府は、2020年9月から、有識者で構成される「研究インテグリティに関する検討会」を開催し、我が国の研究者や研究組織等が確保すべき研究インテグリティとそのための取組の在り方について検討し、提言「研究インテグリティに係る調査・分析報告書」を2021年3月にとりまとめた³。

同報告書では、研究者自身による適切な情報開示のほか、大学・研究機関等に対しては、人事・リスク管理のためのマネジメントを強化し、所属する研究者について、兼業を含む全ての所属組織と役職（海外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等含む）、海外を含む外部機関から供与された全ての資金や資金以外の支援、関与する全ての共同研究等の相手方や参画者の情報等を把握することなどを提言した。

また、公的研究資金を配分する資金配分機関に対しては、申請時に、兼業を含む全ての所属組織と役職（海外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等含む）、エフォート管理に関わる海外を含む外部機関から供与された全ての資金の受入れ状況等について把握することなどを提言した。

政府に対しては、大学や研究機関における規程や組織の整備、競争的資金に関するガイドライン等を改訂することなどを提言した。

（政府の対応方針の決定）

内閣府の検討会の提言を踏まえ、2021年4月、政府の統合イノベーション戦略推進会議は「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」⁴（以下「対応方針」という）を決定した。

対応方針においては、研究者による適切な情報開示に関する取組が示されるとともに、研究者の所属機関において、人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けること、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府として所管する研究機関に対して関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、所要の支援を行うなどとされた。

また、対応方針では、競争的研究費に関するガイドライン等の改訂においては、国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の資金配分機関への提出、所属機関への適切な報告の誓約を求めること、利益相反・責

3 内閣府 研究インテグリティに関する検討
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>

4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について
https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf

務相反に関する規程の整備の重要性を明示し、必要に応じて状況確認すること、虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限等の内容を盛り込むこととした。

さらに、対応方針では、大学・研究機関等における研修強化等の取組状況及び利益相反・責務相反に関する規程・組織の整備状況並びに研究資金配分機関等における取組状況（公募要領等の改定を含む）について、2022年度に把握・公表し、必要に応じて当該機関に改善を求めることとされている。

（競争的研究費の指針の改定等）

2021年12月には、対応方針に従い、政府の競争的研究費の適切な執行に関する共通的な指針が改定された⁵。2021年度に公募を行う競争的研究費は可能な範囲で対応し、2022年4月以降に公募を行う競争的研究費から順次実施することとされており、研究資金配分機関、大学・研究機関等において、早期に対応していくことが必要となっている。

また、改定に併せて、大学・研究機関等における研修等での利用により、研究者や大学・研究機関等の理解醸成を促す目的で、「研究者向け」及び「大学・研究機関等向け」に研究活動の透明性の確保に係る情報について適切に報告又は管理を行っているかなどの確認をする「チェックリスト」の雛形を内閣府等が作成・公表した⁶。

1.2.2 海外の動向

（OECDにおける検討）

経済協力開発機構（OECD）のグローバル・サイエンス・フォーラム（Global Science Forum, GSF）⁷においては、2021年及び2022年のプロジェクトとして「グローバルな研究エコシステムにおけるインテグリティとセキュリティ（Integrity and security in the global research ecosystem）」が2021年1月から開始されており、国際的な研究エコシステムを強固なものにするために、潜在的な利益相反と責務相反を国際的な協力と交流の中でどのように管理できるかについての検討が進んでいる。

（G7による作業部会の設置）

2021年6月に開催されたG7コーンウォール・サミットの首脳コミュニケ⁸において、研究セキュリティ及びインテグリティを促進するために協働すること、「G7研究協約（G7 Research Compact）」を承認することなどが決定された。

同協約⁹においては、G7が協力して研究の透明性とインテグリティを向上させるとともに、G7の各国政府

5 競争的研究費の適正な執行に関する指針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

なお、資金配分機関に提出する研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を公募要領上明記することとされた。

6 チェックリスト雛形：研究者向け（令和3年12月17日版）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist1.pdf>

チェックリスト雛形：大学・研究機関等向け（令和3年12月17日版）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist2.pdf>

7 OECD GSF

<https://www.oecd.org/sti/inno/global-science-forum.htm>

8 G7カーブスベ首脳コミュニケ（和訳）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200083.pdf>

9 G7研究協約（和訳）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200086.pdf>

には、研究コミュニティと連携し、研究エコシステムのセキュリティとインテグリティを効果的に確保する権利及び責任があるとした。また、具体的な行動として、「研究エコシステムのセキュリティとインテグリティに関する作業部会（Working Group on the Security and Integrity of the Research Ecosystem）」を新たに設立し、研究インテグリティ及びセキュリティについての共通の理解を発展させることとしている。

（米国の動向）

■国家安全保障大統領覚書第33号

2021年1月14日、トランプ大統領は、連邦政府の資金提供を受けた研究開発のセキュリティ及びインテグリティの保護のための国家的対応の指示を目的とした「国家安全保障大統領覚書第33号（National Security Presidential Memorandum 33）」¹⁰（NSPM-33）に署名した。NSPM-33の目的は、米国政府が支援する研究開発を外国政府の干渉や不正利用から保護することを強化するとともに、米国と世界にとって有益な研究上の発見とイノベーション創出を促進する開放的な環境を維持することであり、連邦政府の資金提供を受けた研究プロジェクトを主導する個人や連邦政府の資金提供のプロセスに関与する関係者など、米国の研究開発体制に大きな影響力を持つ個人からの潜在的な利益相反や責務相反に関連する情報の開示に関する要件を強化し、標準化している。

■国家科学技術会議による研究機関の推奨取組

2021年1月15日、国家科学技術会議（NSTC）は「米国の科学技術研究体制のセキュリティ及びインテグリティ強化のための推奨取組（Recommended Practices for Strengthening the Security and Integrity of America's Science and Technology Research Enterprise）」¹¹を公表した。同報告書は、NSTCの研究環境に関する合同委員会（JCORE）の研究セキュリティ小委員会がNSTCと調整の上作成したもので、NSPM-33を補足するものとして位置付けられており、研究機関において推奨される取組として、利益相反及び責務相反の開示に関する機関の方針を策定・運用すること、潜在的な利益相反及び責務相反を特定・評価するために必要な全ての情報の機関への開示を要求することなどの21項目を挙げている。

■国家科学技術会議による資金配分機関・研究機関向けガイダンス

2022年1月、NSTCは、NSPM-33の履行に関して連邦政府機関に指針を提供することを目的として、「米国政府が支援する研究開発のための国家安全保障戦略に関する国家安全保障大統領覚書33（NSPM-33）の履行のためのガイダンス（GUIDANCE FOR IMPLEMENTING NATIONAL SECURITY PRESIDENTIAL MEMORANDUM 33（NSPM-33） ON NATIONAL SECURITY STRATEGY FOR UNITED STATES GOVERNMENT-SUPPORTED RESEARCH AND DEVELOPMENT）」¹²を公表した。NSPM-33のより詳細なガイダンスと位置付けられており、連邦政府の資金配分機関・研究機関に対して、研究者が潜在的な利益相反及び責務相反に関する情報を適切に開示するため、情報開示ルールとフォーマットの標準化を要請している（今後120日以内に連邦政府の資金配分機関はフォーマットの案を作成することとされている。）

10 NSPM-33
<https://trumpwhitehouse.archives.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-united-states-government-supported-research-development-national-security-policy/>

11 <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/01/NSTC-Research-Security-Best-Practices-Jan2021.pdf>

12 <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/01/010422-NSPM-33-Implementation-Guidance.pdf>

(豪州の動向)

2021年11月、大学外国干渉タスクフォース（UFIT）は、2019年11月に公表していた「大学セクターに対する外国の干渉に対抗するためのガイドライン（Guidelines to counter foreign interference in the Australian University Sector）」の更新版¹³を公表した。各大学は、外国からの干渉を受けるリスクのある職員に対して、外国との結びつき、関係、金銭的利害関係の特定を含む利害関係の宣言を求めることを推奨されている（利害関係の宣言についての質問例も記載）。

(英国の動向)**■英国大学協会によるガイドライン**

2020年10月に、英国大学協会（UUK）は、英国の高等教育機関を外国による干渉から保護するための取組を示したガイドライン「国際化の下でのリスク管理—セキュリティ関連問題—（Managing risks in Internationalisation: Security related issues）」¹⁴を公表した。同ガイドラインでは、外国による不当な干渉から高等教育機関を保護するため、一連の対策と措置を整理し、UUKに加盟している英国の139の大学や研究機関に個々の状況に合わせた適用を要請している。利益相反に関しては、各大学は、利益相反やその他の職業上の義務、関連する所属先や法的契約を確実に開示するように、利益相反・外部業務に関するポリシーを定めなければならないとされている。

■英国研究・イノベーション機構による要請

2021年8月に、英国研究・イノベーション機構（UKRI）は、UKRIから資金を受けている機関への要請として「信頼できる研究とイノベーションの原則（Trusted Research and Innovation Principle）」¹⁵を公表した。潜在的なセキュリティ関連のリスクを評価するには、機関と関わりを持つ個人について、他の収入源・他の雇用の有無等により、顕在的な又は潜在的な利益相反を特定すべきとしている。

(カナダの動向)

2021年7月に、カナダ連邦政府は、カナダ政府—大学共同ワーキンググループの協力を得た上で作成した「国際研究協力に対する国家安全保障ガイドライン（National Security Guidelines for Research Partnerships）」¹⁶を公表した。同ガイドラインは、外国の干渉がもたらす国家安全保障上・研究インテグリティ上のリスクを特定して軽減することを目的としており、潜在的リスクを評価するためのフォームでの利益相反等の開示を求め、リスクがある又は不明と評価された場合にはリスクの軽減計画を作成するなど、カナダの大学・研究機関・研究資金配分機関が国際研究協力を実施する際に遵守する共通基準として位置づけられている。

(EUの動向)

2022年1月に、欧州委員会は「研究・イノベーションにおける外国からの干渉に対処するための作業文書

13 <https://www.dese.gov.au/guidelines-counter-foreign-interference-australian-university-sector/resources/guidelines-counter-foreign-interference-australian-university-sector>

14 <https://www.universitiesuk.ac.uk/what-we-do/policy-and-research/publications/managing-risks-internationalisation>

15 <https://www.ukri.org/wp-content/uploads/2021/08/UKRI-170821-TrustedResearchandInnovationPrinciples.pdf>

16 https://science.gc.ca/eic/site/063.nsf/eng/h_98257.html

(Tackling R&I foreign interference Staff working document)」¹⁷を公表した。同文書では、EUの高等教育機関と研究機関が、外国の干渉から、学問の自由・インテグリティ・機関の自律性等の基本的な価値を守り、スタッフ・学生・研究成果・資産を保護するための包括的な戦略が書かれている。研究者への秘密の支援（助成金、名誉称号、給与等）は学問の自由・インテグリティへの脅威であるとし、利益相反を中核的リスクと位置づけている。

1

17 <https://op.europa.eu/en/web/eu-law-and-publications/publication-detail/-/publication/3faf52e8-79a2-11ec-9136-01aa75ed71a1>

1.3 本報告書の狙い

1.2において述べたとおり、前回報告書の公表後、国内では、2021年4月に政府が決定した「対応方針」において、利益相反に関して、研究者自身による適切な情報開示、大学・研究機関等のマネジメント強化、公的資金配分機関（FA）による申請時の確認等に取り組むこととされ、同年12月には政府の競争的研究費に関する指針が対応方針に基づき改定されるなど、前回報告書において提言した方向で、情報開示の徹底等の政府の方針が示された。

海外においても、OECDやG7等の国際的な検討や、米国、豪州、カナダ、EUの各国・地域の政府・資金配分機関・研究コミュニティにおける検討や対応が進んでおり、その多くにおいて、利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化が研究セキュリティ（研究のオープン化、国際化の進展に伴う、オープンな研究システムの不当な利用により、研究システムの健全性・公正性を毀損され、技術流出等による国家安全保障への悪影響にもつながるリスクへの対応）の強化にも資するという考え方が示されている。

現在、我が国の大学・研究機関等の研究コミュニティにおいて、利益相反に関係する規程や管理体制の整備等の具体的な取組を実行に移していくための準備が進められているところであり、それが着実に進められることが重要である。

我が国では、利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化について、参考となる事例が産学連携における利益相反の取組事例に限られており、研究セキュリティの強化の観点からは蓄積がないことから、海外の事例も参考にすることが適当と考えられる。

このため、当センターにおいては、我が国研究コミュニティの検討に資するよう、参考となる海外研究コミュニティの取組事例に重点を置いて、さらなる調査を行うこととした。

その際、我が国の大学・研究機関等において、利益相反に関係する規程や管理体制の整備等を進める上で、

- 各国の政府の提言・資金配分機関の要請・大学団体等の推奨事項等を踏まえつつ、主体的に独自の取組を実施している事例が参考になると考えられること
- 学生（学部、大学院）が在籍し、研究以外にも教育等の幅広い役割を担う大学の事例は、大学はもとより、研究機関等にとっても参考になると考えられること
- 学長、副学長（又はプロボスト）、部局長等からなる大学のガバナンスの構造は、各国において共通のところもあり、管理体制が比較的把握しやすいと考えられること

から、海外の大学における規程や管理体制に特に重点を置いて調査を行った。

なお、第2章における記載は大学を念頭にしたものとなっているが、研究インテグリティの強化に向けた基本的な考え方は、我が国の大学以外の研究機関等においても幅広く適応可能なものであると考えられる。

研究セキュリティ

本調査の対象

(新たに研究インテグリティとして
対応が求められている領域)

- オープンな研究システムの不当な利用により、研究システムの健全性・公正性が毀損され、技術流出等による国家安全保障への悪影響にもつながるリスクへの対応

研究インテグリティ

- 研究コミュニティが責任ある行動を通して研究環境の健全性・公正性を確保することにより、研究の活力を保つこと（研究コミュニティによる自主的・自律的な取組）
- 従来からの「研究インテグリティ」への対応
 - 研究不正対応
 - ・ 捏造、改ざん、盗用
 - ・ 二重投稿、不適切なオーサーシップ
 - 産学連携における利益相反の管理
 - 法令、ガイドライン等の遵守等

● 利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化

- ① 研究者から所属研究機関への情報開示を徹底することにより透明性を高め、不正な行為等につながるリスクの低減に資する（開示の例：外部の役員職、外部からの研究資金や研究資金以外の支援等）
- ② 所属研究機関において、開示された情報を基にリスクを評価し、必要に応じて対処する

◆ 規制の強化等

- 安全保障輸出管理（機微技術の輸出、海外出張による提供、非居住者への提供等の規制）等

◆ 研究機関等によるリスクマネジメントの強化

- 知的財産の管理
- サイバーセキュリティ対策
- データ保護
- 外国人訪問者の管理
- 施設・設備のアクセス管理
- ✓ 安全保障輸出管理等の関連する国内外の動向は参考資料1で俯瞰

図 1.1.1

「本調査報告書のスコープの整理」(CRDS作成)

2 | 研究インテグリティの強化に向けた研究コミュニティの取組

2.1 海外の事例と我が国研究コミュニティのための留意事項

本項では、我が国の大学・研究機関等が、研究インテグリティの強化に向け、利益相反の管理に関連する規定や管理体制の整備をする上で基本的な要素と考えられる以下の7つの事項：

- (1) 情報を開示する者（情報開示者）
- (2) 開示する情報
- (3) 開示の時期
- (4) 開示の方法
- (5) 開示された情報の審査体制
- (6) 適切に開示をしなかった場合の罰則
- (7) 開示を適切に実施させるための支援等

について、海外の大学の取組を参考事例として整理するとともに、事例を踏まえた留意事項を述べた（分量が大部になるため、冒頭に結果を簡潔にまとめた（表2.1.1、表2.1.2））。参考とした海外の事例の詳細については、参考資料2にまとめた。

前章の末で述べたとおり、本章の記載は大学を念頭にしたものとなっているが、研究インテグリティの強化に向けた基本的な考え方は我が国の大学以外の研究機関等においても幅広く適応可能なものであると考えられる。

なお、利益相反と責務相反での扱いが大きく異なる場合については、分けて記述した。

表 2.1.1 基本的な要素、海外の事例と留意事項のまとめ（CRDS作成）

基本的な要素	海外の事例（✓）と留意事項（■）
(1) 情報を開示する者（情報開示者）	✓主任研究者、研究者、教員、教職員等幅がある。 ✓大学から給与等を受けていない学生は含まないとしている大学がある。 ■政府の「対応方針」では「研究者」とされている。 ■海外の事例も踏まえて、各大学の抱えるリスクに応じて対応。
(2) 開示する情報	■表 2.1.2
(3) 開示の時期	✓利益相反については、年度ごとに開示を求めることが一般的。また、新たに利益相反のリスクが生じたときに、その都度開示することも一般的。 ✓責務相反についても、おおむね同様。 ■海外の事例も踏まえて、各大学において設定。
(4) 開示の方法	✓大学が独自のインターネット上の開示システムを構築し、研究者がシステム上に情報を直接入力して開示することなどが行われている。 ■オンラインの活用、既存のデータを活用できるようにするなど、開示者、審査・管理者にとって効率的な体制を各大学において構築。
(5) 開示された情報の審査体制	✓大学本部と部局との役割分担（リスクの程度に応じて大学本部が関与する体制も含む）、審査委員会の設置の有無（リスクの程度に応じて審査委員会を設置することも含む）、審査担当者の任命の有無など、各大学のリスクやマネジメント体制に応じた審査体制を構築 ■各大学の実情（リスクやマネジメント体制等）に合わせ、リスク評価を効果的・効率的にできる審査体制を構築
(6) 適切に開示をしなかった場合の罰則	✓意図的な隠蔽や虚偽の開示には、厳正に処分することを学内規則で規定 ■情報開示に対して、意図的な隠蔽や虚偽の開示を行った場合には、就業規則等に基づき厳正に処分することを各大学の利益相反に関する規則等に規定
(7) 開示を適切に実施させるための支援等	✓研究者の情報開示の支援（開示すべき情報を簡潔に判断できるホームページ等）、研究セキュリティと合わせた研究者向けの注意喚起・研修の実施 ■各大学における研究倫理教育と協調して実施していくことが効果的

表2.1.2 (2) 開示する情報のまとめ (CRDS作成)

情報開示事項	情報開示範囲の海外事例 (✓) と留意事項 (■)
①金銭的利益相反	✓ 情報開示者とその家族が、学外団体から受ける一定以上の金銭的利益は開示 ✓ 大学が立地する国や地域の政府及びそれらに關係する機関等以外の団体から研究資金の提供を受けた場合、当該団体の名称・所在地・主たる事業、当該団体における情報開示者の地位、情報開示者とその家族について、一定金額以上の、当該団体への投資、当該団体からの収入・ローン・贈答品・旅費は開示 ✓ 情報開示者への研究資金や研究資金以外の支援等をしている団体からの、情報開示者とその利害関係者への金銭的利益は全て開示 ■ 海外の事例も踏まえて、各大学の抱えるリスクに応じて対応。
②責務相反	✓ 学外での雇用、専門的な活動、一定時間以上のコンサルティング活動、学外での活動に大学の資源を利用、学生を関与させる場合は事前許可が必要 ✓ 許可にあたって、学外活動を行う機関名、所在地、活動内容・時間、契約期間、報酬等を開示。 ■ 専任の教員は、各大学との契約に基づいて、職務に専念することが基本
③職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職	✓ 学歴・職歴に関する情報を開示させることが一般的。 ✓ 学歴：学部、大学院、ポスドクの、機関名、所在地、専攻／研究分野、学位と取得年 ✓ 職歴：外国の政府や団体との提携（いわゆる人材採用プログラム）を含む、国内外の現在までの全ての所属組織と、学術的、専門的又は組織的な役職、在職期間（常勤／非常勤／名誉職の別や、報酬の有無を問わない。現在の兼業等の所属機関・役職も開示） ■ 各大学の規則において、職歴を随時最新の情報に更新をさせることを義務付け
④当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方	✓ 研究活動に関連する、学外からの全ての現在受領中、申請中、予定している支援（資金及び資金以外）を幅広く開示させることが一般的 ✓ 研究資金の支援の場合、以下を開示：支援元、研究課題名、研究目的・目標、支援状況（受領中、申請中、応募予定）、実施場所、支援期間（開始日、終了日）、支援の総額（間接経費も含む）、各年度のエフォート等 ✓ 研究資金以外の支援の場合、以下を開示：支援元、支援の概要、支援の金銭的価値、研究目的・目標、支援状況（受領中、保留中）、実施場所、支援を受けることにより義務付けられるエフォート等 ■ 支援に対する義務が課されることにより、大学の責務を十分果たせず、責務相反を引き起こすリスクがあることから、各大学において幅広く情報開示をさせる
⑤その他開示を求めている事項	✓ ①～④に関連する資料として、外国に関連する契約に関する文書 ■ 外国との共同研究等は国内と比べて一般的にはハイリスクな場合もあり、各大学において情報開示を徹底

2.1.1 情報を開示する者（情報開示者）

（海外の事例：金銭的利益相反）

● 以下のとおりかなりの幅がある：

- 主任研究者（Principal investigator：研究計画の設計、実施、報告に責任を負う独立的な権限を持つ者）としている大学
- 研究者（Investigator：研究計画の設計、実施、報告に責任を負う持つ者）としている大学
- 教員（Faculty）としている大学
- 教職員（Employee）としている大学
- 受給している研究資金に応じて規定している大学
- 原則「教員」とし、客員教授・学生等を対象とするかは部局の自治に委ねる大学

● なお、学生については、情報を開示する者を研究者としている大学においても、大学からの奨学金や給与等を受けていない限り含まないとしている。

(海外の事例：責務相反)

- 専任の教職員が、外部で職務に関連した活動をする場合は事前に開示して許可を得ることが一般的。
- エフォート率50%以上の専任ではない教員（客員教授等）や、大学から研究職として雇用されている大学院生に対して、専任教員と同様の対応を求める大学がある。

(留意事項)

- 政府の「対応方針」では、情報開示者については「研究者」とされており、海外の事例も参考に、各大学において、「研究者」の範囲を具体的に規定することが必要。
- その際、情報開示者を幅広く設定することで、より広範なリスクを大学が把握できるようになるメリットがあると考えられるが、情報開示者の増加に伴い、開示される情報も増えるために、情報開示をする教職員・学生の事務的負担が大きくなるデメリット、審査・管理により多くの人員や時間を要するデメリットがあるとも考えられる。
- 教職員・学生が抱えるリスクの大きさや、構築可能な審査・管理体制等の各大学の実情に応じて、効果的・効率的な範囲を設定することが望ましい。

2.1.2 開示する情報

政府の「対応方針」において、

大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援※及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反※※をはじめ関係の規程及び管理体制を整備

※研究資金以外の支援は、無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む

※※利益相反・責務相反は、研究者又は大学・研究機関等が研究活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式、研究成果等を含む。）と、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発において求められる責任や各機関において所属する研究者に求められている責任が衝突・相反している状況を意味する。

とされていることを踏まえ、以下の点について、海外の情報開示の範囲を調査した。

- ①金銭的利益相反
- ②責務相反
- ③職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職
- ④当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方
- ⑤その他開示を求めている事項

①金銭的利益相反**(海外の事例)**

- 情報開示者とその家族が、学外団体から受ける一定金額以上の金銭的利益について、情報開示させる大学がある。
- 「その家族」の範囲は、配偶者と扶養する子供とする大学が多いが、配偶者と扶養家族、配偶者と扶養親族とする大学もある。また、配偶者と扶養親族に加え、同居人を含める大学もある。

- 「一定金額以上の金銭的利益」については、以下のように規定している大学があるが、金額の設定や、贈答品を開示するかなどの違いがある。
 - ✓過去12ヶ月に得た5000ドル以上の収入（コンサルティング、執筆、講演及び株式売却・配当等）
 - ✓未公開株の保有
 - ✓1団体から5000ドル以上のロイヤリティ収入（所属機関からの分を除く）
 - ✓スポンサー付きの出張（出張目的、スポンサー等も開示）※政府機関、大学関係等を除く
- 政府系（大学が立地する国や地域の政府及びそれらに關係する機関等）以外の団体から研究資金の提供を受けた場合、当該団体の名称・所在地・主たる事業、当該団体における情報開示者の地位、情報開示者とその家族について、一定金額以上の、当該団体への投資、当該団体からの収入・ローン・贈答品・旅費を情報開示させる大学がある。
- 情報開示者への研究資金や研究資金以外の支援等をしている団体からの、情報開示者とその利害関係者への金銭的利益は全て情報開示させる大学がある。
 - 「利害関係者」：(i) 情報開示者の近親家族、(ii) 情報開示者の同居者、(iii) 情報開示者が密接又は親密な関係を持っている又は持っていた人、(iv) 情報開示者と直接又は間接的に金銭又はその他の利益を共有する人、(v) 情報開示者が金銭又は道徳的義務を負っている人
 - 「金銭的利益」：企業、個人若しくはその他から獲得するあらゆる利益又は利益を獲得する機会であり、以下を含む。報酬（給与、コンサルティング料、謝礼、報奨金、贈答品、講演料、諮問委員会の報酬、斡旋料又は紹介料等）、株主持分（株式、ストック・オプション、その他の所有権等）、知的財産権（特許、著作権、使用料、これらの権利からのその他の支払い等）。

（留意事項）

- 政府の「対処方針」には詳細について定めはないため、海外の事例も参考に各大学において規定することが適切と考えられる。
- 同居家族や利害関係者も開示の対象とするか、金銭的利益の範囲をどこまで含めるかなど、開示する情報の範囲は大学ごとに幅がある。
- 各大学において、所属している研究者が研究している分野のリスクや、大学の規模等に応じて、海外の事例も参考に開示の範囲を決定することが望ましい。
- 特に、学外の団体から得ている全ての金銭的利益を開示することは、大学がリスクを幅広く把握できるメリットがある一方、情報開示者の事務的負担が大きくなるデメリット、審査・管理により多くの人員や時間を要するデメリットがあると考えられる。
- 例えば、利益相反のリスクが高いと考えられる研究費の支援を学外の団体から得ている場合に、当該団体での役職や金銭的利益を開示させることが考えられる。
- また、高額な報酬等を得ているほど、その支払いの見返りとして、利益相反が発生する可能性が高いと考えられることから、よりリスクの高い案件に対して効果的に利益相反の審査・管理の労力を割り当てられるよう、金額の基準を設け、一定の金額以上（贈答品等の場合は金銭的価値に換算した金額以上）の金銭的利益に限って開示が必要とすることも考えられる。

②責務相反

（海外の事例）

- 事前の許可が必要な学外での活動
 - 学外での雇用（学会以外で学外の役職を保持すること。積極的な会社の設立への関与、継続的な共同経営への関与も含む）
 - 学外での専門的な活動（専門知識を伝達する行為等、教員の専門的・学術的領域における活動）

- 学外での一定の時間以上のコンサルティング活動（それに類する活動を含む）
- 学外での活動のために大学の資源を利用する場合
- 学外の活動に学生を関与させる場合
- 許可を受ける際に開示が必要な情報
 - 学外活動を行う機関名、その所在地、活動の内容・時間、契約期間、報酬を開示させている。必要に応じて、依頼人の身元、機関との関係性（過去の勤務や契約を含む）、大学に対する職務責任との関係を開示させている。

（留意事項）

- 政府の「対処方針」には詳細について定めはないため、海外の事例も参考に各大学において規定することが適切と考えられる。
- 専任の教員は、大学との契約に基づいて、教育・研究等の職務に専念することが基本であり、学外で雇用される場合や学外で専門的な活動を行う場合には、事前に許可が必要とし、活動を行う機関名、その所在地、活動の内容・時間、契約期間、報酬を、活動を開始する前に開示させることが望ましい。
- 学外の活動に大学の資源を利用することや学生を関与させることも、責務相反を起こす可能性が高く、同様の扱いが望ましい。

③職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職

（海外の事例）

- 以下のとおり、学歴・職歴に関する情報を開示させることが一般的。
 - 学歴：学部、大学院、ポストドクの経験機関について、それぞれ、名称、所在地、専攻／研究分野、学位（取得した場合）、学位取得年（取得した場合）
 - 職歴：外国の政府や団体との提携（いわゆる人材採用プログラム）を含む、国内外の現在までの全ての所属組織と、学術的、専門的又は組織的な役職、在職期間（常勤／非常勤／名誉職の別や、報酬の有無を問わない。現在の兼業等の所属機関・役職も開示）
- このほか、科学への最も重要な貢献を最大5つ簡潔に説明、専門的・学術的活動の幅広い影響の事例（科学コミュニティへのサービス等）を最大5つ記載させる事例もある。

（留意事項）

- 政府の「対処方針」には詳細について定めはないため、海外の事例も参考に各大学において規定することが適切と考えられる。
- 現在までの全ての所属組織・役職は、大学において教育研究に従事する能力があるかを評価する上で最も重要な情報であり、すでに各大学においても情報を収集しているものと考えられるが、利益相反の有無を判断するためにも、他の機関との関係を幅広く把握する必要があることから、海外の事例を踏まえて、常勤／非常勤／名誉職の別や、報酬の有無を問わず、全て開示させることが望ましい。
- 特に、現在の学外での所属組織・役職については、研究成果や知財等の帰属を曖昧にする可能性や、大学の名称・研究者の名前を別の所属機関に無断で使用され、評判や信用を毀損することにもつながりかねないことから、重大なリスク要因と考えられる。変更があった場合には、大学としてすぐに把握できるようにするため、随時最新の情報に更新をさせることを義務付けておくことが考えられる。
- また、外国政府等がスポンサーとなる人材採用プログラムには、大学を経由せずに研究者と直接契約をするものがあり、拘束力のある文言など利益相反を引き起こす可能性の高いもの、非倫理的・犯罪的な行為を奨励・指示するものがあることから開示をさせることが必要。

④当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方

(海外の事例)

- 以下のとおり、研究活動に関連する、学外からの全ての現在受領中、申請中、予定している支援（資金及び資金以外）を幅広く開示させることが一般的。
 - 組織からか、個人からかを問わず、あらゆる申請中、現在受領中及び応募予定の支援。
 - 研究資金の支援のみならず、研究資金以外の支援（執務室／実験室、設備、備品、人員の無償での提供等）も該当（金銭的価値の有無に関係なく、個人が研究活動の支援に関連して利用できるようになっている全ての資源が該当）。
 - 研究室に所属する研究員、ポスドク、学生等への学外からの報酬も該当。
 - 学外から支給される旅費（大学の責務と重なる研究活動を行う場合）も該当。
- 研究資金の支援の場合、以下を開示（【】内は開示させている場合もある項目）
 - 支援元、研究課題名、研究の目的・目標、支援の状況（受領中、申請中、応募予定）、主な研究の実施場所、支援期間（開始日、終了日）、支援の総額（間接経費も含む）、研究への各年度のエフォート【他の支援との重複】
- 研究資金以外の支援の場合、以下を開示（同上）
 - 支援元、支援の概要、支援の金銭的価値（容易に金銭的価値がわからない場合には、合理的な見積もりも併せて提出）、研究の目的・目標、支援の状況（受領中、保留中）、主な研究の実施場所、支援を受けることにより義務付けられる各年度のエフォート【支援期間（開始日、終了日）、他の支援との重複】

(留意事項)

- 政府の「対処方針」には詳細について定めはない。
- 学外からの研究資金や研究資金以外の支援には、支援に対する義務が課されることもあることから、大学の責務を十分果たせなくなる可能性があり、責務相反を起こすリスクがあることから、各大学において、海外の事例も参考に幅広く情報開示させることが望ましい。
- なお、政府の「競争的研究費の適正な執行に関する指針」において、
応募時に、研究代表者・研究分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。
 とされていることから、これらの競争的研究費に応募する際の開示事項も踏まえつつ、各大学において、
 ③職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職及び④当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方を規定することが効率的と考えられる。

⑤その他開示を求めている事項

(海外の事例)

- ①～④に関連する資料として、外国が関連する契約に関する文書の提出を求めている事例がある。

(留意事項)

- 一般的に、教員が学外の組織と契約を結ぶことによって、学外での研究の義務を課されたり、研究成果を学外の組織に帰属させられたりすることにより、大学への責務が果たせなくなる可能性があることから、教員が学外の組織と契約を結ぶ場合には、大学による確認をすることが望ましい。
- 外国の団体からの支援、外国の大学・研究機関等やそこに所属する研究者との共同研究や研究者の交

流等（国際研究協力）は、外国の法律や規制、大学・研究機関等の活動目的・運営体制、研究者の属性・研究内容等について、限られた情報でリスク評価をするため、国内の研究資金や研究資金以外の支援や協力と比較してリスクが高くなる場合もあると考えられることから、情報開示を徹底して行うことが望ましい¹。

2.1.3 開示の時期

（海外の事例）

- 金銭的利益相反については、年度ごとに開示を求めることが一般的。また、当該機関に新たに職を得たとき、新たな研究資金等の申請時、新たに金銭的利益相反が生じたときに、その都度開示すること（例えば、着任から30日以内や60日以内等）も一般的。
- 責務相反についても、年度ごとに開示を求めることが一般的。また、大学の本務と責務相反の可能性が高い場合（例えば、他大学・研究機関での教育・研究活動、会社の設立、会社の役職に就任等）や、学生を関与させる場合、大学の施設・設備を用いる場合に事前許可制とすることも一般的。

（留意事項）

- 政府の「対処方針」には定めはなく、海外の事例も参考に、各大学において適切な開示時期を設定することが適当と考えられる。

2.1.4 開示の方法

（海外の事例）

- 各大学が独自のインターネット上の開示システムを構築し、研究者がシステム上に情報を直接入力して開示が行われている。また、学外からの研究資金の申請から執行まで一元的に管理しているシステムの一部として金銭的利益相反を開示させ、管理している大学もある。
- 大学指定の様式（電子ファイル）に研究者が開示事項を記入して、担当者に電子メールで送付することによる開示も行われている。

（留意事項）

- 政府の「対処方針」には定めはなく、海外の事例も参考に、各大学において適切な開示方法を規定することが適当と考えられる。
- 独自の開示システムを構築する負担が大きいというデメリットがあるが、システムを構築することにより、開示後の審査や管理まで一元的にシステム上で管理できるというメリットがある。また、他の手続きと併せて、同一のシステムで金銭的利益相反や責務相反を管理することにより、研究者や事務の負担軽減につながると考えられる。
- 電子ファイルと電子メールによる開示の場合も、審査や管理の記録を同一のファイルまたは関連付けたファイルで管理できるようにすることなども考えられる。
- 各大学において、前年度の開示情報を電子的に残せるようにして、各年度の開示の際には、前年度に開

1 米国の政府関係協議会（COGR）が策定した「学術的研究における個々のグローバルな取組に対する審査フレームワーク」（参考資料2参照）においては、国際的な研究活動における研究機関の分析を支援する目的で、国際的な研究活動に関する契約を結ぶ際の質問（確認）事項、潜在的ハイリスク要因、リスクマネジメント戦略等、国際的な研究活動に関する審査の枠組みを提供している。

示した情報を活用できるようにするなど、開示する者、審査・管理する者にとって効率的な体制を構築することが適当と考えられる。

2.1.5 開示された情報の審査体制

(海外の事例)

- 利益相反の審査体制は、以下のとおり整理される：

①大学全体で規則を制定。学長等が担当者を任命し、大学全体で審査を実施

- A) 利益相反審査委員会でも審査が必要
- B) 担当者が必要と判断した場合のみ利益相反審査委員会を設置して審査

②一次的な審査を部局で実施

- A) 大学全体で規則を制定し、部局が審査を実施。ただし、部局の審査で利益相反があると判断された場合は研究担当副学長等が審査を実施
 - a. 部局長が任命した担当者が審査し、その情報をもとに部局長が利益相反ありと判断した場合のみ、大学全体の利益相反審査委員会で審査
 - b. 学科長・部局長が審査し、利益相反ありと判断した場合のみ、研究担当副学長が審査
- B) 大学全体で上位規則を制定。部局が審査の実施規則を制定して運用しているが、審査結果は大学に報告（不服申し立てがあった場合のみ大学として審査）

③大学全体としては上位規則のみを制定し、部局に審査を委ねる

- 責務相反についても、概ね利益相反に準じた審査体制がとられている。

- 利益相反の審査にあたって、以下の観点から評価している大学がある。

○顕在的又は潜在的な利益相反が存在しますか？

以下は、利益相反が存在する場合：

- 研究者自身による情報開示において、利益相反を知っておくべき人とされた人以外に、利益相反を知っておくべき人がいますか？
- 利益相反を許可することによって大学は影響を受けますか？
- 利益相反を許可することによって大学は利益を得ますか？
- 研究者は利益相反に関与することを許可されるべきですか？
- 研究者が利益相反に関与することを許可される期間を指定してください。
- どのような利益相反の監視手段を提案しますか？
- 利益相反が許可される条件
 - ◇利益相反の影響を受ける全ての人に対し、利益相反を開示する【必須】。
 - ◇研究者は、利益相反の性質、範囲又はその管理に影響を及ぼすようないかなる状況の変化も迅速に報告する【必須】。
 - ◇その他の追加条件

- 利益相反の管理・軽減・排除のために課される条件や制限の例。

- 利益相反を研究プロジェクトの他の参加者に開示する。
- 利益相反を公開する（例：研究成果の公開の際）。
- 独立した評価者による研究計画の評価を要求する。
- 独立した監視者を任命して、研究の設計、実施、報告の際に利益相反のバイアスから守る対策をとる。
- 研究計画の変更（研究を助成している機関の承認が必要な場合がある）。
- 人員の配置換え、担当する業務の変更、研究の全部または一部への参加資格の剥奪
- 金銭的利益の減少又は処分（株式の売却等）

- 利益相反を生み出す関係の解消

(留意事項)

■政府の「対処方針」には定めはなく、海外の事例も参考に、各大学において適切な審査体制を構築することが適当と考えられる。

■審査体制の構築にあたっての論点は以下の3つ

I. 利益相反の審査を大学全体として実施しているか、部局と分担しているか

- 大学本部等で審査を一括して実施することにより、輸出管理、国際協力、研究倫理等の関連する部署の持つ知見を集約して効果的・効率的に審査ができるメリットがあると考えられる。また、規模の大きな大学であれば、本部に担当の人員を集約することによるスケールメリットもあると考えられる。
- 各部局に審査を委ねることにより、部局長や部局事務の負担となるデメリットもあるが、学問の多様性と部局自治に配慮しつつ、当該分野について最も知見を持つ者の判断が尊重されるメリットがあると考えられる。
- 大学本部と部局が連携し、リスクに応じた段階的な審査体制（例えば、学科長が学科に所属する教員の審査を行い、リスクがある又はある可能性があるとして学科長が判断した案件のみ部局長が審査を行う。以後、同様に、副学長、学長と段階的な審査を行う）を構築することにより、審査の業務が分散化されるメリットがある一方、1次審査にあたる責任者やそれを支える事務の負担が大きくなるデメリットや、重大なリスクが部局での審査で見落とされ、大学本部まで報告されない可能性が生じるデメリットがある。

II. 利益相反を審査する委員会の設置の有無

- 大学の担当役員、部局長、専門家等からなる審査委員会を設置することにより、大学のガバナンスとしての考え方、当該学問分野の特性、専門的知見等の多様な観点からの審査を可能とできるメリットがある。一方、委員の任命、委員会の運営など、事務の負担や参加する委員の負担も増えることになるデメリットもある。
- 審査委員会を設置しない場合は、事務負担が少なくなるメリットがあるが、少数の人間での審査となるため、多様な観点からの審査が難しくなり、リスクの評価等が適切に行われない可能性があるデメリットもある。
- 責任者が慎重な審査が必要と判断した案件についてのみ審査委員会を設置して審査することも行われており、各大学の抱えるリスクに応じた機動的な体制とすることも考えられる。

III. 利益相反を審査する担当者の任命の有無

- 専門家や経験を持つ担当職員を担当者として任命し、1次的な審査を実施し、その結果を踏まえて学長や部局長等の責任者が判断をしていくことで、効率的な審査が可能になるメリットがある。
- 一方、少数の人間による審査となるため、多様な観点からの審査が難しくなり、リスクの評価等が適切に行われない可能性があるデメリットもある。
- 担当者による審査に加え、審査委員会による審査を行ったり、審査結果を上位の組織に報告したりするなどして、複層的なチェックを行う事例もあり、各大学の抱えるリスクに応じた体制とすることが適当と考えられる。

■各大学の実情に応じて、海外の事例も参考に、大学本部と部局との役割分担（リスクの程度に応じて大学本部が関与する体制も含む）、審査委員会の設置の有無（リスクの程度に応じて審査委員会を設置することも含む）、審査担当者の任命の有無を判断し、リスクの低減を最も効率的に実施できる審査体制を構築することが適当と考えられる。

- 産学連携における利益相反の審査体制が既に構築されている大学においては、審査の対象となる範囲の広がりに応じて体制を拡充しつつ（例えば、審査委員会の委員の追加、審査担当者の追加等）、既存の体制を活用して審査することが効率的であると考えられる。
- また、利益相反の審査の観点や、利益相反の管理・軽減・排除のために課される条件や制限についても、海外の事例も参考に、個別の案件について判断をしていくことが考えられる。

2.1.6 適切に開示をしなかった場合の罰則

（海外の事例）

- 意図的な隠蔽や虚偽の開示に対しては厳正に処分することを明示しており、学内規則に基づいて、大学の裁量権限者が違反者に対して、幅広く処罰の裁量権を持つのが一般的（利益相反の情報開示についての罰則の規則を設けているわけではなく、就業規則等に学内規則に反した場合の扱いについての規程があり、それを適用している）。

（留意事項）

- 政府の「対処方針」には定めはなく、海外の事例も参考に、各大学において適切な罰則を規定することが適当と考えられる。
- 各大学においては、就業規則等に学内規則に反した場合の扱いについて既に規定されているものと考えられることから、大学が求める情報開示に対して、意図的な隠蔽や虚偽の開示等を行った場合には、就業規則等に基づき厳正に処分することを利益相反に関する規則等に規定することが考えられる。

2.1.7 開示を適切に実施させるための支援等

（海外の事例）

- 金銭的利益についての情報開示が必要かどうか、ホームページ上で、質問に「はい」又は「いいえ」で答えていくと判定ができ、情報開示が必要な場合は開示用のページへの案内がされる仕組みを構築している大学がある。
- 研究セキュリティについて研究者に注意喚起をするため、利益相反・責務相反に関連して情報開示が必要な事項、輸出管理に関連して許可が必要な事項等とそれぞれの事項の学内ホームページへのリンク・担当者の連絡先等を簡潔にまとめたリーフレット等を作成している大学がある。
- 研究者に、外国の脅威、政府の輸出規制、情報開示・報告義務を知らせるための研修を実施している大学がある。
- 政府の安全保障機関の関係者をキャンパスに招いて、執行部と教員に、研究セキュリティの脅威に関して直接説明や研修を行っている大学がある。

（留意事項）

- 支援：研究者が自らの所属する機関の規則や法令等を理解して遵守することが基本であるが、例えば、利益相反に関する情報開示が必要かどうかを簡易に確認できるシステムを構築し、開示が必要な場合には、手続き用のサイトを案内することで、研究者や事務の負担軽減や開示漏れをなくすことにつながると考えられる。
- 注意喚起：法令や所属機関の規則を研究者が網羅的に把握することは容易ではないため、研究セキュリティ・インテグリティに関連して遵守すべき事項を一覧できる簡潔なリーフレット等を作成して注意喚起することが効果的と考えられる。また、その際、詳細を知りたい研究者のために、関連するホームページ

のURLと担当者の連絡先を記載することも有効と考えられる。

- 研修：研究に関わる教職員・学生が主体的に研究インテグリティの強化に取り組むよう、外国の脅威や情報開示が必要な事項等についての研修を定期的実施することが効果的であると考えられる。その際、我が国では、研究倫理教育を各大学・研究機関等において実施する体制が既に構築されていることから²、研究倫理教育と協調して実施していくこと効果的と考えられる。

2

研究インテグリティの強化に向けた研究コミュニティの取組

2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月26日文部科学大臣決定）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf
では、不正行為を抑止する環境整備のために、研究機関が実施する事項として、以下の事項が定められている。研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施

2.2 今後に向けて

利益相反に重点を置いた研究インテグリティの強化は、研究セキュリティの強化のための有効な手段であるとの認識は国際的に共有されつつあり、利益相反について情報開示を行う対象者や開示の内容等については概ね標準的なルールができつつある。我が国においては、海外の事例も参考にしつつ、研究コミュニティにおける対応を着実に進めていく必要がある。

他方、開示された情報に基づく潜在的なリスクの評価については、評価の観点や実施にあたっての条件・制限の事例は明らかになっているものの、個別の案件のリスクについて判断する基準等の利益相反のマネジメント手法については、各大学・研究機関等の経験による知見の蓄積を踏まえて判断がなされているものと考えられ、共通的な判断基準等が明らかにはなっていない³。

我が国の研究コミュニティにおいては、研究セキュリティ強化の観点からの研究インテグリティの強化に向けた取組がはじまったばかりで経験が少ないことから、各大学・研究機関等の国際研究協力において懸案となった事例を含め、利益相反のマネジメントに関する経験を研究コミュニティとして共有するなど連携・協力をして、知見を蓄積していくことにより、マネジメント能力を高めていくことが望ましい⁴。また、国内の事例は限られることから、海外の研究コミュニティと連携・協力していくことも考えられる⁵。

海外では政府の安全保障機関と大学・大学団体等が連携する例もみられることから、我が国においても、政府が、大学・研究機関等における利益相反のマネジメントを効果的かつ効率的に行う観点から、研究セキュリティの観点から問題となった事例についての情報を研究コミュニティに積極的に共有していくことが望ましい。

各大学・研究機関等においても、研究インテグリティの強化を基盤として、リスクマネジメント力、経営・運営力を強化することにより、安全保障輸出管理等の規制遵守、知的財産の管理、サイバーセキュリティ対策、データ保護、外国人訪問者の管理、施設・設備のアクセス管理等の研究セキュリティの強化に向けた取組を充実していくことも重要である。

3 米国の国家科学技術会議が2022年1月に公表した「米国政府が支援する研究開発のための国家安全保障戦略に関する国家安全保障大統領覚書33（NSPM-33）の履行のためのガイダンス」では、「政府が研究資金提供と助成に関する決定を行う際にこの情報（引用者注：研究者から資金配分機関へ開示された情報）をどのように使用するかについては取り組んでいない。この質問も重要であり、科学技術政策局（OSTP）は、将来対処する予定である。」としており、開示された情報を資金配分機関がどう判断すべきかの方針は示していない。また、具体的な大学の事例としては、オーストラリア国立大学では、海外の機関と契約をする際に契約先の機関を評価するための独自のデータベースを構築していることを明らかにしているが、その内容は公開されていない。
<https://www.aph.gov.au/DocumentStore.ashx?id=9de5e89f-8615-4e85-8491-9228bff292ca&subId=699792>

4 米国では公立・ランドグラント大学協会／米国大学協会（APLU/AAU）、英国では英国大学協会（UUK）により、各大学のグッドプラクティスを共有する取組が進められている（参考資料2の1.（1）及び（3）を参照）

5 研究コミュニティによる国際的な協力の事例としては、2021年12月に公表された、米国、豪州、カナダ、ドイツ、英国、ニュージーランドの高等教育協会による共同声明「安全・安心・持続可能な国際化に向けた協働（Collaborating to support safe, secure, and sustainable internationalisation）」がある。
<https://www.acenet.edu/Documents/Statement-Collaborating-to-Support-Internationalisation.pdf>

参考資料 1

オープン化、国際化に伴うリスクと研究
インテグリティに関する各国の動向

参考資料1では、前回報告書（2020年10月公表）において報告した「オープン化、国際化に伴うリスクと研究インテグリティに関する各国の動向」（米国、豪州、英国、EU、日本）について、2020年秋以降の動向をまとめた（2020年10月以前の動向については、前回報告書を参照）。

今回、新たに調査を行ったカナダについては、「研究インテグリティに関する経緯と現状」、「オープン化、国際化に伴うリスクとその対応」を2020年秋以前の動向も含めて記載した。

また、EU加盟国のドイツ、フランスについては、新たな動きが見られたため、EUの動向と併せて「EU加盟国の研究インテグリティをめぐる動向」として記載した。

1. 米国

(1) 2020年秋以降の動向

（政府説明責任局による「連邦資金配分機関の外国影響対応ポリシー」に関する調査報告書）

政府説明責任局（Government Accountability Office : GAO）は2020年12月17日に、連邦の研究助成に関与する国立衛生研究所（NIH）、国立科学財団（NSF）、米航空宇宙局（NASA）、国防総省（DOD）、エネルギー省（DOE）の5連邦政府機関及び大学における利益相反（COI）ポリシーを検証した報告書「連邦研究：政府機関による外国からの影響に対応する規程強化の必要性について（FEDERAL RESEARCH: Agencies Need to Enhance Policies to Address Foreign Influence）」¹を発表している。

同報告書は、①連邦資金配分機関の利益相反ポリシー及び開示要件について、金銭に関連する利益相反ポリシーは、必ずしも全ての機関で明確なポリシーが定められていないことと、全ての機関で非金銭的利益相反に関する明確な定義がないこと、②ポリシー及び要件を監督・執行するシステムについて、全ての機関はいずれも金銭的利益相反の管理監督を大学に任せ、国際共同研究等の非金銭的利益相反に関する情報は、必ずしも開示要件となっていないことを指摘している。

会計検査院は同報告書において指摘した上記の問題に対して、5連邦政府機関及び大統領府科学技術政策局（Office of Science and Technology Policy : OSTP）の合計6機関に対して合計9項目の改善事項を提示している。

（「国防権限法2021」の成立）

2021会計年度の国防予算の枠組みを定める国防権限法案は2021年1月1日に成立した。同法第223条では、大学・研究機関の研究者が連邦政府機関に研究・開発資金を申請する場合の情報開示義務の連邦法

1 <https://www.gao.gov/assets/gao-21-130.pdf>（2021年12月24日アクセス）。
また、同報告書の日本語要約について、詳細はJSPSホームページを参照：
<https://www-overseas-news.jsps.go.jp/%E3%80%90%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%BB%E3%82%A2%E3%83%A1%E3%83%AA%E3%82%AB%E3%80%91gao%E3%80%81%E9%80%A3%E9%82%A6%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E4%B8%8E/>

上の根拠を設けた²。研究者が情報の開示に違反した場合は、申請の不採択、研究資金の提供中止又は契約解消の法的効果が定められ、大学・研究機関が情報の開示に違反した場合には、連邦資金を申請する権利を喪失させることが可能となっている。

（「国家安全保障大統領覚書第33号」の公表）

2021年1月14日付でトランプ大統領は、連邦政府の資金提供を受けた研究開発のセキュリティ及びインテグリティの保護のための国家的対応の指示を目的とした「国家安全保障大統領覚書第33号」（NSPM-33）に署名し、米国の研究開発体制に大きな影響を与える個人の潜在的な利益相反及び責務相反に関連する情報の開示の強化・標準化の整備を宣言し、研究機関に対して、研究セキュリティ・プログラムを策定し運用することが要求されている³。

（JCOREによる「研究セキュリティ・インテグリティ強化の推奨取組」の発表）

2021年1月15日、国家科学技術会議（NSTC）は「研究セキュリティ・インテグリティ強化の推奨取組」報告書を発表した⁴。同報告書は、NSTCの研究環境に関する合同委員会（JCORE）の研究セキュリティ小委員会が国家安全保障会議と調整の上作成したもので、国家安全保障大統領覚書第33号（NSPM-33）を補足するものと位置付けられている。同報告書は、研究機関において推奨される取組として以下の21項目を挙げている。

表 3.1.1 研究機関において推奨される取組（JCOREの公表資料をもとにCRDS作成）

● 組織的な主導と監視の姿勢を示す
1) 幹部レベルで研究セキュリティ及びインテグリティの重要性を伝える
2) 研究セキュリティに対する組織的なアプローチを確保する
3) 研究セキュリティ及びインテグリティに関する作業グループとタスクフォースを設置する
4) 包括的な研究セキュリティ・プログラムを設立し、運用する
● 開放性と透明性への期待を確立する
5) 利益相反、責務相反及び開示に関する組織の方針を確立し、施行する
6) 潜在的な利益相反と責務相反を特定・評価するために必要な全ての情報の、機関への開示を要求する
7) 留学生及び外国人研究者の情報の報告に関する国土安全保障省の要請の遵守を確実にする
8) デジタル永続識別子に関するポリシーを確立する
9) 外国からの贈与や外国との契約の報告に関する要請の遵守を確実にする
● トレーニング、支援及び情報を提供・共有する
10) 研究活動に関わる者に、責任ある研究行為についてのトレーニングを提供する
11) 外国政府が支援する人材採用プログラムへの参加を検討している者にガイダンスを提供する

2 <https://www.congress.gov/116/bills/hr6395/BILLS-116hr6395enr.pdf>（2021年12月24日アクセス）

3 <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/01/NSC-OSTP-NSPM33-Fact-Sheet-Jan2021.pdf>（2021年12月24日アクセス）

4 <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/01/NSTC-Research-Security-Best-Practices-Jan2021.pdf>（2021年12月24日アクセス）

12) 地域の連邦捜査局（FBI）現地事務所と連携して、研究セキュリティを強化する
13) 研究セキュリティ及びインテグリティに対するリスクを示す可能性のある状況や行動に対する認識と保護を強化する
14) 潜在的な開示ポリシー違反に関する情報を共有する
● 機関ポリシーを遵守するための効果的なメカニズムを確保する
15) 開示ポリシー違反や、研究セキュリティ及びインテグリティを脅かすその他の行為を発見するための効果的な手段を確立し、行使する
16) 開示ポリシー違反や、研究セキュリティ及びインテグリティを脅かすその他の行為への関与に対して、適切かつ効果的な処置を確立する
17) 研究セキュリティ及びインテグリティを支援する条項を雇用契約に含める
● 協働とデータに関連する潜在的なリスクを管理する
18) 正式な研究パートナーシップを評価するための一元化されたレビュー及び承認プロセスを確立する
19) 外国出張の評価とガイダンスのためのリスクベースのセキュリティプロセスを確立し、運用する
20) 外国人訪問者及び客員研究員に関連する潜在的なリスクを管理する
21) 効果的なデータ・セキュリティ対策を確立し、維持する

（バイデン政権による「国家安全保障大統領覚書第33号」の容認と実装ガイダンス）

バイデン政権下の大統領府科学技術政策局（OSTP）は、2021年8月に、トランプ前政権による大統領覚書NSPM-33を容認する旨を示しつつ、連邦政府全体で効果的に、厳密に、統一的に実施するための明確かつ効果的な大統領覚書NSPM-33の実装ガイダンスを策定することを公表した⁵。同ガイダンスは2022年1月に公表され、次の事項を資金配分機関と研究機関に要請している⁶：①研究者の潜在的な利益相反及び責務相反に関連する情報開示ルールとフォーマットの標準化、②電子申告システムにおける永続的識別子（Digital Persistent Identifier：DPI）の活用、③開示ルール違反時の罰則標準化、④資金配分機関間の情報共有体制の整備、⑤連邦政府から年間5,000万ドル超の資金を受けている研究機関においては、適切な研究セキュリティ・プログラム（サイバーセキュリティ体制と海外出張時のセキュリティ体制の整備、研究者向けの研究セキュリティと安全保障貿易管理に関するトレーニングの提供）の導入。

（国防高等研究計画局による「外国影響を対抗するプログラム」の実施）

国防総省（DOD）の国防高等研究計画局（DARPA）は2021年9月17日に、同局の職員と外部の業務委託先向けの覚書を公表し、「外国影響に対抗するプログラム（Countering Foreign Influence Program: CFIP）」⁷の実施を開始している。

当該プログラムは、同局の科学研究資金を申請する研究者に対して、利益相反や外国との関係等の情報開示を求め、連邦資金配分機関として最初のリスク評価基準を公開し、研究者に対するリスクの評価と管理手

5 <https://www.whitehouse.gov/ostp/news-updates/2021/08/10/clear-rules-for-research-security-and-researcher-responsibility/>（2021年12月24日アクセス）

6 <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/01/010422-NSPM-33-Implementation-Guidance.pdf>（2022年1月20日アクセス）

7 <https://www.darpa.mil/attachments/091721DARPA CFIP Policy Signed.pdf>（2021年12月24日アクセス）

続きを実施し始めている。CFIPは研究資金申請者のリスク評価を「非常に高い」、「高い」、「普通・低い」の3つのレベルに分類し、資金申請採択やリスク低減案の提出の可否をプロセス化し、明確な基準を定めている。

その後、DARPAは2021年12月1日にリスク評価基準を更新した改訂版を公表している⁸。同改訂版において、「非常に高い」、「高い」、「普通」、「低い」の4レベルに変えるとともに、研究資金の主要申請者（代表研究者、研究プロジェクトに中心的な役割を果たす研究者等）の開示情報に対して、①外国政府の人材プログラムへの参加、②米国政府の制裁対象等との関係、③米国の戦略的競争相手の外国政府等からの資金受領歴、④リスクの高い外国政府等との関係、という4つのリスク判断要素を加えた。

（大学及び関係団体の動向）

一方、米国の大学等の研究現場における動向も目立っている。連邦政府による一連の規制強化に対応して、全米の大学は研究者の利益相反や責務相反に関する情報開示の要請に積極的に協力する動きが見られ、研究インテグリティ・セキュリティ体制を自主的に強化する動きも目立っている⁹。ハーバード大学、カリフォルニア大学群、マサチューセッツ工科大学等の代表的な研究型大学を始め、米国の大学は学内に意識喚起や適切な研究教育活動を遂行するためのトレーニングを実施し始めた。また、大学の上層部に国際活動の統括管理監督部署を相次いで設立した。さらに、留学生や外国人研究者の受け入れと国際共同研究の実施に対する精査や、輸出管理体制及び特許・発明の保護等の強化を講じ始めた。

表 3.1.2 米国大学による研究インテグリティ・セキュリティ強化の取組例

ハーバード大学	研究副総長による全学監督体制の確立 国際共同研究の審査制度の強化 輸出管理・情報管理・知財管理のコンプライアンス体制の強化
スタンフォード大学	学内向けの情報開示システムを運用し、研究者の利益相反・責務相反情報を管理 輸出規制、知財、海外出張のコンプライアンス体制を強化
カリフォルニア大学群	総長室直轄の部署が「外国からの影響に対するコンプライアンス計画」を制定し、 「外国からの影響の監査」制度を導入
マサチューセッツ工科大学	懸念国との協力を対象とするレビュープロセスを公表・実施
コーネル大学	国際担当副総長を座長とする「国際委員会」を立ち上げ、全学の国際学術活動を 管理監督

出典：各大学の公表資料に基づきCRDSが作成

8 <https://www.darpa.mil/attachments/092021DARPACFIPRubric.pdf>（2021年12月24日アクセス）

9 米国大学協会(AAU)と公立・ランドグラント大学協会(APLU)は加盟大学を対象として、研究インテグリティ・セキュリティ強化の取組の実施の有無と対策の内容を調査した。詳細は参考資料2及び下記公表資料を参照：AAU and APLU, “Actions Taken by Universities to Address Growing Concerns about Security Threats and Undue Foreign Influence on Campus.”, <https://www.aau.edu/sites/default/files/Blind-Links/Effective-Science-Security-Practices.pdf>（2022年1月20日アクセス）

2. 豪州

(1) 2020年秋以降の動向

(外国関係法案 Australian Foreign Relations Billの成立)

モリソン政権が2020年末までの成立を目指していた外国関係法案（Australian Foreign Relations Bill）は、2020年12月に両院を通過して可決¹⁰された。同法は公立大学、地方自治体及び州政府が、外国の機関と締結した取り決めについてオーストラリア政府に通知することを義務付けた。外務大臣は、オーストラリアの外交関係に悪影響を与える可能性がある、又はオーストラリアの外交政策と矛盾すると考えられる場合、取り決めを無効にすることができ、遡及を含め、国際的な取り決めを変更又は無効にする権限を有する。上訴又は再検討のプロセスはない。1点原案からの修正は、大学間の取り決めに関しパートナーとなる外国の大学を当該政府が実質的に運用していなければ問題がないとするものである。即ち、①大学理事会のメンバーの過半数が政府や政党から構成されている場合、②大学で提供される教育又は実施される研究が、政府若しくは政党の政治的原則又は教義を遵守している、又はそれらに奉仕する必要がある場合、③大学の教員が、教育、研究、議論、論文発表、ピアレビューにおいて、政治的原則又は教義を遵守するか、それらに奉仕する必要がある場合を指す。これは中国やベトナムの一部の大学が該当するとされている。

(外国干渉ガイドライン更新版発表)

大学外国干渉タスクフォース（University Foreign Interference Taskforce:UFIT）ガイドライン（2019年版）¹¹を更新する決定は、外国の当局による重要な研究データやその他の機密データの漏洩により、知的財産（IP）の損失や商業的利益の喪失を通じて、オーストラリアに重大かつ長期的な損害を与える懸念がさらに高まったからとされている。2019年版では大学に対し、利益相反及び利益開示に関する方針（や戦略）の策定、海外機関の所属やポスト、財政的責任を特定、さらにオーストラリア側の大学職員の責任範囲を明確にすることを求めている。

2021年8月にUFITから発表された更新版の政府草案はさらに踏み込んで、大学の全ての研究者／スタッフに政党の所属と過去10年間の研究のために外国企業から受けた財政的支援を開示するよう求めた¹²。これに対し、大学等の研究コミュニティから大きな反発があり、結果として、UFITでは草案を見直して、“非常にバランスのとれた”¹³改訂版ガイドラインが公表されている。

UFITが2021年11月に公表した外国干渉ガイドライン更新版¹⁴は、2019年版に続き、ガイドラインの運

- 10 Australia's Foreign Relations (State and Territory Arrangements) (Consequential Amendments) Bill 2020
https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_LEGislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6595
(2021年12月閲覧)
- 11 教育省、国家安全保障局、大学当局及び有識者等で構成されたタスクフォースが作成したガイドライン（前回報告書P36参照）
- 12 Sydney Morning Herald - 'Sledgehammer' Plan to force university staff to reveal foreign political history (2021.08.28) :
<https://www.smh.com.au/politics/federal/sledgehammer-plan-to-force-university-staff-to-reveal-foreign-political-history-20210827-p58mfb.html> (2021年12月閲覧)
- 13 Go8 Media release: Foreign Interference Guidelines find balance between threats and opportunities (2021.11.17) :
<https://go8.edu.au/media-release-foreign-interference-guidelines-find-balance-between-threats-and-opportunities>
- 14 Guidelines to counter foreign interference in the Australian university sector modified 2021:
<https://www.dese.gov.au/guidelines-counter-foreign-interference-australian-university-sector/resources/guidelines-counter-foreign-interference-australian-university-sector> (2021年12月閲覧)

用は大学当局が自主的に行うことが原則となっている。透明性ある適切なリスク管理と回避のため、草案時点で争点となった全ての研究者の包括的な開示義務は、大学側が利益開示（Declaration of Interest）の聞き取りをする対象の研究者・スタッフを選べるようにした。同ガイドラインには、付録（Appendix）として、利益開示のための質問が記載されている（参考資料2（2）参照）。研究者が機密技術に従事している場合など、外国からの干渉のリスクが高い質問に対しては、過去5年間の状況を報告しなければならない。

リスク評価のアプローチは、大学にとってベストプラクティスモデルの使用が有効であると考えられる。一部の大学（クイーンズランド大学等）は、リスクに比例した方法で役立つプロセスを開発した。3つのツールを使用して、潜在的な利害の対立、副業、機密性の高い研究に関する情報を収集する。このようなモデルの使用は、各大学の個別の状況を考慮に入れるように適合させることができ、政府からの要求に応じて大学が適切な対応ができるようになる。

しかしながらThe Australian紙¹⁵によれば、資金配分機関であるオーストラリア研究評議会（ARC）は、上記草案レベルの開示要件を採用¹⁶している。ARCはその最新の公募で「外国政府、外国政党、外国国有企業、外国軍又は外交政策組織」との提携を開示することを研究者に課している。

（Go8のベストプラクティス）

豪州の上位8大学で構成されるGo8の研究インテグリティ維持のためのベストプラクティスを一覧にまとめた。

表 3.2.1 Go8のベストプラクティス¹⁷（Go8の公表資料をもとにCRDS作成）

大学	ベストプラクティス
Australian National University (ANU)	- Foreign Interference Advisory Committee がリスク評価マトリクスを用いて危機管理 - 海外組織向け利益相反申請手順を策定
University of Adelaide	- 研究担当副学長召集の下、the Defence & Security Committee (DSC) と議長the Chief Security Officer (CSO) を設置 - DSC内にthe National Security Compliance and Reputation Risk Assessment Committee (NSCR-RAC) を設置し、外国の関与する活動をレビュー
University of Melbourne	- 研究適正評価委員会の下the Foreign Interference Working Groupを設置、the University Foreign Interference Transparency Guidelinesを運用 - 監督・危機管理の網羅性・実効性を評価する複数の学内委員会が設立途上 - 研究担当副学長による学内環境の整合性・不足点等の調査分析
Monash University	- 副学長委員会の下Transparency and Integrity Committee (TIC) を設置 - The University Council と Audit and Risk subcommitteeにも定期的に報告。Audit and Risk subcommitteeが内部規制と戦略的危機についてCouncilに助言

15 The Australian “ARC requires disclosure of links with overseas political parties” (2021.08.24)

16 ARC Conflict of Interest:
<https://www.arc.gov.au/policies-strategies/policy/arc-conflict-interest-and-confidentiality-policy>

17 Measures taken by the Go8 to mitigate the threat of foreign interference in alignment with the UFIT Guidelines
<https://go8.edu.au/wp-content/uploads/2020/12/Appendix-3-Go8-actions-against-the-Guidelines.pdf>（2022年1月閲覧）

University of Sydney	• 全学 Foreign Interference Coordination Framework and Work Program を設置 • Research Risk Advisory Committee を設置し、研究活動に関連し海外からの干渉と国家安全の懸念が浮上した場合、意思決定者に助言 • Research Risk Operations Group を設置し、戦略を検討して Committee に助言 • 研究ポートフォリオの中で Manager, National Security and Export Controls を指名。国防貿易規制・輸出禁止について全学ポリシー・手順を遵守 • ガイドラインと関連諸活動間をマッピングした University UFIT Guidelines Compliance Matrix を作成し、オンラインサイトに維持・活用 • University National Security Network を設置しスタッフ情報共有・更新や行動調整を実施
UNSW Sydney	• The UFIT Guidelines に準じワーキンググループを設置し、包括的 Foreign Interference Framework を策定 • The UFIT Guidelines 案件と大学ポリシー・ガイドライン・手順間のマッピング作成 • 保安情報機構（ASIO）、外務省（DFAT）、防衛保安・審査機関等との情報共有のためリエゾン体制整備 • 訓練体制の向上と実施 • 内部監査体制について、外部審査組織の整備
University of Queensland	• プロボストの下 Foreign Influence Task Force を設置 • Disclosure Tools の作成: 全職員について、the Conflict of Interest Policy に関わる利益・活動・職位の開示
University of Western Australia	• The UFIT Guidelines・制裁コンプライアンス・国防貿易規制コンプライアンス記載のリスクをはじめとし、国防・外国干渉リスクに関わるレビューに3か月間専任する職員を配置 • Foreign Interference Advisory Committee (FIAC) を設置 • Foreign Interference Compliance Officer 職位を新設

（The China Defense Universities Tracker のアップデート）

オーストラリア戦略政策研究所（ASPI）の国際サイバーポリシーセンター（International Cyber Policy Centre）は2019年に発表した The China Defense Universities Tracker のデータベースを2021年5月に更新し公表した。今回のアップデートでは新規15大学の追加を含む全体件数の増加と既存のデータの更新が実施されている。なお、2022年1月末現在、174の大学や機関が登録されている。そのうち、危険度が「非常に高い」群と「高い」群はそれぞれ93件と23件で変わらず、「中間」が9件増えて41件、「低い」が7件増の17件である¹⁸。なお、同データベースは今後も更新、拡張される方針であることが記載されている。

（オーストラリアの高等教育及び研究部門に影響を与える国家安全保障リスクに関する調査）

豪州議会のインテリジェンスとセキュリティに関する議会合同委員会（PJCIS）は、2022年3月、オーストラリアの大学及び研究部門に影響を与える国家安全保障リスクに関する調査を発表し、その中で外国の干渉と戦うための27の勧告（Recommendations）を行った¹⁹。同調査は、2020年10月に当時の内務大臣ピーター・ダットン²⁰により開始したもので、高等教育及び研究部門に存在する全ての国家安全保障上の非常に広範なリスクについて調査が実施された。PJCISはUFITの外国干渉ガイドライン更新版（2021年11月）を歓迎し、豪州の大学及び研究機関がUFITを通じて国家安全保障上のリスクに関して積極的に透明性の維持を実施すること、そしてUFITが一連の活動を監督し、進捗状況について連邦政府に報告することを推奨している。また、中国政府が資金提供する孔子学院による学問の自由と学生の福祉に関連するリスクを認識し、孔子学院を設置している大学と外務大臣にリスク軽減のための措置を講じるよう求めている。

18 The China Defense Universities Tracker : <https://unitracker.aspi.org.au/>（2022年1月閲覧）

19 Inquiry into national security risks affecting the Australian higher education and research sector https://www.aph.gov.au/About_Parliament/House_of_Representatives/About_the_House_News/Media_Releases/Next_steps_to_combat_foreign_interference_at_Australian_universities（2022年3月閲覧）

20 Home Affairs Minister, Peter Dutton

3. 英国

(1) 2020年秋以降の動向

(英国大学協会の「国際化の下でのセキュリティ関連リスク管理ガイドライン」)

英国大学協会（Universities UK）は、2020年10月に英国の高等教育体制が外国による敵対的な干渉を防ぐアプローチを示したガイドライン「国際化の下でのリスク管理—セキュリティ関連問題—（Managing risks in Internationalisation: Security related issues）」を公表した²¹（参考資料2（3）参照）。同ガイドラインでは、外国による不当な干渉から高等教育体制を保護するために、一連の対策と措置を整理し、英国大学協会に加盟している英国の139の大学や研究機構に個々の状況に合わせた適用を要請している。

表3.3.1 ガイドラインの概要（英国大学協会の公表資料をもとにCRDS作成）

項目	具体的な措置事項
大学の評判と価値観を保護	- 安全保障関連の問題に対するレジリエンスの構築 - デューデリジェンスの実施 - 英国の高等教育の価値の促進
大学の人員を保護	- 部内や部外者とのコミュニケーションと知識の共有 - 教職員と学生による海外での旅行や就労の保護
大学のキャンパスを保護	サイバー攻撃からキャンパスの保護、財産及び訪問者向けのポリシーの作成
大学の教育研究対外協力体制を保護	- 研究セキュリティ、知的財産及び輸出管理のコンプライアンス対策 - 国際的な教育協力体制の構築と維持における注意点

(「学術研究のための輸出管理ガイダンス」の公表)

英国政府国際通商省輸出管理局（ECJU）は、研究機関や研究者に向けた「学術研究のための輸出管理ガイダンス」を作成し、2021年3月31日に公表した²²。同ガイダンスは大学や研究機関の研究者に向け、科学技術研究に関する英国の輸出規制の適用有無を評価する方法、及び国際研究協力に際するデューデリジェンスプロセスの実施のあり方を説明し、研究者が輸出規制を正しく遵守できるためのルールとなっている。

(国家安全保障・投資法の成立)

英国議会が2021年4月29日に、英国国家安全保障を脅かす可能性のある産業等に対する出資を規制する国家安全保障・投資法（National Security and Investment Act）を可決した。同法は国家安全保障上重要な17つの機微分野を指定し、特定の買収について英政府に届け出を法的に義務付け、英政府が国家安全保障の観点より投資を審査する制度が導入された²³。また、同法は2022年1月4日から施行された。また、英国政府は2022年1月に「高等教育及び研究集約型セクター向けのガイダンス（Guidance for the

21 <https://www.universitiesuk.ac.uk/sites/default/files/uploads/Reports/managing-risks-in-internationalisation.pdf>（2022年1月4日にアクセス）

22 <https://www.gov.uk/guidance/export-controls-applying-to-academic-research>（2022年1月4日にアクセス）

23 また、17分野以外の分野での買収に際しても、投資家は懸念があると考えられる場合における任意的な届け出が推奨される。同法の届け出手続きに従わず買収を行った場合、取引は無効とされるとともに、取引売上高の5%もしくは10百万ポンドのいずれか大きい額の罰金が課されることとされる罰則が定められている。

higher education and research-intensive sectors) 』²⁴を公表し、大学等の研究機関における同法の適用ルールを明確にしている。

（英国政府による国際研究協力に対する助言チームの発足）

2021年5月25日、英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）は、研究者を敵対行為から守り、輸出管理規制、サイバーセキュリティ及び知的財産の保護等のセキュリティ関連の課題についての政府の助言を提供するために、省内に新たに「国際研究協力助言チーム（Research Collaboration Advice Team: RCAT）」を立ち上げたことを発表した²⁵。

RCAT は、英国の国家安全保障を損なうリスクから、研究者が自身を守るための助言を提供する一方で、研究者が国際共同研究を最大限に活用できるようにサポートする主旨を掲げている。同チームは英国の地域ごとに設立する予定であり、研究機関に密接にアプローチするとともに、現在のプロジェクトもしくは提案の中にある潜在的なリスクを特定した英国の大学からの要請に対応して助言し、すでに提供されている助言とアドバイスをそれらの機関が実行できるよう支援も行うことになっている。

（アカデミック・テクノロジー承認スキーム（ATAS）の審査ガイダンスの改正）

海外からの留学生及び研究者が英国の大学や研究機関に科学技術分野で修士・博士号レベルの留学や研究を申請する場合に行われる審査・認証制度であるアカデミック・テクノロジー承認スキーム（Academic Technology Approval Scheme: ATAS）²⁶を、英国政府が2007年1月から導入した。同スキームによる審査・認証手続きのガイダンスは2021年5月に更新され、軍事研究に関連する機微研究を携わる外国研究者・留学生に対する審査を厳格化している。

（英国研究・イノベーション機構による「Trusted Research and Innovation Principle」の公表）

国際研究協力のためのデューデリジェンスに関連して、英国研究・イノベーション機構（UK Research and Innovation: UKRI）が資金提供した機関及び大学に対するUKRIからの期待を提示する原則「Trusted Research and Innovation Principle」を公表した²⁷。UKRIから資金提供を受けている研究機関は、同原則を採用し、同原則の要請に合致した管理及び対策を行うことが義務となっている。同原則の概要を以下の表にまとめた。

- 24 <https://www.gov.uk/government/publications/national-security-and-investment-act-guidance-for-the-higher-education-and-research-intensive-sectors/national-security-and-investment-act-guidance-for-the-higher-education-and-research-intensive-sectors>（2022年1月24日にアクセス）
- 25 <https://www.gov.uk/government/news/dedicated-government-team-to-protect-researchers-work-from-hostile-activity>（2021年12月閲覧）
- 26 海外からの留学生及び研究者の勉強対象、研究対象又は研究領域について、そこで得られる知識が高度な従来型軍事技術（ACMT）、大量破壊兵器（WMDs）又はその配達手段を開発するプログラムに使用できる場合、（免除対象国からの出身者を除いて）『アカデミック・テクノロジー承認スキーム証明書（ATAS）』が必須となる。
- 27 <https://www.ukri.org/wp-content/uploads/2021/08/UKRI-170821-TrustedResearchandInnovationPrinciples.pdf>（2022年1月4日にアクセス）

表3.3.2 原則の概要（UKRIの公表資料をもとにCRDS作成）

1. パートナーの適合性評価	研究協力相手の相手国における法的位置づけと所属組織： 研究協力相手となる組織や個人の相手国の法律における位置づけや政府、省庁、軍等の他の組織との関係を把握し、リスクがある場合、研究協力を際して合理的かつ適切な緩和策を実施する。
	価値観： 相手国の価値観が英国の民主的・倫理的価値観と異なる場合、共同研究に関する潜在的リスクを認識し、リスクの緩和策を策定する。
	利益相反： 安全保障関連の潜在的リスクを評価するためには、個人レベルの潜在的な利益相反に関する情報を確認することが不可欠である。
2. 情報・知識共有の管理	サイバーセキュリティ： サイバー攻撃のリスクを軽減するためには、教職員と学生に対する公開ガイドダンスを含むセキュリティに対する認識とトレーニングプログラムを提供し、学内に強固なサイバーセキュリティ文化を醸成しなければならない。
	データの分離： 機密データは安全に保管されなければならない。また、情報交換のために共有プラットフォームを使用する場合は、データを別の論理的階層に分離し、許可された個人のみがアクセスできるようにする必要がある。
	データへのアクセス： データへのアクセスは、明確なアクセス要求を持つ個人に対してのみ、その要求期間だけ与えられるべきである。データの取扱い及び使用の根拠は、情報を共有する前に、全ての関係者によって明確に規定され、理解され、合意されなければならない。海外の相手に適用される可能性のある当該国の法律においては、当該国政府が全ての関係者の同意なしに機密情報にアクセスしうる権限を有する場合があることに注意しなければならない。
	研究活動と研究成果の取扱い： 国際研究活動と研究成果の取扱いは、英国輸出管理法及びその他の法律を遵守し、研究成果のデュアルユース性や倫理に反した応用の可能性を想定して対応をしなければならない。
3. 商業的応用表	知的資産と知的財産権： 共同研究から派生する機密データや知的財産権等は適切な管理が必要。当該知財等の利用、譲渡、ライセンス供与及び普及についてはUKRIの使命に反してはならない。
	共同研究成果物の公開： 共同研究の実施前に、商業応用に繋がる機密データや研究成果の公開方法について事前に合意。成果を公開する場合はUKRIの規定を遵守する義務。
	輸出規制： UKRIから資金提供を受けている場合、英国の輸出規制を理解し、十分に遵守できる管理体制の整備。

4. カナダ

(1) 研究インテグリティに関する経緯と現状

カナダの研究インテグリティに関する基本的規定は、同国の3つの主要な連邦研究資金配分機関であるカナダ保健研究機構（Canadian Institutes of Health Research：CIHR）、カナダ自然科学・工学研究会議（Natural Sciences and Engineering Research Council of Canada：NSERC）、及び社会・人文科学研究会議（Social Sciences and Humanities Research Council of Canada：SSHRC）による共通的な規範「Tri-Agency Framework：Responsible Conduct of Research（RCR）」（RCRフレームワーク）に定められている²⁸。

RCRフレームワークでは、利益相反に対する不適切な管理を同フレームワーク1.3条に掲げた目的に合致しない行為と定義し、同フレームワークに対する重大な違反行為とみなしている。違反した研究者は、プロジェクトの研究資金を失い、将来の資金への申請・受領を禁止されるなどの罰則規定を定めている。また、RCR

28 <https://rcr.ethics.gc.ca/eng/framework-cadre.html>（2022年1月4日にアクセス）

フレームワークは、研究セキュリティには直接的に言及していないが、他人の研究成果の公表や利益相反の隠蔽・不適切処理等、研究セキュリティより広範囲の脅威の指標となる幾つかの一般的な行動や問題を取り上げている²⁹。さらに、RCRフレームワークでは、資金配分機関の審査プロセスへの参加者が、機関の利益相反・秘密保持方針を遵守するよう、利益相反・秘密保持契約に署名することにより、セキュリティ上のリスク軽減に取り組んでいる。

(2) オープン化、国際化に伴うリスクとその対応

近年、カナダは国際的な研究協力が盛んに展開する一方、2010年代半ばに発覚した研究機関に対する中国政府が関与したサイバー攻撃を契機として、アカデミアや産業界への外国からの干渉によって国家安全保障に重大なリスクを与えることがカナダ国内に広く意識された。こうした中、カナダ政府関連省庁、主要連邦研究資金配分機関、大学及び研究者団体により、次々と官学間の連携対応体制と多重の取組の構築が進んできている。

(カナダ公安省主導の「科学を守るイニシアティブ」とタスクフォース)

カナダ公安省が主導し、他の10の連邦省庁と連携した「科学を守るイニシアティブ（Safeguarding Science:SASC）」（SASCイニシアティブ）を2016年に立ち上げた³⁰。SASCイニシアティブは研究コミュニティが抱える技術流出、デュアルユース技術の保全、研究セキュリティ、サイバーセキュリティのリスク認識と対応能力を向上させるための、安全保障機関より研究コミュニティに対する積極的な協力体制としての位置付けである。SASCイニシアティブを通じて、安全保障部門の専門家がガイドラインや研究セキュリティ情報ツールを作成・更新して研究コミュニティに提供するほか、研究コミュニティ向けのワークショップ講習も頻繁に開催している。2021年時点までに、カナダ国内の34の政府機関と16の連邦研究所でSASCイニシアティブのプレゼンテーションが行われた。また、研究者向けのツールやガイダンスを追加するとともに、カナダ全国で民間企業、州・準州のパートナーとの間でワークショップを開催するなど、活動の拡大を図っている³¹。

(「カナダ政府-大学共同ワーキンググループ」の立ち上げ)

研究セキュリティ上のリスクを最小限に抑え、カナダの研究データや知的財産を保護するためのベストプラクティスを作成、共有、及び促進する目的を達成するため、カナダ連邦政府関連省庁、3つの主要連邦研究資金配分機関とカナダイノベーション財団（Canada Foundation for Innovation:CFI）、カナダ大学協会とU15カナダ研究大学連盟（U15 Group of Canadian Research Universities）等の研究コミュニティ団体によって構成された「カナダ政府-大学共同ワーキンググループ（Government of Canada-Universities Working Group）」が2018年に設立された。連邦政府関係省庁と研究コミュニティとの間における継続的な関与活動の一環として、定期的に連絡を取り合う場として機能している。また、研究コミュニティが研究セキュリティに対する潜在的な脅威を理解し、特定し、対応するために協力する役割も果たしている。さらに、同ワーキンググループは、研究セキュリティ上のリスクを特定、又は軽減するためのツール及びガイドライン

29 カナダでは、研究インテグリティと研究セキュリティを、一般的に異なる2つの概念として区別しているため、RCRフレームワークが講じる利益相反に対する適切な管理を含めた研究の真実性とクオリティといった研究インテグリティを確保するルールでは、不正アクセス、盗難、スパイ行為などのセキュリティ上の行為を明確的に取り扱っていない。

30 <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrtr/cntr-trrrsm/cntr-prlfrtn/sfgrdng-scnc/index-en.aspx>（2022年1月4日にアクセス）

31 また、カナダ公安省は2019年初から、「国家安全保障に関する経済上の脅威に関するタスクフォース（Task Force on Economic-based Threats to National Security）」を設立し、国家安全保障に関する経済上の脅威に関する関係省庁と協力体制も構築している。

の作成・開発の作業にも取り組んでいる。

（「あなたの研究を守るポータル」）

「カナダ政府-大学共同ワーキンググループ」がセキュリティ上のリスクを最小限に抑え、研究データと知的財産を保護するためのベストプラクティスの特定、共有、並びに推進を促進するために、2020年9月に「あなたの研究を守るポータル（Safeguarding Your Research：SYR）」³²を公開した。同ポータルは、研究者が自身の研究に対する潜在的なセキュリティリスクを特定し、軽減するための情報、研究者向けのトレーニングコース、連邦政府、国家安全保障機関から提供されたベストプラクティス、チェックリスト及びツールをまとめて提供している。

（「機微研究における経済的・地政学的なリスクを軽減する：大学研究者へのツール」）

U15カナダ研究大学連盟（U15 Group of Canadian Research Universities）とカナダ大学協会（Universities Canada）がカナダ政府-大学共同ワーキンググループからの協力を得て、2019年12月に「機微研究における経済的・地政学的なリスクを軽減する：研究者へのツール（Mitigating economic and/or geopolitical risks in sensitive research projects: A tool for university researchers）」³³を作成・公表した。

同ツールは、カナダの研究コミュニティによる自主的な取組として、研究者が研究を行う際に、自ら経済的・地政学的なリスクを評価し、それらのリスクを軽減するための対策を講じるのに役立つガイダンスとして開発されたものである。同ツールの内容としては、研究者によるリスクレベルの特定と評価、研究チームの組成、非研究者との研究協力、研究に際するサイバーセキュリティ・情報管理、研究成果の使用と保全、海外渡航に際するリスク軽減のためのベストプラクティスのチェックリストによって構成されている。

（「大学研究者とスタッフのための海外渡航セキュリティガイド」）

「大学研究者とスタッフのための海外渡航セキュリティガイド（Travel security guide for university researchers and staff）」³⁴は、U15カナダ研究大学連盟とカナダ大学協会がカナダ政府-大学共同ワーキンググループの協力を得た上で開発したものであり、上記の「機微研究における経済的・地政学的なリスクを軽減する：大学研究者へのツール」と同時に公表したガイドラインである。

同ガイドラインは、研究者の海外渡航に際して生じうるセキュリティ上のリスクを詳述した上、人的交流、物理的及びサイバー的な盗難という三つのカテゴリーに分けてリスクを軽減するためのヒントを提供している。

（カナダ安全情報局による取組）

カナダ安全情報局（Canadian Security Intelligence Service：CSIS）は国家安全保障機関の立場から研究コミュニティに対して、「あなたの研究を守るポータル」を通じて「脅威ブリーフィング（CSIS Threat Briefing）」³⁵と「あなたの研究を保護するためのチェックリスト」を公表した。

「脅威ブリーフィング」は、研究セキュリティの重要性、カナダの研究とイノベーションが直面している現在の脅威、カナダの研究セキュリティに貢献するために自分が果たすべき役割について簡潔に説明する研究者向

32 https://www.ic.gc.ca/eic/site/063.nsf/eng/h_97955.html（2022年1月4日にアクセス）

33 [https://science.gc.ca/eic/site/063.nsf/vwapj/Mitigating_Risks2.pdf/\\$file/Mitigating_Risks2.pdf](https://science.gc.ca/eic/site/063.nsf/vwapj/Mitigating_Risks2.pdf/$file/Mitigating_Risks2.pdf)（2022年1月4日にアクセス）

34 [https://science.gc.ca/eic/site/063.nsf/vwapj/Travel_Security_Guide2.pdf/\\$file/Travel_Security_Guide2.pdf](https://science.gc.ca/eic/site/063.nsf/vwapj/Travel_Security_Guide2.pdf/$file/Travel_Security_Guide2.pdf)（2022年1月4日にアクセス）

35 https://www.ic.gc.ca/eic/site/063.nsf/eng/h_98284.html（2022年1月4日にアクセス）

けの動画である。

「あなたの研究を保護するためのチェックリスト」は、カナダ安全情報局が研究者向けに作成し、23個の設問によって構成されるチェックリストである。研究者が研究に従事する際に、外国の影響から自らの研究を守るために、注意することが必要な点を自ら点検できるツールとして提供されている³⁶。

（国際研究協力に対する国家安全保障ガイドライン）

カナダ連邦政府は2021年7月12日に、カナダ政府—大学共同ワーキンググループから協力を得た上で、「国際研究協力に対する国家安全保障ガイドライン（National Security Guidelines for Research Partnerships）」を作成・公表した。同ガイドラインは、国際共同研究をカナダのオープンかつ協調的な研究エコシステムにとってもっとも重要かつ不可欠な基本要素の一つとして認識しつつ、外国の干渉によってもたらされる国家安全保障上・研究インテグリティ上のリスクを特定して軽減することの必要性を強調し、国際研究協力を行う際のリスク評価及び連邦資金の提供基準を統一化する目的で開発された。

同ガイドラインはカナダにおける大学、研究機構及び資金配分機関が国際研究協力を実施する際に遵守すべき共通基準として位置づけられている。カナダの研究者が国際研究協力を展開する際に、当該研究協力に対する国家安全保障上のリスクの評価及びリスク軽減プランの提出が、自然科学・工学研究会議（NSERC）を始めとするカナダ連邦資金配分機関の国際共同研究助成を申請する上での義務となっている。また、全ての国際研究協力に携わる研究者も、同ガイドラインによる手続きを踏まえ、自分の研究を保護することが要請されている。

5. EU

（1） 2020年秋以降の動向

（研究・イノベーションへのグローバルアプローチ）

2021年5月、欧州委員会は「研究・イノベーションへのグローバルアプローチ（Global Approach to Research and Innovation）」³⁷という国際協力に関する新たな戦略を発表した。この戦略は、2012年に採択された「研究・イノベーションにおけるEUの国際協力の強化・集中：戦略的アプローチ（Enhancing and focusing EU international cooperation in research and innovation: A strategic approach）」³⁸という国際戦略に取って代わるものである。

従前の戦略では、EUは国際的な開放性（openness）を重要視し、全方位的な国際協力を基本としていたが、新たな戦略では、開放性と学問の自由といった基本的価値を重視するとともに、自律性・競争力・知的財産・安全保障といったEUの戦略的利益も重視し、そうしたEUの価値観・利益に基づき国際協力相手や内容を選んでいくとしている。他国との協力では、基本的価値観に裏打ちされた、公平な競争条件（level playing field）と相互利益（reciprocity）を前提とすることを明確にしている。こうした変化は、10年前とは本質的に異なる世界的文脈に対応し、EUの国際協力を現在の政策優先課題に適合させるためだとしている。

36 https://www.ic.gc.ca/eic/site/063.nsf/eng/h_98285.html（2022年1月4日にアクセス）

37 https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/research_and_innovation/strategy_on_research_and_innovation/documents/ec_rtd_com2021-252.pdf

38 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52012DC0497&from=en>

新戦略では、「研究・イノベーション（R&I）における開放性と基本的価値」「公平な競争条件と相互利益の追求」「地球規模課題に対するグローバルな取組」「第三国との協力調整」の4項目について今後取るべき重要な行動が明記されている。

このうち、「公平な競争条件と相互利益の追求」では、2021年中にEUの研究機関や高等教育機関が外国の干渉に対処するためのガイドラインを策定するとともに、2022年末までに国際的な文脈における知的財産の賢い利用に関する実務規範（code of practice）を示すことを掲げている。

（外国の干渉に対処するためのガイドライン）

前述のガイドラインの内容検討は、2020年2月に欧州委員会がドラフト案を公表した「高等教育機関・研究機関における外国の干渉に対処するためのコンセプトノート（Concept note on tackling foreign interference in Higher Education Institutions and Research Organisation）」³⁹を元に進められた。コンセプトノートでは、ガイドラインの策定目的を、「学問の自由、インテグリティ、機関の自治を守ることによって基本的価値を保護すること」と「重要な研究成果や知的財産を保護し、EUの結束を促進すること」としていた。

2022年1月、欧州委員会は「研究・イノベーションにおける外国からの干渉に対処するための作業文書（以下ガイドラインと表記）」⁴⁰を発表した。本ガイドラインは、EUの高等教育機関と研究機関が、学問の自由、インテグリティ、機関の自治等の基本的な価値を守り、スタッフ・学生・研究成果・資産を保護するためのベストプラクティスの概要を示している。

ガイドラインの策定は欧州委員会とEU加盟国政府及び高等教育機関、研究機関、資金配分機関、産業団体等の利害関係者と共同で進められた。ガイドラインはEU加盟各国の高等教育機関や研究機関に対して法的拘束力を持つものではなく、そうした機関が外国からの干渉について意識を高め、自らの戦略策定の助けとなることを目的としている。

ガイドラインには、価値、ガバナンス、パートナーシップ、サイバーセキュリティという4カテゴリーについて、外国からの干渉に対処するための包括的な戦略が詳細に書かれている。各カテゴリーで示されている内容は以下のとおりである。

39 <https://s3.eu-central-1.amazonaws.com/euobs-media/3ef6dc3d60ee27a2df16f62d47e93fdc.pdf>

40 European Commission, Tackling R&I foreign interference Staff working document, <https://op.europa.eu/en/web/eu-law-and-publications/publication-detail/-/publication/3faf52e8-79a2-11ec-9136-01aa75ed71a1>

表 3.5.1 ガイドラインで挙げられている4つのカテゴリーとそれぞれの内容

カテゴリー	内容
価値	1. 学問の自由が危険にさらされている国・パートナー機関を特定する
	2. 学問の自由とインテグリティに対する外部からの圧力を理解するために脆弱性評価を行う
	3. 機関及び個人レベルでの学問の自由とインテグリティへの取組を強化する
	4. 抑制的な状況（repressive settings）でパートナーとの協力を継続する
ガバナンス	1. 外国からの干渉に対する行動規範（Code of Conduct）を公表する
	2. 外国からの干渉に関する委員会を設置する
パートナーシップ	1. リスク管理システムを実装するための一般的な前提条件を整備する
	2. 強固なパートナーシップ協定を発展するための適切な手順を確立する
サイバーセキュリティ	1. サイバーセキュリティリスクへの意識を高める
	2. 外国の干渉主体からのサイバーセキュリティ攻撃を検出・防止する
	3. 外国の干渉によるサイバーセキュリティ攻撃に対応し回復する

公表資料をもとにCRDS作成

（Horizon Europeにおけるセキュリティ審査）

2021年より、最新の研究・イノベーション枠組みプログラム「Horizon Europe」（2021-2027）が始まった。Horizon Europeでは全ての申請に対して、セキュリティ審査が実施される。前身のHorizon 2020では、「セキュリティセンシティブ（Security Sensitive）」としてフラグ付けされたトピックに対する申請だけがセキュリティ審査の対象であったことと比較して、Horizon Europeではセキュリティに関する扱いがより厳格になったといえる。

具体的な手順としては、申請者が以下の表の3項目について自己申告を行い、必要に応じて採択前に欧州委員会の代表が議長を務める「セキュリティ精査ワーキンググループ（Security Scrutiny Working Group）」による精査が行われる。

表 3.5.2 セキュリティに関する自己申告の内容

1. EU 機密情報（EU Classified information） ⁴¹	
・許可無き開示に対する保護を必要とする情報や資料を含んでいるか	
該当する場合	EU 機密情報を使用するものか
	EU 機密情報を成果として生成するものか

41 「EUのセキュリティ分類によって指定された、許可なき開示がEUや加盟国の利益に様々な度合いの損害を及ぼしうる情報又は資料」と定義される。開示された場合の影響の度合いによって、「EU Top Secret」「EU Secret」「EU Confidential」「EU Restricted」の4段階に分類されている。原文は以下を参照。
“Commission Decision (EU, Euratom) 2015/444 of 13 March 2015 on the security rules for protecting EU classified information”,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015D0444&from=EN>

・ 非 EU 加盟国が関わる活動か	
該当する場合	非 EU 加盟国からの参加者が EU 機密情報にアクセスする必要があるか
	関係する非 EU 加盟国は EU と情報セキュリティ協定を結んでいるか
2. 悪用 (Misuse)	
・ 成果の悪用の可能性 (犯罪やテロにつながる可能性) があるか	
該当する場合	非 EU 加盟国からの参加者が EU 機密情報にアクセスするか
	関係する非 EU 加盟国は EU と情報セキュリティ協定を結んでいるか
3. その他のセキュリティ事項 (Other Security Issues)	
・ EU 加盟各国の安全保障上の制限対象となる情報や資料を含んでいるか (該当の場合詳細記入)	
・ その他に考慮すべきセキュリティ事項があるか (該当の場合詳細を記入)	

公表資料をもとに CRDS 作成

(Horizon Europe における研究セキュリティ関係の公募)

Horizon Europe では、研究セキュリティに関して、「従来型、非従来型の脅威から高等教育機関と研究機関を保護する」⁴² というトピックで公募が行われている。2022 年前半に 2 プロジェクトを採択予定で、1 プロジェクト当たり 100 万ユーロの資金提供が行われる。プロジェクトに期待されるアウトカムは以下のとおりで、ガイドラインの内容を補完する活動を進めることが求められている。

- 従来型、非従来型の脅威に対する高等教育機関と研究機関の注意を喚起する
- 非従来型の脅威を防ぎ、それに対応する高等教育機関と研究機関の能力を高める
- 高等教育機関と研究機関の回復力を向上させる

(2) EU 加盟国の研究インテグリティをめぐる動向

(ドイツ)

①研究インテグリティに関する経緯と現状

連邦制を採るドイツは州政府が高等教育を含む教育全般を所掌している。連邦政府は州政府との合意に基づいて教育や研究を促進する上で必要な場合に協力できると基本法 (憲法) に明記されている。また、研究についても大学への研究資金総額の約 8 割を州政府が負担し、競争的資金も連邦政府と州政府が共同で配分している。大学の研究を支える代表的な資金配分機関であるドイツ研究振興協会 (Deutsche Forschungsgemeinschaft/DFG) に対しても連邦政府 (約 2/3) と州政府 (約 1/3) の割合で拠出している。とはいえ DFG は連邦政府から独立した機関であり、大学、研究機関、科学アカデミーが加盟する協会としての側面を持ち、研究者がメンバーとなって自治組織として運用されている。

ドイツにおいて研究インテグリティの推進や研究不正対応を実施する主体は研究機関である。研究公正の基準となる文書は DFG 提言「研究公正の実践 (1998 年)」⁴³ で、あくまで研究機関や研究者に対するガイド

42 ここでは非従来型の脅威とは、サイバー攻撃、潜入 (infiltration)、偽情報キャンペーンなどを指す。詳しい公募内容は以下を参照
<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/horizon-widerra-2021-era-01-50>

43 DFG: Safeguarding Good Research Practice, 1998, 改訂版 2013

ラインという位置づけである。ただし、DFGは助成金を受給する大学や研究機関及び研究者に対してDFG提言への準拠を資金提供の条件として求めている。2018年に提言を補完するガイドライン⁴⁴を策定し、各大学・研究機関に対し2021年7月までに同ガイドラインに準拠した実施戦略を整備するよう求めた。

このガイドラインは19の項目からなり、責任ある研究者としての行動、適切なデータの利用、論文発表やオーサiership等の基本倫理を説いている。利益相反については、研究行動の全てのレベルで利益相反を回避することも研究の中心的な要素であり、研究及び研究の独立性に影響を与える可能性のある資金源の開示を含む、と8項「責任と役割」に言及されている⁴⁵。

研究不正の調査や認定は原則として研究機関で行われる。上記DFG提言に基づいて設置された「オンブズマン（Ombudsman）」という役職・組織があり、オンブズマンに任命された研究者が研究者からの相談や告発に応じ、調査を行って、当事者間の話し合いによる和解が可能な事案を仲裁する機能である。この役職には大学や研究機関に置かれるローカル・オンブズマンとDFGに事務局を置く連邦レベルのドイツ研究オンブズマンの2種類が存在する。後者は研究者の所属に関わらずドイツ全土からの相談に応じているが、両者に上下関係はない。

②オープン化、国際化に伴うリスクとその対応

ドイツ連邦政府は2017年2月に教育、科学、研究の国際化に関する戦略を発表した。同戦略には、1. 国際連携による卓越した研究の推進、2. ドイツのイノベーション力を強化、3. 教育と職業スキルの向上、4. 世界の科学コミュニティを発展途上国と共に発展、5. 世界的な課題を協力して解決、することを目標として掲げ、持続性ある国際連携の促進を謳っている。

これを受けて、ドイツ大学学長会議（HRK）は2020年4月に「大学の国際連携におけるガイドラインと規準⁴⁶」を発表した。大学における国際連携は、研究と学問の自由を基本原則とした上で、科学的な発見や真理を追求し、さらに政治的なイデオロギーや学外からの不当な影響を回避することが明記されている。この上で、ガバナンス、教育、研究等についての指針が示されている。

さらにHRKは同年9月に、「中華人民共和国との国際連携に関する指針⁴⁷」を発表した。これまでドイツは40年以上にわたり中国との連携を一貫して推進してきており、同ガイドによると現在は1,400件を超える大学間連携協定が存在する。しかしながら、中国当局の中国の大学への直接的な介入等もあって、法的、組織的な問題を抱えているドイツの大学も少なくないと言及されている。

さらに、2017年に施行された「中華人民共和国国家情報法⁴⁸」において、中国の国民や組織は、中国政府の情報活動に協力する義務があるということが示されていることから、ドイツ国内でも僅かではあるが警戒感が高まっていることも背景にあると考えられる。引き続き中国との良好な関係を維持しながら、連携協力のチャンスとリスクを詳らかにし、著しい不均衡や財政的な依存関係の是正を求めている。教育や研究に関して

44 DFG: Guidelines for Safeguarding Good Research Practice, 2018

45 DFG: Guideline GL8 “Stakeholders, responsibilities and roles”
<https://wissenschaftliche-integritaet.de/en/comments/avoiding-conflicts-of-interests/>

46 HRK: Guidelines and standards in international university cooperation, April 2020,
https://www.hrk.de/fileadmin/redaktion/hrk/02-Dokumente/02-07-Internationales/02-07-01-Internationale-Strategie/HRK_Resolution_Guidelines_and_standards_in_international_university_cooperation.pdf (2021年12月)

47 HRK: Guiding questions on university cooperation with the People's Republic of China, September 2020
https://www.hrk.de/fileadmin/redaktion/hrk/02-Dokumente/02-01-Beschluesse/HRK_Resolution_Guiding_question_on_university_cooperation_with_the_PR_China_9.9.2020.pdf (2021年12月)

48 国家情報法（National Intelligence Law）

は、カリキュラム設定の透明性や正当性、公平なデータアクセスの保証等と、知財及びデュアルユースの可能性がある技術については輸出を規制する法律を遵守することを明記している。

(フランス)

①研究インテグリティに関する経緯と現状

フランスの研究開発実施主体として中心的な役割を果たしているのは、国立科学研究センター（CNRS）や原子力・代替エネルギー庁（CEA）をはじめとした国立の研究機関である。大学における研究も行われているが、歴史的に教育に重点を置いてきたと言われている。フランスの研究システムの特徴として、混成研究ユニット（UMR）と呼ばれる異なる複数の研究機関が研究連携体制を整え、その中に複数の研究テーマに沿ったチームが組織されて、そこに競争的資金の配分が行われている点がある。国立の競争的資金の配分機関としては、2005年に設立されたフランス国立研究機構（Agence nationale de la Recherche/ANR）がある。

フランスでも研究インテグリティの促進や不正の調査や認定をするのは研究機関が主体となっており、国レベルで研究不正への対応や監督をする機関は存在しない。各研究機関には、専門の担当者（Research Integrity Officer/RIO）が設置されて不正申し立てを受けたり、調査認定をしたりしている。適切な研究公正実施を促進するために、研究機関を支援する組織としてフランス研究公正室（French Office for Research Integrity/OFIG）があり、各機関のRIOに対する情報提供やネットワーキングの場を提供している。OFIGは2017年に研究機関や高等教育機関を評価する「研究・高等教育評価高等審議会（High Council for Evaluation of Research and Higher Education/HCERES）」に設置された。HCERES自体が行政機関、資金配分機関、研究機関から独立しており、OFIGをHCERESに置いたことはOFIGの中立性も担保する狙いがあったとされている⁴⁹。

研究公正に関するガイドラインとして、国立研究機関と大学学長会議（CPU）が中心となって2015年に策定した国家憲章⁵⁰がある。あくまで基本理念としての文書であり規則ではないが、主要な国立研究機関と大学によって署名されているほか、ANRからの助成金を受けようとする全ての研究機関は同憲章に準拠した方針の策定が求められている。内容としては、信頼できる研究活動の実践や共同作業における責任、評価の公正と独立の重要性等が示され、基本的には研究者の責務と倫理について記述されている。さらに2018年には研究公正室（OFIG）と各研究機関のRIOで構成される研究公正責任者のネットワーク（RESINT）が研究公正実施のガイドライン⁵¹を公開した。ベストプラクティスに従って、組織内の研究公正性違反の報告に対応する手順を、全てのRIOが学ぶための支援をすることを、このガイドラインの主な目的としている。

②オープン化、国際化に伴うリスクとその対応

2021年3月、フランスの国会議員の台湾訪問計画に対し在フランス中国大使が抗議を表明したことに関する一連の事件⁵²等を受け、長い間保護されてきたフランスの高等教育及び研究の世界も特定の国からの影響

49 H30年度文科省委託事業「諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務 成果報告書」2019年3月
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzei/fusei/_icsFiles/afieldfile/2019/07/16/1418732_01.pdf（2021年12月）

50 The French charter for Research Integrity 2015:
https://www.hceres.fr/sites/default/files/media/downloads/2015_French_RI_Charter_0.pdf（2021年12月）

51 Guide to Recording and Processing Reports relating to Research Integrity 2018,
https://www.hceres.fr/sites/default/files/media/downloads/2018_Guide-traitement-signalements-IS_RESINT.pdf（2021年12月）

52 戦略研究財団の中国研究者アントワヌ・ボンダズ氏が、中国大使館の行動に対し抗議をしたところ、彼に対する非難、中傷が行われたとされる。参考：
<https://www.lefigaro.fr/international/petite-frappe-hyene-folle-l-ambassade-de-chine-se-dechaine-contre-un-chercheur-francais-20210321>（2021年12月）

と無縁ではなくなっているとして、フランス議会上院の院内グループが実施した調査ミッションの報告書が2021年9月に発表された。同報告書では、現状の高等教育システムの3つの脆弱性、1. 不十分な財政的資源、2. 行政的な脆弱性、3. 研究コミュニティが本質的に抱える公開の文化を指摘した上で、現在の法的枠組では新しい脅威の出現に対応し切れていないと分析している。その他、以下の5つの目標を策定した。

- 目標1 現状分析と対策立案
- 目標2 大学の価値を守る活動の支援
- 目標3 国際協力全般の透明性、双務性の強化
- 目標4 協力関係の管理に関わる行政手続を強化
- 目標5 国及び国際レベルにおける参照規範等の採択

フランスでは、機微な技術の流出防止については科学技術潜在力の保護法（PPST）に基づき、知識や技術の盗取の防止に関連して一定の研究分野、研究区域に対する接近を管理するなどの行政的な措置が講じられている。この措置は内務省の統括の下、各省に置かれている安全保障・国防管理監（HFDS）および各大学/研究所の国防・安全保障管理官（FSD）の任務により、外国人を含む外部の者の接近を審査する形で確保されている。かかる措置を一層強化するため、大学/研究所に置かれている高等教育倫理協議体⁵³の関与をより強化するとともに、各大学/研究所の国防・安全保障管理官（FSD）と関係当局（外務、内務、国防、経済）間のネットワークとの調整を改善し情報共有に努めることとしている。

さらにはPPSTによる措置とは別に2021年10月の首相通達⁵⁴により、国家公務員に対して外国の影響を踏まえ利益相反の解消等を求める仕組みを設けている。

6. 日本

(1) 2020年秋以降の動向

(内閣府の検討会による提言)

内閣府が設置した「研究インテグリティに関する検討会」⁵⁵は、提言「研究インテグリティに係る調査・分析報告書」を2021年3月19日にとりまとめた⁵⁶。

同報告書では、研究者自身による適切な情報開示のほか、大学や研究機関等に対しては、人事・リスク管理のためのマネジメントを強化し、兼業を含む全ての所属組織と役職（海外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等含む）、海外を含む外部機関から供与された全ての資金や資金以外の支援、自身が関与する全ての共同研究等の相手方や参画者の情報等を把握することなどを提言した。

また、公的研究資金を配分する資金配分機関に対しては、申請時に、兼業を含む全ての所属組織と役職（海

53 2018年3月に設置された組織で、各省各機関に設置されている主に「利益相反」等職業倫理上の問題を扱う機関。公務員の義務の適用に関する助言、利益相反問題への意見等を示すことを通例とする。

参考：<https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid138740/le-college-de-deontologie-de-l-enseignementsuperieur-de-la-recherche-et-de-l-innovation.html>（2021年12月）

54 2021年10月11日 首相通達 Circulaire n° 6306-SG du 11 octobre 2021 relative au renforcement de la transparence des actions d'influence étrangère conduites auprès des agents publics de l'État
<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf/circ?id=45236>（2022年4月閲覧）

55 CRDSでは、前回報告書の内容を2020年10月28日の検討会において報告している。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/2kai/2kai.html>

56 内閣府 研究インテグリティに関する検討 <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>

外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等含む)、エフォート管理に関わる海外を含む外部機関から供与された全ての資金の受入れ状況等について把握することなどを提言した。

政府に対しては、大学や研究機関における規程や組織の整備、競争的資金に関するガイドライン等を改訂することなどを提言した。

（第6期科学技術・イノベーション基本計画）

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）⁵⁷において、研究活動の国際化、オープン化に伴い、利益相反、責務相反、科学技術情報等の流出等の懸念が顕在化しつつある状況を踏まえ、政府としての対応方針を検討し、2021年に競争的研究費の公募や外国企業との連携に係る指針等必要となるガイドライン等の整備を進めること、特に研究者が有すべき研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的確保を支援すべく、国内外の研究コミュニティとも連携して、2021年早期に、政府としての対応の方向性を定めることとした。

（政府の対応方針の決定）

2021年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議において、内閣府の検討会の提言を踏まえ、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」⁵⁸（以下「対応方針」という）が策定された。

対応方針においては、研究者による適切な情報開示に関する取組が示されるとともに、研究者の所属機関において、人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けること、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府として所管する研究機関に対して関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し所要の支援を行うことなどとされた。

また、競争的研究資金に関するガイドライン等の改訂においては、国外も含む外部からの支援や兼業等の情報（申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、（a）国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報、（b）全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報）の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求めること、利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認すること、虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限（2022年度の公募から反映）などの内容を盛り込むこととしている。

対応方針の決定を受け、文部科学省では、同日付で科学技術・学術政策局長等の4局長連名による通知を、所管の大学・国立研究開発法人等に発出した。通知では、対応方針の趣旨を踏まえ、大学等に対して研究インテグリティの確保に関する取組を進めるよう依頼するとともに、文部科学省としても、具体的取組に関するモデルの提示など関係者の負担に配慮し所要の支援を行う旨を周知した。

なお、対応方針においては、大学・研究機関等における研修強化等の取組状況及び利益相反・責務相反に関する規程・組織の整備状況並びに研究資金配分機関等における取組状況（公募要領等の改定を含む）

57 第6期科学技術・イノベーション基本計画 <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

58 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf

について、2022年度に把握・公表し、必要に応じて当該機関に改善を求めることとされており、大学・研究機関等においても早期に対応していくことが必要となっている。

（統合イノベーション戦略2021等の政府の決定）

2021年6月18日に閣議決定された「統合イノベーション戦略2021」⁵⁹（第6期科学技術・イノベーション基本計画の実行計画と位置づけられる最初の年次戦略）においても、今後、政府として、対応方針を踏まえ、研究コミュニティとも連携しつつ、国際動向や国際調和も考慮しながら、競争的研究費事業の共通的なガイドラインの2021年度早期の改定等、研究インテグリティの自律的な確保の支援に資する取組を着実に実施することとした。

また、同日閣議決定された「成長戦略実行計画」及び「成長戦略フォローアップ」⁶⁰並びに「経済財政運営と改革の基本方針2021」⁶¹においても、政府として、対応方針を踏まえて2021年度の早期に競争的研究費の関係指針等を改定するとともに、競争的研究費への申請に当たり、本年度から順次、外国資金等の受入状況等について開示を求め、来年度には開示対象を拡大するなど、研究インテグリティに資する必要な取組を進めることとした。

（科研費の対応）

我が国を代表する競争的研究費である科学研究費助成事業（科研費）においては、政府の対応方針を踏まえ、科研費制度側で可能な対応を2022年度公募（2021年7月公募開始）から先行して実施している。具体的には、記入要領において、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にすること、同欄に記載した研究課題の応募・受入等に当たっての所属組織・役職を記載すること、応募者が関与する全ての研究活動の状況を所属研究機関と適切に共有することを指示するなどの取組をしている⁶²。

（競争的研究費の適切な執行に関する共通的なガイドラインの改定等）

政府の対応方針に従い、2021年12月17日に「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）⁶³が改定され、関係府省等は、競争的研究費の不合理的な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置等を講じることとされた。

- 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類等に記載させる。なお、応募書類等に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の

59 統合イノベーション戦略2021
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2021_honbun.pdf

60 成長戦略会議
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/index.html>

61 経済財政運営と改革の基本方針2021
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf

62 科研費の最近の動向及び令和4（2022）年度公募について（2021年7月 日本学術振興会）P15
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_210709_2/data/siryou2.pdf

63 競争的研究費の適正な執行に関する指針
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する⁶⁴。

○上記の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めると、また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

○政府の対応方針を踏まえた所属機関における利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示するとともに、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがある旨、公募要領上明記する。

これらの措置等については、2021年度に公募を行うものは可能な範囲で対応し、2022年4月以降に公募を行うものから順次実施することとされた。

同日、大学・研究機関等における研修等での利用により、研究者や大学・研究機関等の理解醸成を促す目的で、「研究者向け」及び「大学・研究機関等向け」の「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」を内閣府が作成・公表した⁶⁵。

これらのチェックリストの雛形では、研究者に対して、研究活動の透明性の確保に係る情報について、所属機関の規程に基づき、担当部署に適切な報告を行っているかなどと問うとともに、大学・研究機関等に対しては、所属する研究者・職員から、研究活動の透明性の確保に係る情報について、機関の関係規程等に基づき、報告等を受けてマネジメント等を行っているかなどを問うている。

（日本学術会議における論点整理）

日本学術会議 科学者委員会 学術体制分科会は、2022年1月に「科学者コミュニティからの研究インテグリティに関する論点整理」⁶⁶を公表した。このなかで、「研究活動のオープン化、国際化とそれに伴うリスクへの対応については、科学者コミュニティの観点から明示的に議論がなされていないことは確かであり、今般審議を行い、これまでに明らかになった論点を整理することとした」として、研究インテグリティに関するガイドラインの策定・運用に当たり留意すべきポイントや、研究インテグリティに関して大学等研究機関の現場からの関心事項がまとめられている。また、「科学者コミュニティたる専門家集団の倫理規範である『科学者の行為規範（2013年改正）』⁶⁷（日本学術会議）があるが、研究インテグリティ問題に対応し、内容の再検討と必要に応じて改正も課題になる」としている。

（安全保障貿易管理の見直し）

上記の研究インテグリティの強化に向けた取組に加え、経済安全保障の観点からの検討も進んでいる。2020年10月から2021年6月にかけて、産業構造審議会通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会において、「みなし輸出」管理の見直し等について審議がなされ、2021年6月10日に中間報告をとりまとめ

64 なお、資金配分機関に提出する研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を公募要領上明記することとされた。

65 チェックリスト雛形：研究者向け（令和3年12月17日版）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist1.pdf>
 チェックリスト雛形：大学・研究機関等向け（令和3年12月17日版）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist2.pdf>

66 <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/gakutai/pdf/siryō2506-1.pdf>

67 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

た⁶⁸。同中間報告では、「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」の概念を明確化し、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態に該当する場合には「みなし輸出」管理の対象であることを明確化することを提言した。中間報告に基づき作成された関連する省令・通達の案についてパブリックコメントが同年8月から9月にかけて実施され11月18日に公布、公表された。本省令・通達は、2022年5月1日から施行、適用されている⁶⁹。

（経済安全保障リーフレットの作成）

2021年4月、公安調査庁は、企業や大学等の研修で活用されることを目的として、経済安全保障の観点から留意すべき現状等についてまとめた「経済安全保障リーフレット」を公表した⁷⁰。その中で、企業や大学等が保有する技術・データは、常に悪意ある主体の標的となる危険性があるとして、技術・データの流出経路として、人材リクルート（技術に精通している従業員の引抜き）、投資・買収・合併（影響力を行使して意思決定に反映）共同研究・事業（技術データの持ち出し）、経歴偽装による在籍（留学生・研究者等の送り込み）、不審なアプローチ、サイバー攻撃を紹介している。

（安全・安心に関するシンクタンク機能の具体化に向けた検討）

2021年4月の統合イノベーション戦略推進会議に、「国及び国民の安全・安心の確保に向けた科学技術の活用に必要なシンクタンク機能に関する検討結果報告書」（イノベーション政策強化推進のための有識者会議「安全・安心」）が報告されている⁷¹。同報告書では、安全・安心に関するシンクタンク機能の役割は、政府からの課題設定に基づき、科学技術に係る高度な知見に基づく調査・分析・研究活動を踏まえた政策提言を実施する（＜知る＞）ことであり、政府の役割は、安全・安心に関するシンクタンク機能からの政策に資する提言を受けて、重要分野に係る研究開発や社会実装に向けた政策の策定や施策の推進を図る（＜育てる・生かす・守る＞）こととされている。同報告に基づき、2021年度から内閣府がシンクタンク機能の委託事業「我が国が戦略的に育てるべき安全・安心の確保に係る重要技術等の検討業務」を開始し（2021年度予算額：3億円）、受託先の政策研究大学院大学において2023年度を目途とする本格的なシンクタンク立ち上げに向けた検討が進んでいる。

（経済安全保障に係る重要技術の育成支援）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、経済安全保障の強化推進のため、シンクタンク機能も活用しながら、先端的な重要技術について実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出するとともに、重要な技術情報の保全と共有・活用を図る仕組みを検討・整備するとされたことを受けて、政府は、2021年度補正予算において文部科学省と経済産業省にそれぞれ1,250億円、合計2,500億円を計上し、「経済安全保障重要技術育成プログラム（ビジョン実現型）」⁷²を開始することとした。科学技術振興機構と新エネルギー・産業技術総合開発機構に基金を造成し、継続的に先端的な重要技術の研究開発への支援を行う

68 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/20210610_report.html

69 経済産業省安全保障貿易管理ホームページ
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

70 <https://www.moj.go.jp/psia/keizaianpo.leaflet.html>

71 <https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/9kai/9kai.html>

72 第2回経済安全保障法制に関する有識者会議、資料7、9ページ
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai2/siryou7.pdf

予定である。

（経済安全保障法制に向けた検討）

2021年10月に発足した岸田内閣においては、経済安全保障を重要課題と位置づけ、経済安全保障担当大臣を新設するとともに、社会経済構造の変化、国際情勢の複雑化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、経済安全保障の取組を強化・推進するため、内閣総理大臣を議長とする経済安全保障推進会議を同年11月に設置⁷³するとともに、内閣官房に経済安全保障法制準備室を設置して関連法案の準備を進めることとした。

同年11月には、経済安全保障の取組を強化・推進するために必要な法案の在り方について検討を行うため、経済安全保障法制に関する有識者会議も発足した。サプライチェーンの強靱化、基幹インフラの安全性・信頼性の確保、官民技術協力、特許出願の非公開化に関する検討を進め、2022年2月に「経済安全保障法制に関する提言」をとりまとめている⁷⁴。

同提言も踏まえ、同年2月25日、政府は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」（経済安全保障推進法案）を閣議決定して国会に提出した⁷⁵。同法案は、同年5月11日参議院本会議で可決され、成立した。同法では、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、先端的重要技術の開発支援に関する制度、特許出願の非公開に関する制度を創設することとしており、法の公布（同年5月18日）後、9月以内から2年以内にかけて段階的に施行される。

表 3.6.1 経済安全保障推進法の先端的重要技術の開発支援に関する制度の概要

先端的重要技術の開発支援に関する制度
• 先端的重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。
国による支援
• 重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等
官民パートナーシップ（協議会）
• 個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置 ※指定基金（経済安全保障重要技術育成プログラム（令和3年度補正予算））においては必置 • 構成員：関係行政機関の長、研究代表者／従事者 等 • 相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務
調査研究業務の委託（シンクタンク）
• 重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める

内閣官房の公表資料に基づき CRDS 作成

⁷³ 経済安全保障推進会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/index.html

⁷⁴ 経済安全保障法制に関する有識者会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/index.html

⁷⁵ 経済安全保障推進法案の概要
<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220225/siryou1.pdf>

参考資料2 海外の研究コミュニティ等による取組事例

参考資料2では、海外の研究コミュニティ等の取組事例のうち、大学団体によるガイドライン等、大学による利益相反の管理の取組事例、米国の資金配分機関等による利益相反の管理に関する取組事例など、参考になると考えられるものを掲載した。

1. 大学団体によるガイドライン等（利益相反に関する推奨事項等）

(1) 米国

（公立・ランドグラント大学協会及び米国大学協会による推奨事項）

キャンパスにおける国家安全保障上の脅威と 外国政府の不当な影響に関する懸念に対処するための大学の行動¹ 2020年5月

（略）最近の調査収集に基づいた、大学が進めている新規及び既存の活動事例を以下に示す。全ての大学がこれらの事例を確認し、研究セキュリティ上の脅威や外国政府の不当な影響から守るために、自身のキャンパスで効果があると思われる実践を検討することを推奨する。（略）

■意識改革とコミュニケーション

○全学的なコミュニケーションの実施

大学は、外国政府からの不当な影響力に関する認識を高め、情報を提供するために、教職員、ポスドク、大学院の研究補助員とのコミュニケーションを行っている。これらのコミュニケーションには、リスクを軽減するために研究者が取るべき行動、支援を受けたり、質問をしたりするために所属機関の誰に連絡すればよいか、連邦政府や機関の規則や方針に基づく既存の報告、情報開示、輸出及びその他のセキュリティ管理の要件と責任についての注意喚起等の情報が含まれていることが多い。

○セキュリティ・ニュースレターと通知文書の発行

大学は、知的財産に対する外国の脅威や海外旅行の準備についてのセキュリティ・ニュースレターを発行し、配布している。また、キャンパス内の施設のセキュリティ担当者や輸出管理担当者は、海外からの脅威に対する関心が高まっていることを受けて、大学の指導者に対して定期的にセキュリティ・ブリーフィングを実施したり、地域のFBI（連邦捜査局）事務所と協力してブリーフィングの促進に努めたりしていることが報告されて

¹ “University Actions to Address Concerns about Security Threats and Undue Foreign Government Influence on Campus” (Association of Public and Land-Grant Universities (APLU), Association of American Universities (AAU))
<https://www.aplu.org/members/councils/governmental-affairs/CGA-library/effective-science-and-security-practices---what-campuses-are-doing/file>

いる。

○包括的で公開可能なウェブサイトの作成

大学は、国際的研究活動、国際協力、外国政府からの不当な影響・リスクの軽減等、様々なトピックに関するリンクや情報を掲載したウェブサイトを作成し、公開している。また、このウェブサイトは、関連する大学の方針や実務、大学のコミュニケーションやガイダンス、政府機関の情報、方針、要件等にアクセスするための「ワンストップ窓口」としても機能している。

○大学の役員会や教授会での定期的な議論

大学は、教職員、学部長、学科長、執行部等の学内グループ間で、外国政府からの不当な影響に関する問題について定期的に議論している。また、国際的な活動に参加する際に考慮すべき問題について、教員メーリングリストを介して議論が行われている。

■調整（コーディネーション）

○キャンパス規模のワーキンググループやタスクフォースの組成

大学は、キャンパス全体を対象としたワーキンググループやタスクフォースを継続的に強化し、上級管理者や教員等、執行部レベルと運営レベルの両方で代表者を増やしている場合もある。これらのキャンパス横断的なワーキンググループでは、国家安全保障上の脅威や外国政府の不当な干渉に関する懸念をよりよく調整し、対処するための戦略を議論、開発、実施している。また、これらのグループは、海外にいる教職員・学生の健康・安全・国家安全保障に関する緊急の国際的な問題や、大学全体に影響を与える可能性のある海外での活動・決定についても議論している。

○リスク評価の調整

大学は、研究リーダー、コンプライアンス・オフィサー、セキュリティ担当者からなる全学的な委員会を設置し、リスク一覧表を作成し、外国政府からの不当な影響を受ける危険性のある研究や学問の分野を評価し、セキュリティ上の解決策の可能性を提示している。これらの評価は、地域のFBI事務所やその他の国家安全保障の専門家と相談して行われる。

○国際活動やコンプライアンス調整のための学内部門の設置

大学は、国際的なパートナーシップや海外との関わり、コンプライアンス要件に関わる活動をよりよく調整、監督、継続的に見直すために、新しい部門を設置したり、ワークフローのプロセスを共有したりしている。これらの部門は、輸出規制、外国人訪問者の審査、留学生や研究者に関連する問題等、様々な機能を監督している。これらの中には、国際的な活動、セキュリティ、その他の高リスクの活動に関する、執行部や教職員に対し1対1の相談や、大規模なキャンパスフォーラム・イベントを介した戦略的計画、アドバイス、支援を継続的に行っているところもある。

■教職員と学生へのトレーニング

○教職員と学生に外国の脅威や連邦政府の輸出規制、情報開示、報告義務を知らせるためのRCR（Responsible Conduct of Research：責任ある研究の実施）研修の更新

大学は、輸出管理された研究、知的財産の保護、科学的誠実さの維持、連邦政府から資金提供を受けた研究を行う際の倫理的行動、政府機関の報告・開示要件、疑わしい行動の報告プロセス等の要素を、教職員と学生向けのRCR研修コースに組み込んでいる。このような取組には、米国政府の競争相手が特に関心を持つ技術分野に関する情報提供が含まれることが多く、また、現在の外国政府の脅威と、それに対応するた

めの保護措置の取り方について、教職員や学生の間で理解や意識の向上を図るという、大学の幅広い取組の一環として行われている。いくつかの大学では、複雑な倫理的意思決定に関する特別なオンライン研修や、大学院生を対象とした単位取得可能なRCRコースワーク、教職員を対象とした大学の方針やリソースを理解するためのコンピテンシー認定プログラムを提供している。また、セキュリティ侵害や外国政府からの不当な影響を受けやすいと判断された研究者に対して、追加のトレーニングを実施している大学もある。

○教職員向けのウェブページや研修資料の作成

大学は、教職員向けに包括的なウェブサイトを作成し、外部の研究資金源の開示や、連邦政府の研究助成金に課されるコンプライアンス要件に関する機関及び連邦政府機関の要件に簡単にアクセスできるようにしている。

○連邦の国家安全保障機関との連携強化

大学は、FBI、DCSA（Defense Counterintelligence and Security Agency：国防防諜・セキュリティ庁）、DHS（Department of Homeland Security：国土安全保障省）等の連邦政府の国家安全保障機関と協力して、学内の執行部や教員向けに研究やサイバーセキュリティの脅威に関する研修資料を作成している。また、これらの国家安全保障機関がキャンパスに招かれ、教員と執行部の両方に直接説明や研修を行うこともある。

■連邦政府の国家安全保障機関や情報機関との定期的な交流

○地域の連邦政府の国家安全保障担当者との連絡窓口の確定と強固な関係の確立

大学は、FBI、ICE（Immigration and Customs Enforcement：移民・関税執行局）、DSS（Defense Security Service：国防保安局）、その他の連邦政府の法執行機関や国家安全保障機関の地域担当者と、より強固な関係を築き、定期的に交流している。これには、大学執行部による機密扱いの説明会への参加も含まれる。多くの大学では、これらの機関に対する学内の連絡窓口を設置し、学内で特定の問題や現実の脅威、あるいは潜在的な脅威を確認した場合や、特定の教職員や学生の活動について懸念がある場合には、これらの機関と連絡を取っている。大学はFBIを貴重なリソースとして活用しており、外国人訪問者のスクリーニングについての相談、セキュリティに関する最新情報の提供やFBIの活動を説明するための講習会の依頼をFBIにしている。さらに、地域の政府関係者と協力して、指導者向けの会議を大学で開催したり、地域の会議に出席したりするなど、共同活動の場を提供している。

■データの保護とサイバーセキュリティ（略）

■知的財産の保護と技術管理計画の活用（略）

■共同研究、契約及び外国からの贈与の審査

○助成金、契約、外国からの贈与を審査するためのリスク基準の策定と包括的プロセスの活用

大学は、外国からの支援を伴う契約や資金受入について、広範な決裁の手順やスクリーニングシステムを確立している。これには、外国の関与、輸出規制、助成金の条件及び機密データや機密情報の受領又は創出の可能性に関する契約の精査が含まれる。大学はリスク基準を用いて、リスクの高い活動や懸念国が関与する契約を評価し、必要と判断された場合には、国際的な資金提供の要件、輸出管理のリスク、情報セキュリティの管理について、大学が追加の詳細審査を行うようにしている。追加審査が必要なものについては、提案された契約条件を修正したり、契約を締結しないという決定を下したりすることもある。大学は、高等教育法第117条に基づく要件（訳者注：高等教育機関に対し、外国の資金源からの年25万ドル以上の金品受領又は契約の締結について、教育省に報告することを求めている）を完全に遵守するために、外国からの贈与

や契約を包括的に収集し、教育省に報告する取組を大幅に強化している。大学の研究支援室や法務責任者が、当該の贈与品を評価することもある。

○外国の脅威からの保護・リスク軽減のための連携・協定のひな形の開発と使用

大学は、教職員が、外国の団体との連携や協定の締結を審査し検討する際の手引きとなるひな形を開発している。これらのひな形には、潜在的なリスクの軽減、言論の自由、学問の自由、互惠主義、その他の倫理的配慮等の中核的学術価値の保護、輸出管理法やその他の連邦政府の要件の遵守を目的とした条項が含まれていることが多い。また、一部の大学では、国際協定を締結しようとする教員にガイダンスを提供するために、国際協定の決定マトリクスを採用している。

○不適格・制限機関をスクリーニングする技術やツールの使用

大学は、外国の資金提供者や共同研究者、外国の大学との連携（訪問者、客員教員、非移民ビザの教職員や学生を含む）をスクリーニングし、連邦の輸出管理要件や規制団体のリストを確実に遵守するための技術を強化している。多くの大学は、Visual Compliance社やAmber Road社等によるソフトウェア・ソリューションや、継続的に更新される多数のセキュリティリストや輸出規制リストを検索するエンタープライズ・リソース・プランニング（ERP）ソフトウェアを使用して、規制対象又は不適格とされている機関をスクリーニングしている。個人や団体が規制、拒否、禁止、指定、又はブロックに該当する者のリストに存在する場合、その個人や団体は、新しい連携を行うこと、又はその他の方法でその機関と取引することやサービスを提供することが禁止されたり、特定の施設や情報へのアクセスが制限されたりすることがある。

■利益相反に関する方針の見直し、更新及び実施

○利益相反（Conflict of Interest: COI）及び責務相反（Conflict of Commitment :COC）に関するポリシーの策定と使用

大学は、外国の高等教育機関との提携を含む外国との金銭的利害関係を有する教員を特定するために、既存のCOI報告要件を引き続き使用し、更新している。また、既存のCOIポリシーに加えて、COCポリシーも作成している。これらのポリシーは、所属機関に対する教員の責任に抵触したり、懸念を抱かせたりする可能性のある外国の所属機関、関係、金銭的利害をより明確に特定するために更新されている。これには、外国の政府主催の人材採用プログラムへの参加、米国外の機関での役職・表彰・地位、有償・無償の国際的な共同研究、機関外での研究責任者としての活動等について、よりの絞った質問を追加することが含まれる。また、更新されたポリシーには、大学の適切なガイドラインに従わずに個人が海外で知的財産を開示したり、実施許諾をしたりすることを明確に禁止する文言が含まれている。多くの大学では、相反が見つかった場合、自主的に連邦の資金配分機関に通知している。

○情報収集インフラと情報開示報告の支援ツールの開発

大学は、報告された情報をより詳細に監視するための職員の能力を高めることに加えて、情報開示報告の記録を追跡・管理するための電子システムを構築している。また、特に輸出管理室との連携を強化し、教員の海外での活動に関する報告書を精査するとともに、教員、職員、ポスドク、大学院生の研究補助者に必要な研究セキュリティ研修を提供する機会を積極的に設けている。大学によっては、情報開示者を支援するためのシナリオや事例、FAQを作成して共有したり、学長や学部長等の上司が情報開示の審査時に検討するチェックリストを作成して、開示された活動についてより詳細な審査が必要かどうかを判断したりしているところもある。

- 海外出張のセーフガードとプロテクション（略）
- キャンパスへの外国人訪問者（略）
- 輸出管理コンプライアンス（略）

（政府関係協議会による国際協力の審査のフレームワーク）

学術的研究における個々のグローバルな取組に対する審査フレームワーク² 2020年1月

本フレームワークは、政府関係協議会（COGR）が法的、規制上又は施策上のアドバイスを提供するものでないとの理解の下に、COGRのメンバーに対して、一つのツールとして提供されるものである。本フレームワークは、何らの連邦法、州法、規制又は機関の施策を代替するものとみなされてはならない。

序論

科学の進歩にとって、またボーダーレスとなった多くの社会の課題を解決するに当たって、グローバルな取組は、不可欠である。研究者は、このようなグローバルな課題への対応、新技術の開発、新治療方法の発見及び世界の国々に対する理解度を深めるため、国境を超えて協力と知識の普及を行わなければならない。しかしながら、これらの取組には、個人のリスクも、機関のリスクも伴うことがある。（略）

学術的研究における個々のグローバルな取組に対する審査フレームワーク（以下、「フレームワーク」という。）の目的は、このような取組に対する機関の分析を支援し、潜在的リスクの評価を行い、かつ、移行戦略を開発するための基礎をなす体系を提供することである。各機関の施策、アプローチ、外国関与度及びリスク許容度が異なるため、本フレームワークは、処方的なアプローチを提供するものではない。本フレームワークは、機関がグローバルな取組に関連する潜在的な課題を特定し、これを解決する一助として一つのツールとなる目的で提供されるものである。

本フレームワークは、以下のとおり、8つのセクションに分けて編成されている。

- A. 国際的活動に関する情報の入手
- B. ガバナンス、意思決定及び管理監督
- C. 審査対象の施策根拠：審査者からの情報提供及び審査に対する要請は、何れかの機関の施策／手順によってその許可を与えられるか？
- D. 当該の取組を分析するための事実関係
- E. 内部開示及び外部開示の条件に対するコンプライアンス
- F. 主要な潜在的リスクの概要
- G. 追加的なデューデリジェンスの誘因となり得る潜在的ハイリスク要因
- H. 潜在的リスクに対応するマネジメント戦略

2 “Framework for Review of Individual Global Engagements in Academic Research” (Council on governmental Relations (COGR))
<https://www.cogr.edu/sites/default/files/COGR%20Framework%20Formatted%20001142020.pdf>

各セクションには、特定の事例に適用され又は適用されない可能性のある一連の案内事項が含まれる。機関においては、当該の案内事項に追加、削除及び注釈付加も自由に可能とされるものとする。(略)

本フレームワークは、特定の取組が提起する可能性のある潜在的风险から、研究者、機関、資金配分機関及び他のステークホルダーを保護すると同時に機関のグローバルな研究に対する支援の継続を援助することをその目的としている。その目的は、常識的なリスク評価と軽減を行いながら、「プロファイリング」(profiling)という認識を生み出すことなく、また、グローバルな研究や国家競争力に萎縮効果をもたらすことなく、グローバルな協力に依存した独創的かつ強力な科学的進歩を可能にすることである。(略)

A. 国際的活動に関する情報の入手

機関は、研究者の活動に関する情報を入手するが、その情報入手は、種々のチャンネルを通じて行われ、そのチャンネルには、助成金及び契約に対する提案、研究者の利益及び責務の相反の開示、出張に伴う開示、出版物の内部審査、客員研究者に対する受け入れ要請、研修生の採用並びに他の手段が含まれる。本フレームワークは、機関の開示情報の分析において、情報に基づく意思決定及びリスクマネジメントを通じて、外国からの不適切な影響というリスクを評価し、かつ、これを軽減できるよう、機関を助力するものである。

機関は、国際的活動を審査及び承認する際において、「点と点を結び」(connect the dots)、管理負担を軽減し、かつ、機関間の協力を増大させるために、情報開示を調整し、又は合理化する手法を考慮したいと希望することがある。このような調整は、連邦政府からの情報開示についての条件に対し、機関としての対応を合理化することにも役立つものである。

国際的活動に関する潜在的情報源は、下記のものを含むが、それに限られない。

1. ファンディングに対する申請書（例えば、現在及び保留中の研究資金の支援、他の団体における採用及び略歴情報）
2. 機関の開示書式（例えば、年度の利益相反の報告書、プロジェクト固有の開示様式、外部における専門的活動の報告書）
3. 研究リソースの共有又は移転に関する契約（例えば、ライセンス、有体物移転契約(material transfer agreement)、データ使用契約、ファンディング未交付の研究協力に関する覚書）を処理する技術移転対応の部署（Technology transfer office）又は他の管理部署
4. ビザ申請書の支援に対する要請を処理し、又は客員研究者の任命を処理する外国人留学生・外国入学者担当部署、学部長事務室、プロボスト事務室並びに関連情報を保有し得る他の管理を集約している部署（例えば、研究開発、法務責任者、出張手配、IT、グローバルな支援、調達サービス等）
5. 匿名の情報源及び他の外部情報源

B. ガバナンス、意思決定及び管理監督

機関は、国際的な研究の取組についての意思決定、マネジメント及びモニタリングに対する種々のアプローチを設定することが可能である。考慮すべき点には、下記の点が含まれる。

1. どのように機関において課題が特定されるか、また質問が提出される場合に誰が初期対応の責任者か？
2. 機関は、質問に回答し、懸念事項を把握するための一元的連絡先を特定したか？また、その連絡先を機関の関係するコミュニティに知らせたか？
3. 審査の範囲を定め、関連情報を収集し、かつ、リスク評価を行う責任を機関の誰が負うか？ 意思決定、研究活動の承認、また機関決定が遂行されていることの保証を行うために個々の事例をモニタリングする責任は、誰が負うか？中央集権型のアプローチ及び分散型のアプローチを考慮すべきである。
4. 新たな施策及び手順を定める責任を有する者は誰か？また、その資料はどこに保管されるか？

5. いくつかの担当部署を横断する事項は、どのように対処すべきか？その審査は、誰が調整すべきか？
6. 研修を行う必要はあるか？それらの研修を開発し、実施する責任は誰が負うか？また、誰がその研修を履修することが必須か？
7. 関係部署（例えば、人事、財務、情報技術、施設管理）において新たなアプローチを実行するために、どのようなリソースが必須か？

C. 審査の根拠：情報提供の要請や審査は、機関のどの規則が根拠となるか？

国際的取組を含め、外部との取組の審査に関連する規則が多量に存在する場合がある。国際的な活動に関連する重要な規則の一覧を作成することは有益であり、その際、各規則に基づく手続きに責任を負う事務室・個人、機関が収集する情報とその目的も明らかにする。

下記の規則が国際的取組の評価に関与する可能性のあるものとして含まれる。

1. 利益相反規則
2. 責務相反規則。これには外部における専門的活動の報告及び他の機関での雇用が含まれる
3. 輸出規制規則
4. 学部学生及び大学院学生の入学及び選考に関する手続き
5. ポスドク及び研究者の採用手続き
6. 客員研究者に関する規則
7. 学術誌又は学会誌での当該機関のオーサiershipに関する規則・慣行
8. 知的財産に関する規則。これには有体物移転契約又はデータ使用契約に関する規則が含まれる
9. データ・セキュリティ及びアクセス管理についての規則・手続き
10. 研究活動へのスポンサーに関する規則
11. 出張に関する規則
12. 寄付受諾の規則・手続き

D. 取組を審査するための事実関係

本セクションの質問は、国際的な取組を審査する際の重要事項を特定する手引きとなり、また、その結果として、潜在的リスクに関する規則やリスク軽減のための承認条件を特定する手引きとなることを目的としている。

機関は、研究者の外部活動を対象とする契約については、契約が機関との契約でないため、日常的に審査しないこともあるが、これらの契約は外国との取組における、研究者の義務に関して不可欠な情報を提供することがあることに注目すべきである。取組の事実関係を理解するため、審査者は、当該の国際的取組の性質及び義務を規定する契約、ウェブサイト、書簡又は他の文書による資料を審査することが有益であると発見することがある。これは、例えば、当該個人が人材採用プログラムへの参加を含む研究の遂行を求められる外部活動に関しても、又は別の団体若しくは機関で研究行為を必要とする他の活動に関しても、特に当てはまるものである。機関は、いずれの外国語の文書に対しても、偏見のない第三者の翻訳書を使用すべきである。外国の研究者が米国に來訪する場合であろうと、米国の研究者が外国においてファンディング交付済みの研究を実施する場合であろうと、外国に関する取組について開示しないことは、米国における研究行為のインテグリティを損なうものであるとJASONは判断している。

上記序論における記述のとおり、下記の質問は「チェックリスト」(checklist)としてでなく、むしろ取組の性質を理解することの一助となるべき「案内事項」(prompts)としての利用を目的とするものである。

1. 非米国主体（含む複数主体）の正体

- a. 取組に関与する非米国主体の名前、所在地、連絡先は何か？
- b. 取組に関与する個人は誰か？全ての個人が特定されているか？
- c. 活動が実施される場所はどこか（全ての場所）？
- d. 主体又は取組は、どのようにファンディングを受けるか（例えば、外国政府からのファンディング、外国の民間からのファンディング、米国政府からのファンディング等）？

2. 活動

- a. 活動の性質は何か？研究に関与するか？教育か？メンターとしての指導か？
- b. 当該機関の研究者が、プロジェクトの提案書のリスト又は他の主体のリストに掲載されていたか？その場合は、リストのコピーを入手すべきである。
- c. 予定される拘束の期間及び時間は、どれくらいか？
- d. 活動は進行中の研究協力の一部分か？

3. 機関活動との関係

- a. 国際的取組は、個人の現在の自国の所属機関の活動（例えば、研究、教育、メンターとしての指導）とどのように関連するか？
- b. 国際的取組と、個人の現在の自国の所属機関の活動との間に、潜在的に重複する部分はあるか？
- c. 国際的取組は、個人の現在の自国の所属機関との相反を発生させるか（例えば、当該研究者の時間又は研究リソースに対して）？

4. 知的財産

- a. データ又は有体物は、非米国機関に対し交換又は輸出されるか？
- b. 知的財産が創造される可能性はあるか？
- c. 成果としての知的財産を所有するのは誰か？

5. 管理対象の技術及び情報

- a. 活動は輸出規制の対象か？
- b. 活動には、ハイリスクな可能性ありと特定された規制対象の主体又は他の主体が関与するか？

6. オーサiership

- a. 論文、データセット、ソフトウェア又は他の成果物に共同オーサiershipは期待されるか？
- b. 基礎研究の成果、データ及び製品の普及を誰がコントロールするか？
- c. 研究者の所属リストに掲載される団体は、どのような団体か？
- d. 機関又はスポンサーのファンディングは、出版物の支援に有益となるか？多くのスポンサーは、助成金の支援に対する謝辞（acknowledgment）を要求する。
- e. オーサiershipに対して期待される事項は、米国オーサiershipの規範及び規則に違反しないか（例えば、著者として個人の名前を掲載する契約、オーサiershipに対する対価支払い、別の機関への所属の促進）？

7. 他の機関又は主体における活動

- a. 取組によって別の機関で特定の時間拘束が要求されるか？また、その場合には、拘束の内容は何か？
- b. 正規の学術研究者としての雇用又は団体所属はあるか？

- c. 活動には、当該の機関において、別の機関の学生の指導（メンターとして）／支援を行うことが含まれるか？研究者は、他の機関においてスポンサー付きのプロジェクトに対し応募又は参加するか？
 - d. 外国の主体は、研究のためにリソースを提供するか（例えば、給与、場所、設備、データ、機密有体物等）？また、その場合、支援の形式は何か？
 - e. 契約上か否かを問わず、なんらの追加的な義務はあるか？
 - f. 当該機関の研究者が、外国機関に帰還した後、外国機関において当該機関の研究の一部分を実施するように協力関係を継続する期待はあるか？
8. 当該機関の研究者に対する諸手当及び対価
- a. 当該機関の研究者は、本取組のために対価を受け取るか？その場合、報酬の形式は何か（例えば、給与、研究室へのアクセス、他のリソース）？
 - b. 当該機関の研究者は、他の諸手当を受け取るか（例えば、スポンサー負担の出張又は他の報酬）？
9. 当該機関における採用
- a. 取組を実施するために当該機関において外国主体からの個人の受け入れ又はメンターとして指導することが必要か？その場合、何の役職又は採用が係わるか（例えば、学生、ポスドク、客員研究者）？
 - b. 個人は、いかに選考されるか（例えば、当該機関の研究者が選考するか、又は他方の主体が選考するか？）？
 - c. 個人は、海外の軍事関連の主体又はハイリスクな主体と関係を有するか？
 - d. 各採用の期間はいつからいつまでか？
 - e. 客員研究者（含む複数）は、当該機関において、何の活動に取り組むか？
 - f. 客員研究者（含む複数）は、いかにファンディングを受けるか？
 - g. 客員研究者（含む複数）は、必須とされる場合、当該機関との客員研究者契約を締結するか？
 - h. 客員研究者の機関は、当該機関における活動について報告を要求するか？
 - i. 当該機関の規則について、どのような研修／説明会が提供されるか？
10. 当該機関のリソースの使用
- a. 活動の支援のため、施設、設備、機密有体物又は他の機関のリソースに対するアクセスは、提供されるか？
 - b. 客員研究者が当該機関のリソースを使用する場合、当該機関に対する支払いはあるか？
 - c. 当該機関の名前又はブランドは、いずれかの方法で使用されるか？
11. 米国法以外の法的義務の負荷
- a. 研究者に外国の法的義務を負担させる契約はあるか？
 - b. 当該の義務は、米国法、当該機関の規則又は一般的に認められる研究の価値又は原則と相反するか？非米国主体は、その研究の価値又は原則を支持するか（例えば、学問の自由）？
12. 終了
- a. 研究者はいかに取組を終了させるか？

E. 内部開示及び外部開示の条件に対するコンプライアンス

研究者は、外国の取組に適用される内部開示義務及び外部開示義務の両方を遵守しなければならない。機関自身においても、資金配分機関及びその他に対する開示義務又は報告義務を負うことがある。本セクショ

ンは、国際的な取組についての内部開示義務及び外部開示義務の両方に対する潜在的かつ強制的な開示条件を特定するものである。開示条件がある場合、いずれの開示条件が適用されるかについては、事例による。開示条件に違反するか否かについては、事例の事実関係（例えば、不開示が意図的か否か）及び機関の規則に基づく対応が機関として要求される。

1. 内部開示

- a. 活動についての記載とともに、利益相反及び責務相反に関する開示はなされたか？
- b. 人を対象とする研究実施計画又はスポンサー付きプロジェクトの提案の一部として開示された取組に関して、プロジェクト独自の開示はあるか？

2. 外部開示

- a. 研究者は、ファンディング申請書において研究のスポンサーに対する取組を開示したか？（例えば、現在及び保留中／他の支援についての開示、略歴、回覧用の書式及び承認用の書式又は他の「ジャスト・イン・タイム」(just in time) の承認方式) 本件は、進捗報告書において開示されたか？
- b. 国立衛生研究所がファンディングを提供した研究にとって、取組は「外国の要素」(foreign component) の定義に適合するか？また、その場合、国立衛生研究所からの事前承諾を要求されたか？
- c. 次回の進捗報告書又はスポンサーとの定例連絡の前に、何らかのアップデート又は事前承認が必要とされるか？
- d. 研究者は、出版物において、いかに取組（スポンサー、ファンディング供給源、提携団体及び利益相反報告書を含む）を開示すべきか？

F. 主要な潜在的风险の概要

1. 責務相反—当該機関に対する忠実義務に違反すること、当該機関に対する義務を履行するためには、個人の時間の容量 (bandwidth) が不足すること、資金配分機関に対する義務に関して過度に責務を負うこと、ファンディングや人事で当該機関と競合すること。
2. 利益相反及び研究の客観性に対するリスク
3. ファンディングについての意思決定に関する情報を資金配分機関に対し非開示にすること。
4. 知的財産／ノウハウの喪失（単なる転移ではない）—別の機関が出版物、知的財産又はデータに対し不適切に優先的なアクセスを得ること。例えば、中国の知的財産及びデータに関する法律は、中国において収集された研究データに対するアクセスを制限する可能性がある。
5. 機関にとっての法的リスク（例えば、虚偽請求取締法:False Claims Act）
6. 研究者個人にとっての法的リスク（米国法、州法又は当該機関の規則に抵触する外国法又は外国規範を遵守するよう、契約によって要求される場合、外国の法的リスクを含む）
7. 財務上のリスク（例えば、連邦政府からのファンディングの喪失）
8. 風評リスク、威信失墜—コンプライアンス違反又は懸念事項に対する不対応が悪評につながる可能性があること、当該機関が行った財務上の投資及び研究に事前に費やした年数を勘案すれば、別の機関が出版物又は特許において不相応な帰属性を受け取ること、深刻な事例では研究者のキャリアもマイナスの影響を受けること。
9. 制裁規制違反（規制対象の主体が関与している場合）
10. 研究者の学究上の独立性が喪失すること、学究上の判断に対する不当威圧、業績評価や採用競争の悪化等

G. 追加的なデューデリジェンスの誘因となり得る潜在的ハイリスク要因

追加的なデューデリジェンスの誘因となり得る潜在的ハイリスク要因を決定することは、複雑であり、かつ、多くの要因に依存するものである。下記項目は、潜在的ハイリスク要因を特定する際に有益となり得る基準の一例である。

1. 国家安全保障及び経済的競争懸念の対象となる「懸念国」(countries of concern)として米国エネルギー省 (Department of Energy) 及び他の連邦政府機関が指定した国が関与すること (例えば、中国、ロシア、イラン及び北朝鮮)
2. 取組が、外国政府がスポンサーとなって支援している人材採用プログラムの特徴を有すること。(例えば、別の機関のポジションに採用すること、別の機関で学生の指導を行うこと、自国の機関で学生又は客員研究者に採用すること、他の機関で研究者に助成金の申請及び研究を行う機会を与えること)
3. 規制対象先の関与。連邦政府機関のリストに掲載されているハイリスクな団体は、米国法に違反する情報開示・移転を行う可能性がある。
4. 取組に下記の米国各機関が規制する活動が含まれること：国務省 (武器国際取引に関する規制)、商務省 (輸出管理規則)、エネルギー省 (原子力安全保障) 又は財務省 (外国資産管理)。上記規制が関与する場合、法律上及び規制上のリスクは、よりハイリスクとなる。
5. 個人情報に対するアクセス：保護された健康情報、財務情報又は他の機密かつ個人の情報にアクセスすることは、当該の個人、公衆及び機関にとってハイリスクとなる。
6. 研究機関に対する非開示。研究者が所属機関に開示すべきであった情報 (例えば、利益相反) を開示しないことは、悪意のない間違いである可能性もあるが、機関及びスポンサーの方針に違反した研究者と別の主体との間の合意事項の意図的隠蔽となる可能性もある。
7. 国際的な機関からの非常に高額な報酬。その支払いの見返りとしてスポンサーの期待についての疑問を提起する。その例として、時間の拘束、研究者の名前の使用、米国機関の名前の使用、技術又はノウハウの移転、収賄のリスク、不正なキックバック又は紹介手数料が含まれる。
8. 非常に長期にわたる取組／活動／雇用。相当な責務及び期待される成果を示す可能性がある。また、当該個人が別の機関に対して同一の責任を履行することに報酬が支払われる場合には、事実上の責務相反又は責務相反と認識されることに至る可能性がある。
9. 外国主体からの研究者の採用又はその研究者に対する指導の実施への期待。知的財産の潜在的喪失、輸出管理違反が潜在的に想定される。学生及び客員研究者の選考は、標準的な機関慣行が適用されるか？研究者は当該研究者のみによって選考されるか？研究者の選考においては、どのような業績評価の基準が使用されるか？
10. 兼任及び「シャドウ・ラボ」(shadow lab) (外国に所在する別の研究室であって、研究者が管理監督を行い、又はその研究室の資源にアクセスを有する研究室)。外部における活動と自国の機関における活動をいかに区別するかとの下記の懸念を提起する。境界線が明確でない場合、知的財産権及び他の研究成果の所有権についての紛争を招く可能性がある。当該機関が、研究者及びその研究室／研究部門に対して投下した投資が別の機関の利益のために潜在的に転用されることになる。他から資金提供されていないと米国の資金配分機関に主張して、ひとつの研究プログラム／プロジェクトに対して二重のファンディングを得る機会を与えることになる。
11. オーサーシップに関する責務。契約によって、オーサーシップの約束又は所属団体の名前を出す約束を行う場合であって、出版物に対する実際の貢献に基づかない場合には、著者及びその貢献に関して、学術の規範に違反し、かつ、読者に誤解を与える可能性がある。
12. 米国モデルと相反するデータ所有又は移転にかかる法律を有する他の国における研究。当該の法律は、出版物に対する制約、収集されたデータにアクセス不能又はノウハウの流用を結果としてもたらす可能

性がある。例えば、ロシアは、科学者に対して、他の科学者との出会いをロシア政府に報告することを義務付ける新たな法律を制定した。他国も同様の条件を有する可能性もある。

H. 潜在的リスクに対応するマネジメント戦略

上記において特定された課題が一つ以上の下記項目を通じて適切にマネジメントされているか否かを考慮すべきである。

1. 当該機関以外における学究上の地位を授与する合意については、開示、審査及び承認を条件とすること。
(例えば、無報酬又は名誉職的な地位)
2. 助成金申請、出版物及び公表用のプレゼンテーションにおいて、関係性の詳細を開示すること。
3. スポンサーに対して、その条件のとおりを開示すること。
4. 団体所属及び出版物に関する研修を行うこと。必要な場合は、所属団体が適切であることを確保するために管理監督すること。
5. 研究者の採用については、客観性及び公正な競争を保証するため、上位の責任者（例えば、学科長、学部長又はプロボスト）による承認を得ること。
6. 相反関係を招く取組を削減し、又は徐々に排除すること（例えば、連邦政府がスポンサーとなる活動から外国との関係を終了又は移行させる）
7. 相反の発生源となる関係又は活動を分離すること。
8. 機関の活動を明確に分離することの保証を得るため、外部の活動又は機関の研究計画を修正すること。
(両当事者が書面をもって合意した研究範囲の指定を含む)
9. 別の機関が情報に優先的なアクセスを得ないことを保証するため、研究成果を迅速に普及させること。
(例えば、ウェブサイト又は出版物の最終原稿を通じて)
10. 知的財産、データ共有、出版物及び必要に応じた他の交換を管理する、機関間の契約をすること。
11. 規制対象技術又は機密技術の輸出を管理するため、技術管理計画、輸出許可若しくは外国資産管理局 (OFAC) の許可又は他の輸出管理リスク緩和戦略を策定すること。
12. 厳格な事例においては、スポンサーのファンディング、特に連邦政府のファンディングに対し申請する研究者の能力を制限すること。
13. 出版前原稿データを保護するため、データ・セキュリティ及び管理の計画を開発すること。
14. 事実を発見し、又は緩和策を開発及び評価するため、リスクマネジメント、研究の法令遵守又は内部監査の各機能を関与させること。

事例研究（略）

(2) 豪州

(大学における外国の干渉タスクフォース)

オーストラリアの大学セクターに対する外国の干渉に対抗するためのガイドライン³ 2021年10月

(略)

大学における外国の干渉タスクフォース

オーストラリア政府と高等教育部門は、外国の干渉リスクに対する防衛を強化するために、2019年8月に大学外国干渉タスクフォース（UFIT: University Foreign Interference Taskforce）を共同で組織した。（略）本ガイドラインは、外国の干渉のリスクから守る組織方針を策定することと、自由な意見交換、開かれた研究文化、学問の自由を促進することとの間の潜在的な緊張関係を慎重に考慮し、バランスをとることを目指している。（略）大学と政府の共通の目的は、コミュニティへの恩恵を最適化する開放性という貴重な資産を損なわずにオーストラリアの大学セクターの安全性を守ることである。

本ガイドラインを策定し、刷新する際に適用した総合的な原則は以下のとおりである：

- セキュリティは、学問の自由、価値観、共同研究を保護するものでなければならない。
- 研究、協力、教育活動は、国益を念頭に置く。
- セキュリティは個人の説明責任を伴う連帯責任である。
- セキュリティは、組織のリスクの大きさに比例したものでなければならない。
- 大学コミュニティの安全が最優先である。

本ガイドラインは、各機関のリスクの大きさに比例して適用されることを意図しており、大学に不必要な負担を強いることを意図するものではない。大学には、本ガイドラインを考慮し、リソースの優先順位を付けるために最も高い自らのリスクを特定し、特定のリスクに適した軽減策を適用することが推奨される。本ガイドラインは、外国の干渉リスクについて大学が考慮すべき点を全て網羅することを意図するものではない。（略）

オーストラリア政府機関は、ガイドラインに含まれる原則を実施するための支援を含め、継続的に大学と密接に協力して、セクターにおける外国の干渉を軽減する努力を向上させていく。この支援には、以下が含まれる。

- 脅威と国家安全保障政策に関する大学の上級役員への説明
- 外国からの干渉に対する大学職員の意識向上
- オーストラリア保安情報機構（Australian Security Intelligence Organisation: ASIO）と外国干渉対策調整センターの、外国からの干渉の脅威とそのリスクへの対応方法についての理解を深める目的で各種機関と協働することができる広報活動担当者を通じた大学との連携。
- オーストラリアにとって国益に重要な技術部門に最新情報を提供する。
- 大学のサイバーセキュリティ能力を強化し、オーストラリア・サイバーセキュリティ・センターを通じて、サイバーセキュリティインシデントに対処するための戦略に関するガイダンスを提供する。

また、政府は、外国の干渉に関連する調査や執行活動を行うASIO主導の外国干渉タスクフォースを設置した。

3 “GUIDELINES TO COUNTER FOREIGN INTERFERENCE IN THE AUSTRALIAN UNIVERSITY SECTOR” (University Foreign Interference Taskforce (UFIT))
<https://www.dese.gov.au/guidelines-counter-foreign-interference-australian-university-sector/resources/guidelines-counter-foreign-interference-australian-university-sector>

1 ガバナンスとリスクの枠組み（略）

2 コミュニケーション、教育及び知識の共有

（略）

目的

大学は、高等教育制度における力強い意見交換とグローバルな協力関係の価値を認識するコミュニケーションと対象を絞った研修を通じて、大学コミュニティにおけるレジリエンス文化を支援する。政府と大学は、新たな脅威や外国からの干渉の経験に関する知識を共有する。

2.1 大学は、外国からの干渉リスクに対する意識を高め、その軽減を支援するためのコミュニケーションプランや教育プログラムを備える。

- 大学は、キャンパスでどのように外国からの干渉が起こりうるか、大学内や適切な機関に懸念を提示する方法などの情報へのアクセスを提供することで、教職員や学生の意識を高める。
- 大学は、学問の自由や言論の自由に反する自己検閲につながるような外国からの干渉、脅迫、ハラスメントの懸念を大学内で報告する方法を、全ての教職員と学生に広める。これには、教職員や学生の説明会や新入生研修会での情報提供や研修が含まれる。
- 大学は、学生自治会や公共イベントの主催者等、キャンパスを自らの活動のために利用する者に対して、適切な振る舞いと、それが満たされない場合の結果を伝える。
- 政府は、外国干渉対策調整センターの活動等を通じて、最新かつ定期的な情報、研修、意識向上のためのリソースを提供する。

2.2 大学は、外国からの干渉を受けるリスクのある外国との共同研究やその他のパートナーシップ活動に従事する教職員や学生に対して研修を行う。

- 研修では、教職員の経験が貴重なリソースとなることを認識し、外国からの干渉の懸念をどのように認識し、軽減し、対処するかについて取り組む。

2.3 大学は、セクター全体の外国からの干渉に対抗するイベントに参加し、必要に応じて経験や先進取組事例を共有することで、相互に学び、セクターのレジリエンスを高める。

- 先進取組事例は、大学の間で共有される。
- 大学は、教訓、先進取組事例及びデューデリジェンスの情報を組織内で共有する。
- 大学は、信頼できる国際的なパートナーと外国からの干渉に対抗するための先進取組事例を共有し、共同研究や交流の機会において信頼を築くことが望ましい。

2.4 政府は、意識を高め、外国からの干渉に関連する情報を共有し、アクセスしやすい環境を整えることで、セクターを支援する。

- 政府機関は、大学が外国からの干渉の事例や試みを特定するのを支援する。
- 政府は、外国干渉対策調整センターなど、大学を支援するための連絡窓口を提供する。

3 デューデリジェンス、リスク評価及び管理

（略）

目的

大学は、国際的なパートナーシップ活動や共同研究に従事する教職員の基本要件として、透明性の確保を目指す。

3.1 大学は、外国からの干渉を受けるリスクのある教職員に対して、外国との提携、関係、金銭的利益の特定を含む利益を開示する申告を求める。

- 大学は、大学によるリスクの評価に応じて、どの教職員にこれらの質問をするかを決定する。
- 利益の開示は、大学の方針に則って、例えば毎年収集され、状況が変わった場合には追加の開示を行う。
- 利益の開示の方針又は手段では下記を定める。
 - ✓ 中核となる利益の開示の質問 [付録]
 - ✓ (リスクのレベルに応じて段階的な) 開示義務
 - ✓ 利益によるリスクが高いと特定された者に対して、どのように追加の精査を行うべきか
 - ✓ リスクの全体的な評価を行うための開示書面の保管方法
 - ✓ 利益相反が特定された場合の上申の道筋の整備
 - ✓ 利益相反がどのように内部で監視、管理、報告されるか。

リスクが特定されたからと言って、活動が進められないわけではない。国際的な関連性や結びつきを開示することで、潜在的なリスクを管理し、軽減することができる。

3.2 大学は意思決定者に外国からの干渉リスクの情報を与えるためにデューデリジェンスを行う。

- 外国からの干渉を受けるリスクのある研究活動、パートナー、大学の職員や研究生に対して、デューデリジェンスを行う。
- デューデリジェンスは、政府の競争的研究費やその他のオーストラリア政府資金の申請を含む、大学の様々な決定に反映される。

3.2.1 大学はパートナーや職員のデューデリジェンスを行う。

特定されたリスクによって示唆された場合、潜在的なパートナーや教職員をさらに評価し、理解するための追加のチェック事項には以下が含まれる。

- 所有と管理の構造
- 利益の管理
- 事業登録
- 背景
- 理事及び役員
- 法律違反の前歴
- 知的財産権に関する問題
- 提案された研究分野におけるパートナーの相対的なランキング (提案された研究分野で主導しているのは誰か?)

3.2.2 大学は、技術及び／又は研究の潜在性を評価する。

リスク評価によって示唆された場合、技術及び／又は研究の潜在的な用途とリスクを評価するための追加

のチェック事項には以下が含まれる。

- 技術や研究の潜在的な用途（これは、新技術の場合、明らかになるまでに数年かかることがあり、研究中に明らかになる可能性がある。）
- 例えば、オーストラリアが世界のリーダーである場合など、その研究対象が魅力的であるかどうか
- 技術的な完成度
- 潜在的な商業的価値
- その技術分野がオーストラリアの防衛・戦略物資リストに含まれており、オーストラリア国外への物理的な輸出や電子的な供給が規制されているかどうか
- 自主制裁法やその他関連する法律の枠組みなど、追加的なコンプライアンスチェック
- 市場やサプライチェーンの多様性や競争力への影響の可能性

このような評価は、研究プロジェクトの過程で特定の技術の機微度レベルを変更することも含めて、複雑になり得る。政府機関や国家安全保障機関は、この活動のために大学に支援を提供する。

3.3 大学はデューデリジェンスに総合的なアプローチを適用する。

大学へのデューデリジェンスのアプローチを強化するために、大学は、

- 大学の活動に対する外国からの干渉リスクを評価し、管理する際に、研究者や教職員が助言や支援を求めることができる明確な連絡窓口（例えば、研究、リスク、国際的な専門家）を備える。
- 追加の助言や情報が必要な場合、政府の国家安全保障機関や部門内に専門家との明確な連絡窓口を備える。
- リスクが増大していると評価された場合、追加の防衛措置を検討する。例えば、潜在的な知的財産の漏洩や所有権の混乱は、商業化を計画することや、現在及び新興技術のライセンスングによって軽減することができる。
- 意思決定者が倫理的及び風評的リスクを検討するためのプロセスを備える。
- 必要に応じて、パートナー組織から任命された教職員が組織内の上級職員に対しても説明責任を負うべきかどうかを検討する。

必要に応じて、国際的なパートナーとの協定は、

- オーストラリアで行われる全ての関連活動について、外国のパートナー組織の法律よりもオーストラリアの法律及び大学の書面による方針が優先されることを確認する。
- 研究のインテグリティや大学の評判に対する潜在的な脅威に対処する。
- その時点で合理的に予測可能な、新たな、あるいは潜在的な外国からの干渉や国家安全保障上のリスクを特定する。
- 情報と技術を保護する能力を証明する（例えば、セキュリティ管理計画を通じて）。
- 契約締結時や再評価時の定期的な進捗報告。
- 知的財産の所有と移転を明確にする。
- 非開示や虚偽の情報についての解約条項を盛り込む。

3.4 大学はデューデリジェンスプロセスの承認、監査及び継続的評価を行う

プロセスには以下が含まれる。

- 総合的なリスク評価と提案された軽減戦略に基づいて決定を行うことができる大学機関や組織による承認を得るために、リスクの高い活動の見直しを上申する方法。
- リスクとリスク軽減戦略の継続的な評価。

承認、監査、継続的な評価を支援するために、大学は、

- 必要な場合は、デューデリジェンスの評価及び定期的なリスク評価の更新を行う。
- 必要性かつリスクに応じて、パートナーの評価を含み、進行中の取り決めについて、時間をかけて再検討する。
- 新たなリスクや外国との共同研究中に発現した潜在的な脆弱性を評価するために、毎年取り決めを見直す。
- 更新しないことが決定された場合、取り決めに基づく活動が終了したことを確認することを求める。例えば、関連する共同研究者による大学システムへのアクセスを停止し、全ての資料を返却するよう要請する。
- 共同研究の取り決めが終了した場合に、両当事者が取らなければならない手順を原契約の規定に明記するようにする。

4 サイバーセキュリティ（略）

付録 中核となる利益の開示の質問

1. オーストラリア以外の国から、教育や研究に関連する活動のための資金援助（現金又は現物）を受けていますか？

はいの場合：

- ✓ 国を特定してください。
- ✓ 組織の名称を挙げてください。
- ✓ 資金援助の種類の概要を記入してください（例えば、資金援助プログラムの名称、資金援助期間、受けた支援の種類）。

2. 外国の大学、学術団体又は企業で役職（有給・無給）や肩書を持っていますか、あるいは外国の大学、学術団体又は企業に対してその他何らかの義務を負っていますか（例えば、人材採用プログラムへの参加等）？

はいの場合：

- ✓ 国を特定してください。
- ✓ 役職や肩書を与えた組織名を挙げてください。
- ✓ 肩書に付随する義務等を含め、役職の概要を提供してください。

質問2については、研究者が機密技術に従事している場合等、外国の干渉のリスクが高まっている場合には、職員は過去5年間の期間について回答する必要がある。

3. 外国政府や外国の軍、警察、諜報機関との関連性や結びつきはありますか？

はいの場合：

- ✓ 国を特定してください。
- ✓ 組織の名称を挙げてください。
- ✓ 各関連性・結びつきの詳細（例えば、日付や結びつきの性質など）を提供してください。

(3) 英国

(大学における外国の干渉タスクフォース)

国際化の下でのリスク管理：セキュリティ関連問題⁴ 2021年8月

(略)

英国大学協会の活動の目的

英国大学協会 (UUK: Universities UK) は、高等教育におけるセキュリティ関連の問題に関する以下の3つの長期的な目標を実現するための作業計画を立案した。

1. 英国の大学は、国際的なセキュリティ上の脅威を管理・軽減するために、首尾一貫した戦略的・運用的な前向きなアプローチをとっていることを証明することができる。
2. 英国の大学は、持続可能で安全な国際的パートナーシップを、自信を持って追求できる。
3. 英国の高等教育部門と政府は、セキュリティ上の課題の中で、研究・イノベーション (R&I) の成長、組織の自律性、学問の自由の保護・促進に向けて、明確かつ協力的で建設的なアプローチをとっている。

これらの目標を達成するために、UUKは以下の3つの中間成果を定めた。

- スタッフや学生の間で、セキュリティ関連の問題に対する意識や理解を深めること
- 組織のシステム、プロセス、対応の強化
- 大学と政府の接点、システムのレジリエンスを含むエコシステムのより広い変化

これらの中間成果は、重複し、相互に補強し合っている。(略) 本ガイドラインの目的は、最初の2つの成果に向けて前進するために、各組織を支援することである。(略)

1 評判と価値観を守るために

(略)

1.1 セキュリティ関連の問題に対するレジリエンスの構築—リスクリテラシーが高く、リスクを意識した文化の構築—

(略) 国際協力の大部分は歓迎され、相互に利益をもたらすものであるが、所属機関の安全と地位を脅かす可能性のある行為には、常に警戒することが重要である。このような行為には、機密情報の入手、学問の自由の抑圧や操作、英国の高等教育部門の優秀さの利用等のために、所属機関等の組織を標的としたものが含まれる。こうした行為は、関係する組織や個人にとって、経済的、法的、風評的な結果をおよぼす。したがって、所属機関の継続的な成功、そして英国の安全と繁栄のためには、所属機関がこのようなリスクにさらされていることを理解し、その保護に優先的に取り組むことが非常に重要である。

本ガイドラインの作成にあたり、英国の機関の最高幹部たちは、セキュリティ関連のリスクを効果的に管理することを妨げている主な課題を明らかにした。

- セキュリティ関連のリスクの性質と規模及びそれらを管理する責任について、経営陣及び主要な個人の間

4 “MANAGING RISKS IN INTERNATIONALISATION: SECURITY RELATED ISSUES” (Universities UK (UUK))
<https://www.universitiesuk.ac.uk/what-we-do/policy-and-research/publications/managing-risks-internationalisation>

での理解が不完全である。

- スタッフがリスクを意識していない、又は、リスク管理のプロセスで特定したリスクに対処する権限が十分に与えられていない組織文化。
- リスク管理、ガバナンス、報告のプロセスが定期的に更新されておらず、変化するこれらのリスクの性質に対応する態勢が整っていない。

セキュリティ関連のリスク・エクスポージャーの特定と管理

(略) セキュリティ関連のリスク管理を怠ると、経済的、法的、風評的に深刻な結果を招く恐れがある。場合によっては、その影響は所属機関を超えて、英国の国家安全保障と繁栄にまで及ぶかもしれない。(略) あなたの共同研究の性質と条件、注意義務、及び個人がアクセスできる情報によって、特定の発展的な法的義務が生じてくる。機密扱いの研究資料は、例えば、特定の強制力のある取り扱い要件の対象となる。共同研究に海外での活動が含まれる場合は、現地の法律や規則が適用される場合がある。(略)

国際的な共同研究は、英国の大学が学術的、評判的、経済的に成功し、持続するための基本的な要素である。しかし、例えば、安全ではない共同研究を行うと、悪影響や長期的な影響が生じる可能性がある。これにより、研究、データ、その他の資料が国内及び国際的な協定に違反して盗まれたり、侵害されたり、使用されたりしたために、所属機関が将来の資金を集めることができなくなったり、イノベーションによる商業的・経済的利益を実現できなくなる可能性がある。共同研究は、他国で活動する団体や組織による悪用に対して特に脆弱である。

セキュリティ関連のリスク管理が不適切な場合、評判の低下を招き、質の高い支援を維持し、資金、学生、スタッフ、認定評価を獲得・維持する所属機関の能力に影響を及ぼす可能性がある。

要するに、所属機関の地位や英国の安全と繁栄に影響を与える可能性のあるセキュリティ関連のリスクを積極的に検討すべきだということである。(略)

セキュリティ関連のリスク管理を重要かつ継続的な優先事項として確立する

所属機関は、リスクを管理するために、様々なリスク管理、ガバナンス、報告の枠組みや能力を備えているだろう。学問の自由や言論の自由に関連するものを含むリスクは、これらのプロセスで取り上げられ、所属機関全体に広く公開されるべきである。(略)

ポリシーとプロセスは、所属機関のリスク特性に沿ったものでなければならない。リスク特性が高ければ、より強固なデューデリジェンスプロセスや監督が必要となり、所属機関はさらなる精査が必要になる。リスク特性の評価は、法的義務をしっかりと理解した上で通知されなければならない。

所属機関内の個人が、報復や検閲を恐れることなく、セキュリティ関連のリスクを特定することができ、サポートされていると感じられることが不可欠である。組織は、スタッフが問題や懸念を報告する方法が分かっているように、適切なポリシーとプロセスを導入すべきである。これは、宗教的、国民的、人種的、社会的アイデンティティと交わっていると思われる場合や、偏見や人種差別と混同される場合に、特に争いを引き起こすことになる可能性がある。しかし、組織はこれらの問題に対処し、適切なポリシーとプロセスを確実に整える必要がある。

これらのリスクはダイナミックなものである。脅威が進化するにつれ、それらを管理するためのシステムやプロセスも進化する必要がある。リスクの枠組みは、目的に合っているか、ベスト・プラクティスに沿っているかを確認するために、定期的に見直す必要がある。特定の状況下では、独立団体が管理を請け負う必要があるかもしれない。

ケーススタディ（略）

1.2 デューデリジェンス

英国の高等教育部門が成功し、その質、多様性、インパクトに対する高い評価を得るためには、生産的な国際協力が不可欠である。ほとんどの国際的なパートナーシップは全ての当事者に利益をもたらすものであるが、重大なリスクを伴うケースも少なからず存在する。場合によっては、当事者が悪意を持って関わったり、契約条件を超えた利益を求めたり、契約で定められた範囲を超えて活動を拡大したりすることがある。したがって、強力で成功した、相互に利益をもたらす国際的なパートナーシップを助け、組織、セクター、英国の利益への損害を最小限に抑えるためには、定期的な見直しを前提とした強固なデューデリジェンスが不可欠である。

上級管理者は、セキュリティ関連の問題がデューデリジェンスに完全に組み込まれていることを組織の理事会に保証し、パートナーシップの包括的な理解と、英国及び関係する他の国の法律上及び規制上の要件に対する意識を促す必要がある。

英国の大学は、パートナー候補に対して定期的にデューデリジェンスを行っている。これまでのところ、この行為は主に経済リスクと風評リスクに焦点を当てている。私たちは、政府やその他のガイダンスを考慮して、既存のデューデリジェンスのプロセスを見直し、デューデリジェンスのプロセスの有効性や、風評リスク、倫理リスク、セキュリティリスクをどのように評価しているかを検討することを組織に推奨する。

大学は自律した組織であり、関連する法律や規則に従って、どのようにリスクを軽減するのが最善であるか、また、どの程度のリスクが適切であるかを判断するのは、個々の大学に委ねられている。この評価は、計画されているコラボレーションの規模や性質、パートナーの拠点や地位等の情報に応じて相応に行うべきである。

このセクションでは、組織がセキュリティ関連のリスクを評価し、組織への潜在的な損害を軽減するデューデリジェンスのプロセスを構築するのに役立つ情報やガイダンスを提供する。

自分のパートナーを知る

英国の大学は、個々のスタッフ間の対話や共同作業などの非公式な協力関係から、国境を超えた教育を含む公式なパートナーシップに至るまで、複雑な国際関与のネットワークを持っている。このような協力関係の中には、組織をセキュリティ上の脅威にさらすものもある。これらの協力関係は、パートナーが拠点を置く国によって必然的に形成される。そのため、ガバナンスやデューデリジェンスもそれに合わせて調整する必要がある。例えば、法域によっては公共記録が制限されている場合があり、詳細な記録を入手することができない場合もある。

非公式な協力関係は、組織の公式なポリシーや手続きの対象とはなりにくいですが、リスクは残る。所属機関は、スタッフにできるだけパートナーシップや協力関係の情報開示を求めるなどの公式なポリシーや手続きにスタッフがとらわれずに、十分な情報を得た上で意思決定を行うことができるようにサポートする方法を検討する必要がある。これにより、非公式な協力関係に関連する利益相反やその他の法的、風評的、又は経済的なリスクを、所属機関が把握することができる。

リスク情報に基づいた意思決定

公式なデューデリジェンスのプロセスにとらわれずに情報に基づいた意思決定を行うことができるように、所属機関は研究者をどのようにサポートしているか？国際的な大学、企業、政府機関とのより公式なパートナーシップの場合、デューデリジェンスには、パートナーの過去の活動、運営部門、理事会の商業的・倫理的地位、パートナー候補の法的・規制的環境等の調査が含まなければならない。

大学は通常、パートナー団体にアンケートの回答や、書類や証拠の提出を求め、パートナーとの共同作業に伴うリスクの程度を評価するために使用する。また、大学では、組織に在籍する学術的専門家、ウェブ検索、

購読サービス、専門会社等も活用している。所属機関は、パートナー、その他の活動や国とのつながり、法律上の背景についての理解を深めるために、公開されている情報をどのように利用しているか？民間の主要事業者と同様に、パートナー候補やその従業員の身元調査を所属機関がどの程度まで行うことができるか？（略）

強固な協定の締結と維持

国際的なパートナー候補に対するデューデリジェンスは、適切であり、関連する法律及び規制の規定を参照すべきである。また、国際的なパートナーシップに関連する学問の自由に対するあらゆるリスクを含め、セキュリティ関連の全てのリスクを考慮すべきである。監視する情報を明確にし、誰に何を報告する責任が誰にあるかを明確にする。

パートナー団体や個人との全ての公式なやり取りには、セキュリティ関連のリスクを管理するために、ベスト・プラクティスな契約締結の仕組みとポリシーを使用する。契約書や了解覚書の条件には、学術活動のインテグリティを守るための条項を含めるべきである。

専門職員を含む内部の利害関係者には、意識向上のための研修を受けることや、訪問や派遣等の契約活動を管理するための簡単なリスク評価ツールが役立つ。

セキュリティ関連のリスクを軽減するためのデューデリジェンスは、研究パートナーシップを含む国際的なパートナーシップやプロジェクト、さらには投資、寄付、慈善活動、商業化、設備投資、授業料収入等の収入源、スタッフの名誉職やコンサルタント職について、定期的に見直す必要がある。最も非公式な協力関係から最も公式なパートナーシップまで、あらゆる関わりにおいてセキュリティ侵害の可能性を十分に考慮する必要がある。

英国の機関は、パートナーシップの終了を見据えた適切な出口戦略を導入する必要がある。最終的には、これには、継続的なデューデリジェンスを行った結果、海外の団体や研究者がもはや適切なパートナーではないことが判明した場合（例えば、継続的なデューデリジェンスの結果、学問の自由を維持するという大学の法的義務が脅かされていることが判明した場合等）、いかなる法的責任も負うことなく、契約を取り消したり、契約を早期に終了したりする権利等が含まれる。契約が適切に行われていることを確かめるためには、具体的な法的助言を受ける必要がある。

パートナー団体や個人は、様々な形態の資金調達の取り決めや個人を対象としたその他の勧誘行為を通じて、特定の活動分野にアクセスしたり、影響を与えようとしたりする可能性がある。これを軽減するために、個人や組織は資金源について透明性を保つべきである。デューデリジェンスでは、潜在的な収入源を考慮する際に、セキュリティ関連のリスクを管理するためにどのようなプロセスがあるのかを確認するべきである。

スタッフの明確な役割と責任の確立

大学は、国際化に伴うリスクを特定し、管理するための手順や方針を既に導入している。セキュリティ関連のリスクに対する意識は高まっており、大学はスタッフがこれらのリスクを特定し、それに基づいて行動することを支援すべきである。

主要措置

- デューデリジェンスのプロセスにおいて、風評リスク、倫理的リスク、セキュリティリスクを確実に考慮する。
- 公開されている情報を利用して、パートナーや、他の活動や国家との関連性について理解を深める。必要に応じて、英国政府に詳しい情報を求める。
- スタッフが懸念事項を提起できる文化を構築し、それを維持するとともに、活動が風評リスク、倫理リスク、セキュリティリスクを引き起こすかどうかを組織が検討するプロセスを設ける。
- 学問の自由と言論の自由に対する英国機関のコミットメントと、これが協力関係やパートナーシップに与える可能性のある影響をパートナーが理解するようにする。

ケーススタディ（略）

1.3 英国高等教育の価値観を高める

（略）

主要措置

- 学問の自由と言論の自由という中核的価値観に加え、干渉を避けることを明記した明確な行動規範、方針、法的な取り決めを策定し、推進する。
- 学問の自由、言論の自由、組織の自律性への干渉のあり方について、オープンで透明性の高いコミュニケーション、議論、研究、調査を促し、スタッフや学生が自らの関わりや活動を通してこれらの干渉から守る責任を負うことを支援する。
- 干渉に起因する問題を含め、学問の自由や言論の自由に関連する問題について、スタッフや学生が報告し、懸念を提起し、支援を受けることができるプロセスや仕組みを構築する。
- 共有する価値観について、オープンで透明性の高いコミュニケーション、議論、研究、調査を促し、スタッフや学生がその価値観の土台を壊す試みから身を守る責任を負うことを支援する。

オープンで透明性の高い議論を促す

英国の高等教育機関のインテグリティとアイデンティティに関わる学問の自由と言論の自由の重要性について、オープンで透明性の高い議論を促すために、シニアスタッフは所属機関全体でこれらの問題についての議論、研究、調査を促すべきである。また、外国からの干渉が学問の自由や言論の自由の土台を壊しかねないさまざまな手段について認識を高める必要がある。大学は、労働組合や学生自治会、専門職員、研究者、名誉職員、契約者、キャンパスの訪問者など、幅広いスタッフや学生を義務的なスタッフ研修などを通じて関与させることが望ましい。

懸念を提起するためのプロセスと仕組みの構築

組織は、学問の自由や言論の自由と同様に、干渉に関する懸念をスタッフと学生の両方が提起できるよう、秘密保持の仕組みと場を設けるべきである。これには、組織の倫理プロセスを適応させることが含まれる。このようなケースがタイムリーに最高幹部の注意を引き、必要に応じて上申されるよう、明確で透明性の高い報告体制を設けるべきである。（略）

治外法権の問題を考える（略）

2 仲間を守るために

（略）

2.1 対内外的なコミュニケーションと知識の共有

対内的なコミュニケーションは、意識の文化を促し、セキュリティ関連のリスクを特定、報告、管理する個人の責任を強化するものである。対外的なコミュニケーションは、透明性を高め、相互に利益をもたらす国際協力やパートナーシップを構築する所属機関の能力に対する信頼を築くものである。

組織は、ベスト・プラクティスを特定し、レジリエンスを高めるために、相互に、そして政府と情報を共有する必要がある。

このセクションでは、相互に利益をもたらす国際協力やパートナーシップを促進するために、既存の連絡窓口をどのように利用すべきかをまとめる。また、セキュリティ上の課題に対する各部門の対応を強化するために、各組織が相互に、また政府とどのように関わっていくべきかを説明する。（略）

対内的なコミュニケーション

リスク情報を共有する文化は、リスクに対する共通意識と完全な理解から生まれる。リスクに対する共通の理解を深めるためには、対内的なコミュニケーションが重要であり、多様な学生やスタッフに対応するために様々な様式で提供されるべきである。コミュニケーションでは、訪問学生やスタッフを含む全ての人が、安全なキャンパス環境を維持し、同僚や仲間を守るために果たすべき役割があることを強調する必要がある。また、コミュニケーションでは、不適切なリスク管理がもたらす結果についても詳しく説明する必要がある。(略)

対外的なコミュニケーション

対外的なコミュニケーションは、所属機関がセキュリティ関連のリスクを管理・軽減するための対応が強固であることを示すために利用することができる。我々は、組織が本ガイダンスの推奨事項を公に約束し、実践可能な限り多くのポリシーとプロセスを公開することを提案する。

知識の共有

セクター全体及び政府との間で情報や経験を共有することで、問題の性質と規模及びベスト・プラクティスに関する共通の理解を深めることができる。活動を調整し、組織を支援するために、本ガイドラインに記載されている問題に関する中心的な連絡窓口を指定し、その担当者をUUKに知らせる。これにより、クロスセクターや、セクターと政府の連携が容易になる。(略)

2.2 海外に渡って働くスタッフや学生の保護 (略)

3 キャンパスを守るために (略)

4 パートナiershipを守るために

(略)

4.1 研究の安全性、知的財産、輸出規制の遵守

英国の世界を主導する研究は、ますますオープンで共同的になっている。これは、重要で刺激的な機会をもたらすと同時に、課題でもある。英国の高等教育機関は、研究や知的財産への不正アクセスを目的とした外国の個人や団体による攻撃に定期的にさらされている。

国家サイバーセキュリティ・センター（NCSC）と国家インフラ保護センター（CPNI）は、組織が国際的なパートナーシップについて十分な情報を得た上で意思決定を行い、研究者や学術的価値観を守るために、「信頼される研究（Trusted Research）」を策定した。これは、STEM科目、デュアルユース技術、新興技術、商業的に機密性の高い研究分野における研究に特に関連するガイダンスを提供するものである。NCSCは「信頼される研究:最高幹部のためのガイダンス」も作成しており、これには重要な検討事項がまとめられている。

研究コミュニティが管理・軽減を目指すべき主なセキュリティ上の脅威と課題は次のとおり：

- 正式な資金提供を受けた研究プロジェクトの一部ではないものも含め、国際的な研究パートナーシップに対する不適切なデューデリジェンス。
- 研究パートナーシップとプロセスの不適切な監督とモニタリング。
- 契約段階及び研究パートナーシップを通して、知的財産の「漏洩」による知的財産の適切な保護の欠如。
- サイバー攻撃や個人的な財産の盗難を含む、敵対的行為者による知的財産の盗難。
- 輸出規制やデュアルユース技術に関する法的枠組みの違反。

全ての国際的な研究パートナーシップに対するデューデリジェンスの実施

(略) 研究に関して、組織は、公式なパートナーシップや非公式な協力関係、資金提供の有無等、あらゆる種類の関与について、全ての海外パートナー候補に対して、リスクに応じたデューデリジェンスを行わなければならない。輸出規制の対象となるものを含む機密性の高い研究分野では、たとえそれがその場限りの、又は非公式なものであっても、研究に関するあらゆるやり取りや話し合いが必然的に含まれることになる。場合によっては、これらのプロセスが英国研究・イノベーション機構(UKRI)などの資金提供団体によって監査されることもある。

知的財産を保護するためのポリシーや契約上の取り決めの実施

研究及び知的財産の盗難や悪用は、研究サイクルのどの段階でも起こり得る。これを防ぐためのツールやフレームワークが存在しており、前述の「信頼される研究」のガイダンスもその一つである。このガイダンスは、研究者、英国の大学、産業界のパートナーが国際協力に自信を持ち、研究やスタッフを潜在的な盗難、悪用、搾取から保護することを目的としている。

所属機関は、名誉職員や英国人・非英国人を含む全てのスタッフが、所属機関との直接雇用の一部ではない利益相反やその他の職業上の義務、関連する所属先や法的契約を確実に開示するように、外部業務及び利益相反に関するポリシーを定めなければならない。

輸出管理法の遵守の徹底(略)

4.2 国境を越えた教育のパートナーシップ(略)

付属資料3 研究の安全性、知的財産、輸出規制のためのチェックリスト

研究の安全性のリスト

国際的な研究パートナーシップに対するデューデリジェンス

1. 国際的な共同研究を開始する前に、適切なリスク評価を実施する要件はどの程度明確か?
2. 外国との研究プロジェクトに対して、リスク評価を行う責任があるのは誰か?
3. 研究の性質やパートナーシップの種類に応じて、追加的な監視を必要とする研究契約を特定するために、大学にはどのようなポリシーがあるか?
4. 所属機関は、新しい研究パートナー候補が行っている研究事業の規模や種類をどのように調査しているか?
5. 個人の研究者や主任研究員によって確立された小規模又は非公式の研究パートナーシップを監視するための組織的プロセスはどのようなものであるか?
6. リスクの高い国際的な研究パートナーシップに対して継続的なデューデリジェンスを行うために、どのような補足資料やサポートが利用できるか?
7. 契約上の取り決めの翻訳版に同一の諸条件が含まれていることを確認するための措置を講じているか?

知的財産を保護するためのポリシーと契約上の取り決め

1. 所属機関では、知的財産(IP)を保護するために、どのようなポリシー、ツール、枠組みを使用しているか?
2. 共同研究の契約上の取り決めに署名し、監視する責任があるのは誰か?
3. 英国国内の研究者と海外の研究者の1対1の共同研究等、資金提供を伴わない研究プロジェクトで結ばれ

る契約や取り決めのプロセスはどのようなものか？

4. 研究契約の違反や変更に対処するプロセスはどのようなものがあるか？
5. 英国を拠点とする研究者も海外を拠点とする研究者も、学外研究の義務や利益相反を定期的に開示するよう求められているか？
6. 知的財産権の盗難やサイバーセキュリティ侵害による移転、又は個人所有物の盗難から研究者を守るための対策をサポートするために、どのような研修があるか？

デュアルユース技術と輸出管理法（略）

2. 大学による利益相反の管理に関する取組事例

米国及びカナダの大学のうち、利益相反・責務相反の管理に関する学内規則や審査体制が公開されている公立・私立の6つの大学

- カリフォルニア大学システム（UC）：米国州立大学
- テキサスA&M大学システム（Texas A&M）：米国州立大学
- ハーバード大学（Harvard）：米国私立大学
- スタンフォード大学（Stanford）：米国私立大学
- マサチューセッツ工科大学（MIT）：米国私立大学
- マギル大学（McGill）：カナダ公立大学

について、利益相反と責務相反の管理に関連する学内規則について、以下の観点から整理し、分析を行った（利益相反と責務相反をここでは区別する）。

- 最高責任者
- 情報開示者
- 開示する情報
- 開示の時期
- 適切に開示をしなかった場合の罰則
- 審査・管理の流れ

なお、以下の表及び図では、大学の順番は利益相反の管理を大学全体で行っているものから、部局に委ねている度合いの強い順に並べている（責務相反については、利益相反と同じ順番）。

(1) 利益相反

（最高責任者、情報開示者、開示する情報、開示の時期、罰則）

利益相反に関する学則等について、最高責任者、情報開示者、開示する情報、開示の時期、罰則を整理すると表4.2.1のとおり。

表 4.2.1 利益相反に関する学則等の比較（各大学のホームページをもとにCRDS作成）

利益相反に関する学則等の比較（比較するため簡潔にしていることに留意）

	UC	Texas A&M	McGill	MIT	Stanford	Harvard
最高責任者	各校の学長等	学長	プロボスト	研究担当副学長	研究担当副学長	部局長
情報を開示する者 （情報開示者）	主任研究者（研究プロジェクトが政府以外の団体から契約又は助成によって資金提供又は支援される場合に、その研究プロジェクトに対して主たる責任を有するUCに雇用される全ての者）	研究者（プロジェクト監督者又は主任研究者・その他の人で、肩書・役職に関係なく研究の設計、実施、報告に責任を持つ人。奨学金や給与・授業料補助等を受けていない限り「学生」は含まない）	従業員、大学の憲章等の下で在職している者、大学が指名した者（ボランティアも含む）	研究者（研究計画の設計、実行、報告に責任を負う個人またはグループ。主に主任研究者やその共同研究者）	全ての教員（管理職についている者を含む）	教員（PHSが支援する研究に従事する場合にPHSの規定により、学生なども対象者に）（客員教授、ボスドク等も対象とするかは各部署の実施規定に基づく）
開示する情報	情報開示者へ研究資金や資金以外の支援をしている団体における開示者の役職、開示者とその家族の団体への投資、団体からの収入・ローン・贈答品・旅費（収入は500ドル以上等の設定あり）	情報開示者とその家族のSFI（過去12か月以内に外部から得た5000ドル以上の報酬、持分所得等）	情報開示者とその利害関係者（家族、同居者等）への外部からの利益（金銭的利益と非金銭的利益を分けて開示）	情報開示者とその家族のSFI（過去12か月以内に外部から得た5000ドル以上の金銭的利益等）	情報開示者への外部からの研究資金や資金以外の支援、情報開示者とその家族への外部からの報酬	情報開示者とその家族のSFI（過去12か月以内に外部から得た5000ドル以上の金銭的利益等）
開示の時期	研究開始前、受領前、変更後	雇用から30日以内、年次、SFIが判明して30日以内	利益が生じたとき（毎年更新）、新任は60日以内	提案段階、開示した情報を更新する場合、毎年更新等	年次、少しでも違反事項に抵触すると思われる場合、贈答品受領時	SFIが判明して30日以内。寄贈等を受ける前、毎年更新（変更が生じた場合は速やかに）
適切に開示をしなかった場合の罰則	開示をしない場合は罰金を含む懲戒、虚偽開示は州法の偽証罪の可能性	学長が罰則を管轄。解雇を含む懲戒処分	労働協約等に基づき懲戒処分の可能性	MITポリシーに基づき懲戒（叱責、減給、解雇等）等の可能性	教職員規律に定められた処分を受ける	各部署が定める実施規定の罰則に基づき、部局長が裁量

※SFI：重大な金銭的利益（Significant Financial Interests）

■最高責任者

- 最高責任者については、各大学の利益相反の審査・管理体制に応じて、学長（UC、Texas A&M）、プロボスト（McGill）、研究担当副学長（MIT、Stanford）、部局長（Harvard）となっている（以下の審査・管理の流れ（体制）の項目参照）。

■情報開示者

- 情報開示者については、主任研究者に絞っている大学から、雇用関係にある教職員全員としている大学もある。受給している資金に応じて情報開示者を規定している大学もある（UC）。

①主任研究者（Principal investigator：研究計画の設計、実施、報告に責任を負う独立した権限を持つ者）：MIT、UC（非政府系（大学が立地する国や地域の政府及びそれらに関係する機関等以外）のスポンサー）※

②教員（Faculty）：Stanford

③研究者（Investigator：研究計画の設計、実施、報告に責任を負う持つ者。大学等から奨学金や給与・授業料補助等を受けている場合は学生も対象となる）：Texas A&M、UC（PHS、NSFから支援を受けている場合）

④教職員（Employee：雇用関係のある者）：McGill

- Harvardは原則「教員」を情報開示者としているが、各部局の裁量が大きく、部局により範囲が異なる（例えば、医学部は基準が厳しく、学生、院生、研修医も含む）ため、上記には含めていない。

※カリフォルニア州においては、州法によって州公務員に対して「様式700」による外部からの報酬等の開示義務を課しているが、州立大学の主任研究者に対しては、研究者向けの別の「様式700U」（図4.2.7）での学外からの報酬等の開示義務を課している。この州法と同様の内容をUCの学則においても規定している（①のルール）

■開示する情報

- 開示する情報については、政府又は政府の資金配分機関（NSF、NIH）が定める「重大な金銭的利益（Significant Financial Interests：SFI）」の基準にあわせて（NSFとNIHのSFIの基準については、表4.3.1参照）、一定金額以上の報酬等を開示させる事例、受け入れている資金の助成先ごとに基準を定めて開示させる事例、独自にSFI以上の厳しい基準を定めて開示させる事例、外部からの報酬等は全て開示させる事例が見られる。

①NIHの規定に合わせ、開示の基準（SFIにあたる場合）を定める：MIT、Texas A&M

②大学が統一的な開示する情報を定めず、受け入れている資金の助成先ごとに基準を定める（民間（政府系以外）から支援を受ける場合は一定の金額、NIH・NSFから支援を受ける場合はSFIにあたる場合）：UC

③NIHが求めるSFIという基準以上のより厳しい独自の基準を定める：Harvard、Stanford

④外部からの報酬等は全て開示：McGill

■開示の時期

- 開示の時期については、年度ごとに開示を求めることが一般的であり、また、着任時、新たな研究資金等の申請時、新たに利益相反が生じたときに、その都度開示すること（例えば、事象の発生から30日以内等）も一般的。

■罰則等

- 適切に開示をしなかった場合の罰則等については、学内規則に基づいて、大学の裁量権限者が違反者に

対して、幅広く処罰の裁量権を持つのが一般的（利益相反の開示・管理のために罰則の規則を設けているわけではなく、就業規則等に学内の規則に反した場合の扱いについての規程があり、それを適用している）。

（審査・管理の流れ）

利益相反に関する審査・管理の流れについて、図4.2.1～4.2.6に整理した。

カリフォルニア大学システムの利益相反の審査・管理の流れ

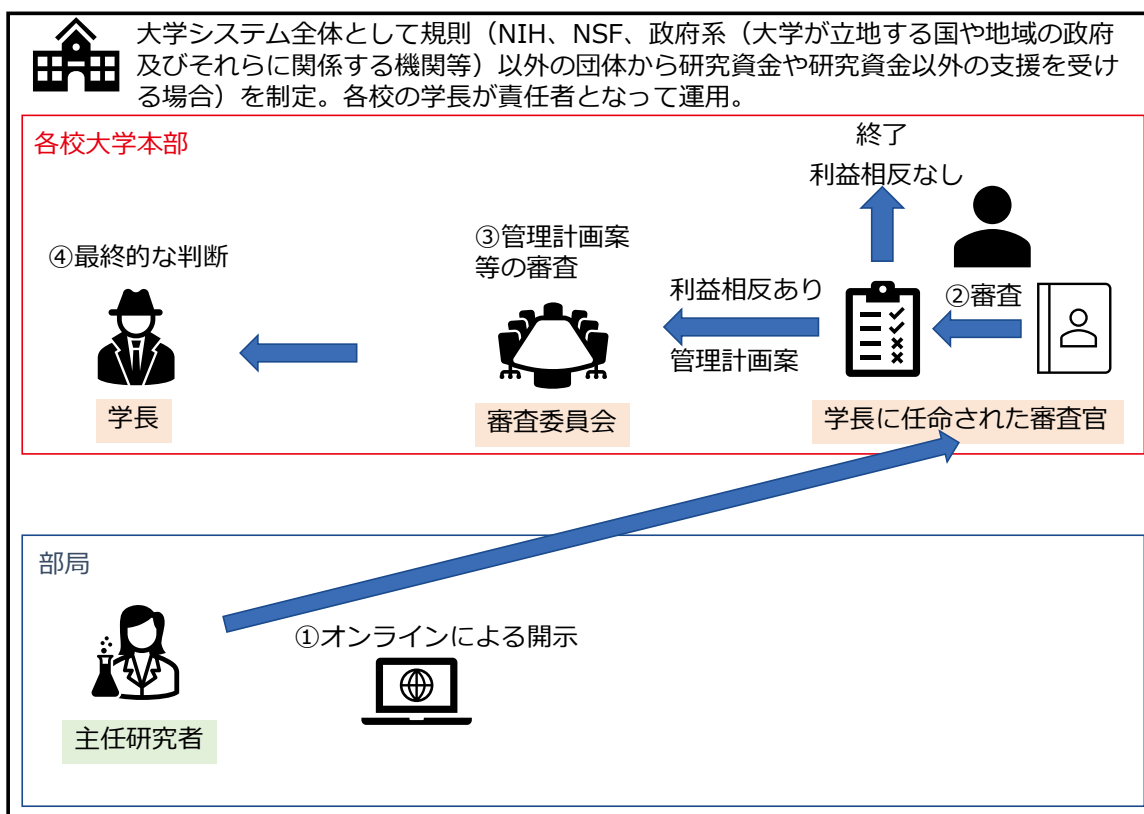


図 4.2.1 利益相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

テキサスA&M大学システムの利益相反の審査・管理の流れ

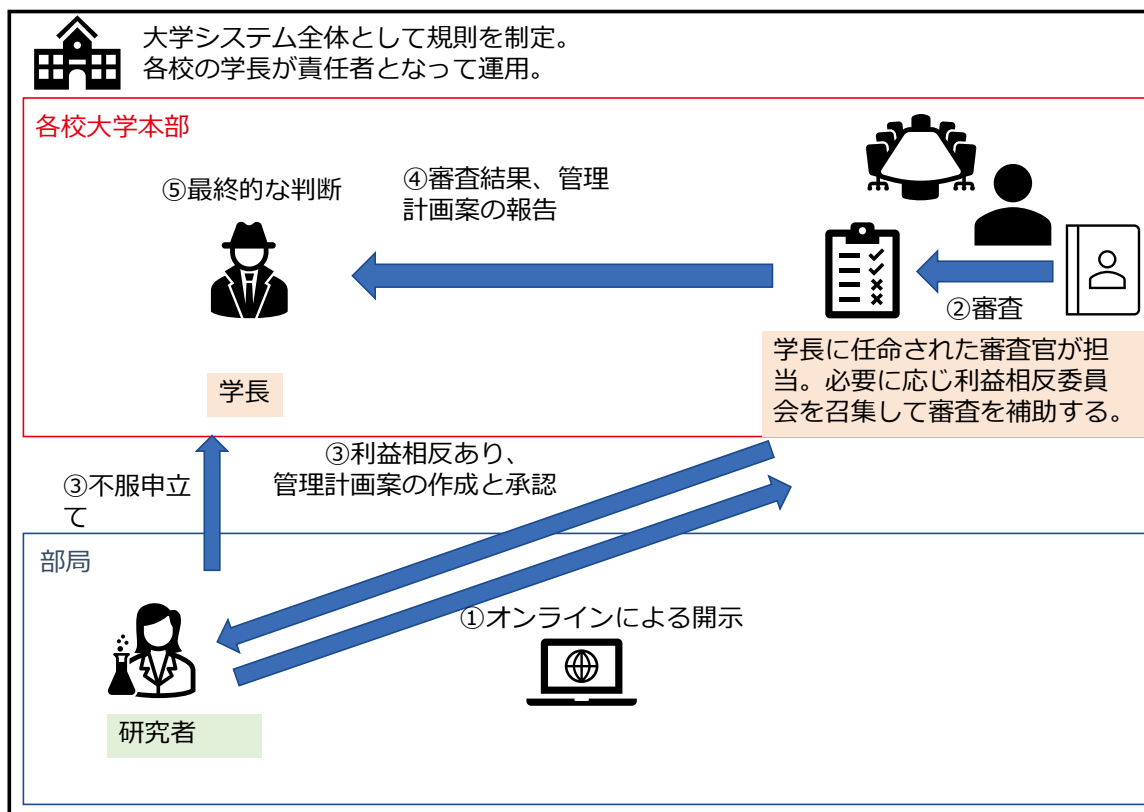


図 4.2.2 利益相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

マギル大学の利益相反の審査・管理の流れ

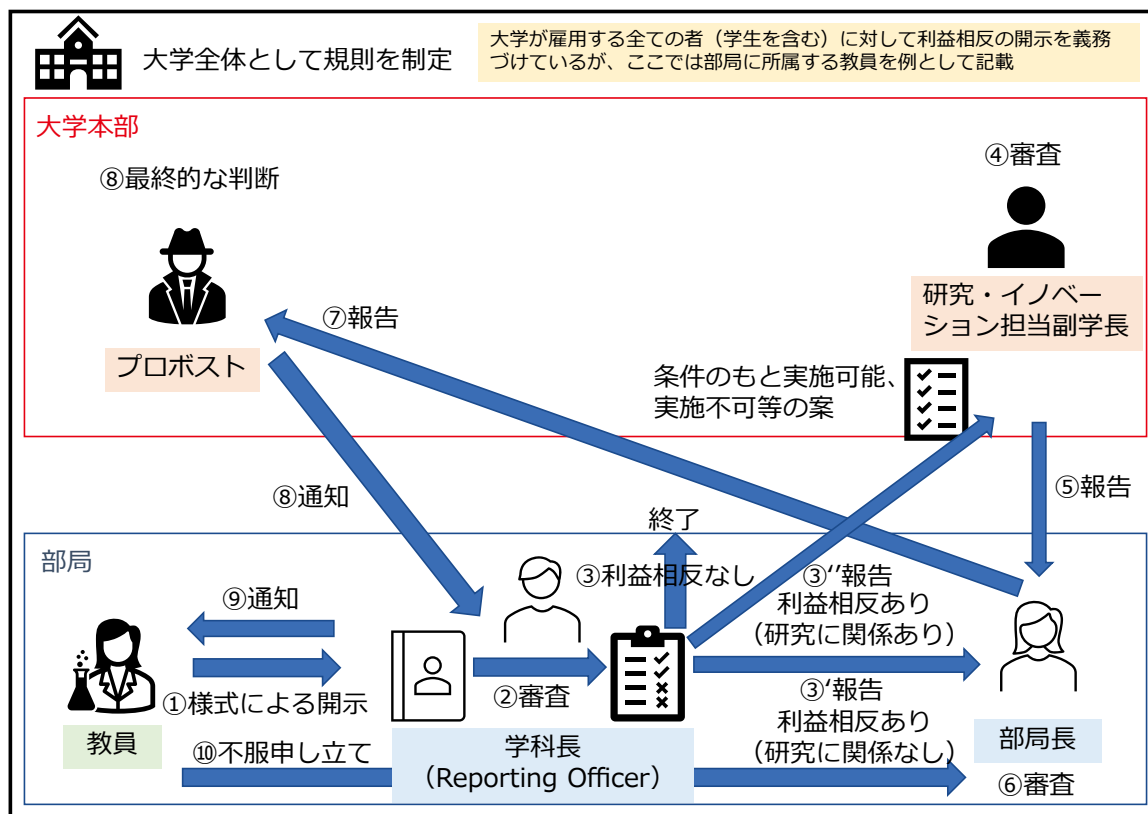


図 4.2.3 利益相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

マサチューセッツ工科大学の利益相反の審査・管理の流れ

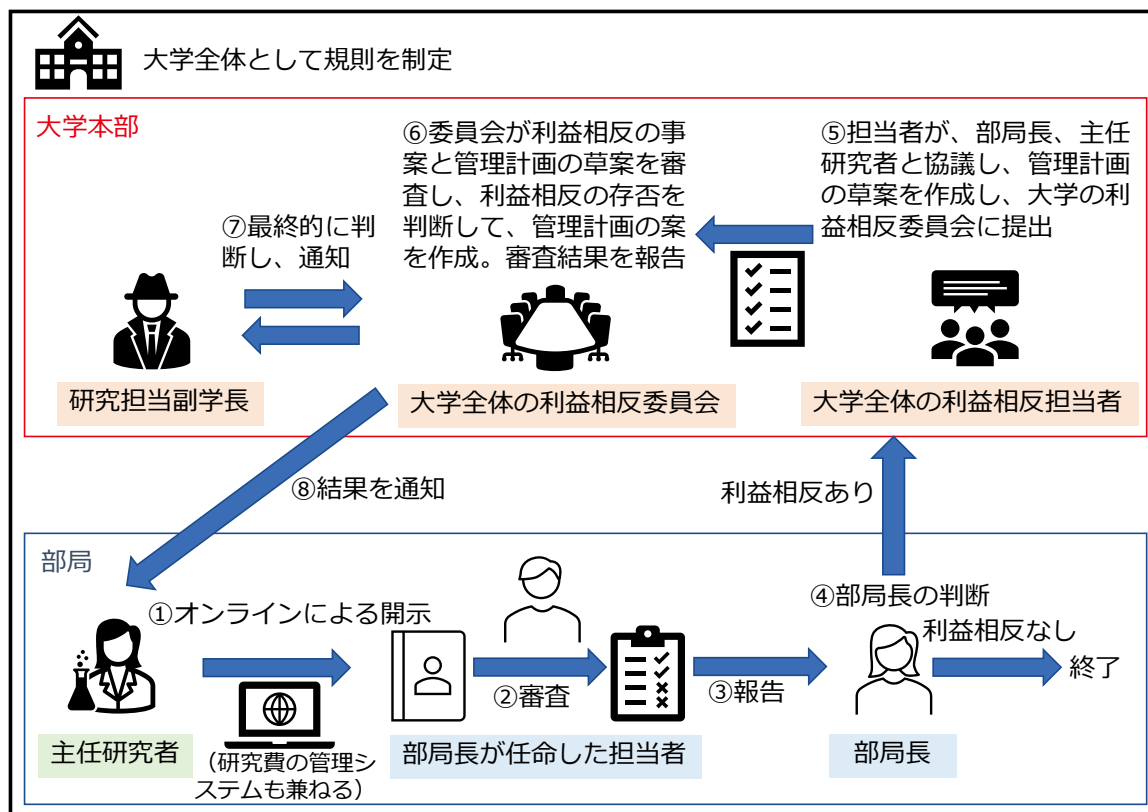


図 4.2.4 利益相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

スタンフォード大学の利益相反の審査・管理の流れ

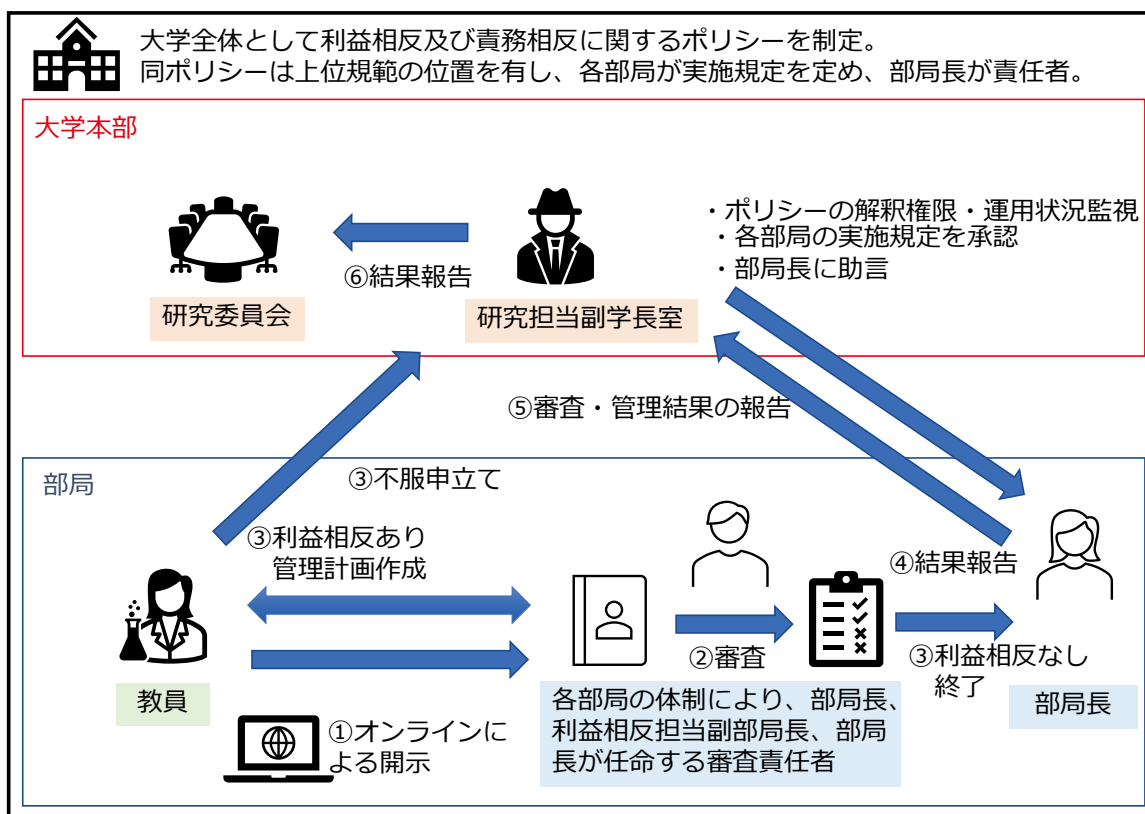


図 4.2.5 利益相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

ハーバード大学の利益相反の審査・管理の流れ

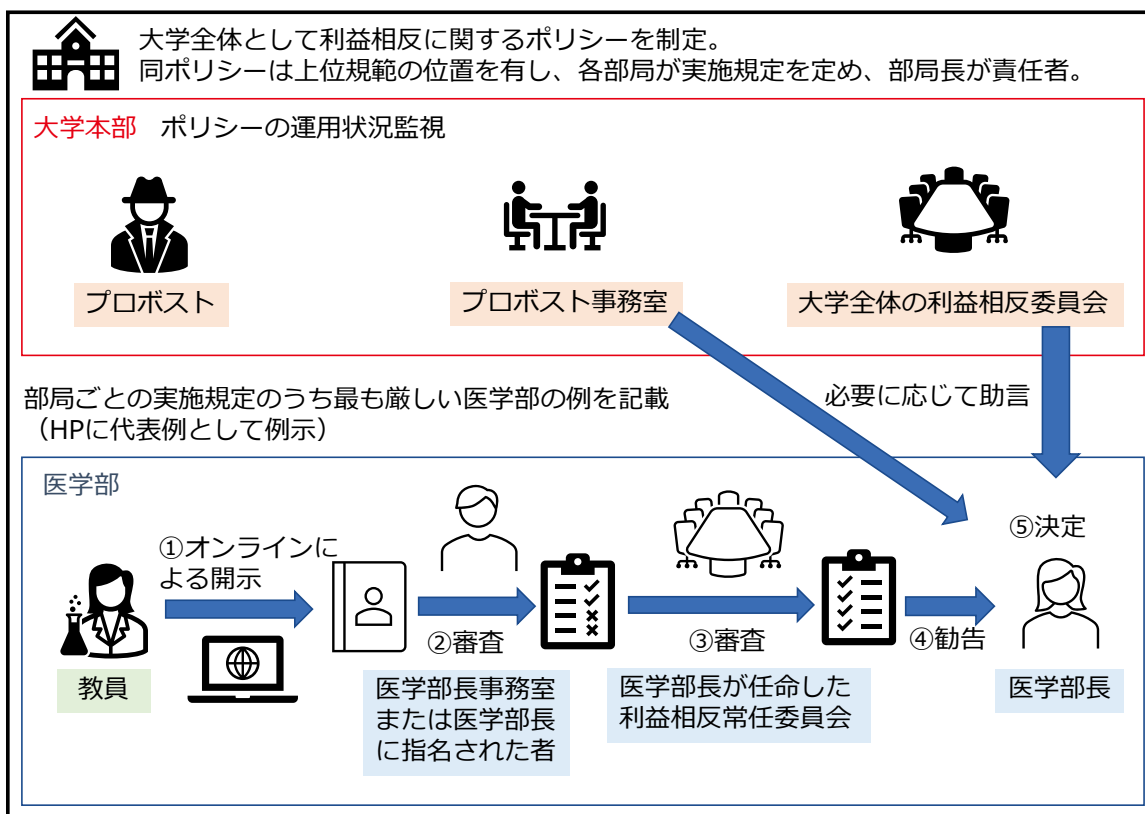


図 4.2.6 利益相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

■審査・管理体制

●6大学の利益相反に関する審査・管理体制を以下の3つの観点：

- 利益相反の審査・管理を大学全体として実施しているか、部局と分担しているか
- 利益相反を審査・管理する委員会（利益相反審査委員会）の設置の有無
- 利益相反を審査・管理する担当者の任命の有無

から整理すると、以下のとおり整理される：

- ①大学全体で規則を制定。学長等が担当者を任命し、大学全体で審査・管理を実施：UC、Texas A&M
 - A) 利益相反審査委員会でも審査が必要：UC
 - B) 必要に応じて利益相反審査委員会を設置して審査：Texas A&M
- ②一次的な審査を部局で実施：MIT、McGill、Stanford
 - A) 大学全体で規則を制定し、部局が審査・管理を実施。ただし、部局の審査で利益相反があると判断された場合は研究担当副学長等が審査・管理を実施：MIT、McGill
 - a. 部局長が任命した担当者が審査し、その情報をもとに部局長が利益相反ありと判断した場合のみ、大学全体の利益相反審査委員会で審査：MIT
 - b. 学科長・部局長が審査し、利益相反ありと判断した場合のみ、研究担当副学長が審査：McGill
 - B) 大学全体で上位規則を制定。部局が審査・管理の実施規則を制定して運用しているが、審査結果は大学に報告（不服申し立てがあった場合のみ大学として審査）：Stanford
- ③大学全体としては上位規則のみを制定し、部局に審査・管理を委ねる（実施細則は部局が制定。部局で必要があると判断をすれば、担当者を任命したり、利益相反審査委員会を設置したりする）：Harvard

(2) 利益相反に関する学内規則及び開示様式

情報開示の様式が公開されている大学について、学内規則と様式の概要を紹介する。

(カリフォルニア大学システム)

■主任研究者の研究費補助者に関する金銭的利益の開示及び審査のためのガイドラインの概要

I. 根拠

大学における資金提供を受けた研究については、現在、以下に示す原則のほか、研究者は自由に知識を追求することができなければならないという原則や、研究プロセスに不可欠な自由が安易に制限されてはならないという原則など、資金提供を受けた研究の実施に向けて確立された方針に基づいて審査が行われている。本ガイドラインで提起される中心的な問題については、通常、主任研究者が責任を負うことになるが、「大学における利益相反に関する規則」で開示を求めているような金銭的利益を有する場合には、知識の追求ではなく、潜在的な金銭的利益によって、主任研究者の判断が影響を受ける可能性がある。従って、主任研究者、大学コミュニティ、及び社会は、研究プロセスの中心となる原則に従っていることを確認することが適切である。

II. 原則

A. 伝統的な利益相反の状況を回避し続けること

利益相反とは、職員が、個人的利益につながるような方法で大学の経営判断に影響を与えたり、職員が利害関係を有する関係者や団体に利益を与えたりする可能性のある状況をいう。主任研究者は、全てのUC職員と同様に、既存の大学の方針と州法に従って、大学と私益を分離し続けることが期待されてい

る。

B. 大学にふさわしい研究であること

主任研究者が資金提供者と利害関係を有する場合の研究の適切性の審査は、関連する学問分野の基準に従って判断され、大学の原則及び方針に従うべきである。

C. 教育・研究環境がオープンであること

教育・研究の環境は、教室、研究室、談話室等の全てにおいて、学生及び教員の間でのアイデア、情報及びデータの自由な交換を引き続き促進すべきである。研究プロジェクトに参加する学生の選択は、資金提供者の関心に不適切に影響されるべきではない。本方針の対象となる研究プロジェクトへの学生の参加は、大学の教育的使命及び学生の時間の適切な利用と整合的でなければならない。

D. 研究成果の公表及び公表の自由が保持されること

現在の大学の方針と同じく、資金提供者が意見を述べたり、特許出願を許可したりできるような短い遅延期間を除き、研究テーマを策定する自由や公開する自由に制限を設けるべきではない。資金提供者は研究論文の公表前のレビューを要求してはならない。出版の際、教員は研究資金提供者を特定すべきである。

E. ライセンス契約には徹底的な審査が必要

主任研究者が資金提供者と金銭的利害関係を有する場合、資金提供者への独占的ライセンスの付与を正当化するには、社会と大学の最善の利益を確保するために慎重な検討が必要となる。この審査は、特許権に関する交渉における検討のために特許担当官と調整されるべきである。

F. 大学の施設及び資源の適切な利用

現在の方針と同様に、大学の資源、備品、設備及び職員の時間は、適切な補償なしに外部機関の利益のために使用してはならない。

III. 委員会による審査の実施手順

独立実体審査委員会は、総長の方針（Presidential Policy）に記述されているように、以下の慣行に則り、適切に実施すべきである。

A. 関連する大学の方針、ガイドライン、規則を確実に遵守する

利益相反とインテグリティに関する方針の概要（Business & Finance Bulletin G-39）に要約されている。

B. 主任研究者の資金提供者に対する金銭的利益の性質及び程度を考慮する

情報が入手可能な場合には、研究が資金提供者及び主任研究者の双方に及ぼす潜在的な経済的影響も考慮すべきである。

C. 次の点に特に注意を払う

1. 次の事項を含む研究協定

- a. 資金提供者の製品又は発明の検証、
- b. 資金提供者の施設で実施された研究、

- c. 資金提供者の従業員又は代理人と共同で行う研究、又は
 - d. 資金提供者からの独占的情報の提供を含む研究。
2. 次のいずれかに該当する場合における主任研究者と資金提供者との関係
- a. 資金提供者から主要な株式を譲り受けられる権利がある、
 - b. 資金提供者から多額の金銭的利益を得る機会（ボーナス、ストックオプション）、又は
 - c. 資金提供者との長期的又は継続的なコンサルティング関係。

D. 必要に応じて主任研究者から追加情報を入手する

委員会は、利害関係報告書に記載されているよりも多くの情報を主任研究者から入手することが有益であると判断する場合があるため、様式700-Uには、追加の質問の可能性や、要求の目的とその法的位置付けについての主任研究者への助言が記載されている。このような様式等を利用する場合には、個人情報保護方針を記載しなければならない。

E. 上記IIに定める原則を適用する

次のような質問が適切と考えられる

1. 事実及び状況から、主任研究者の資金提供者に対する金銭的関与が、適用される大学の方針及び最高の専門的水準に従った研究の実施に何らかの影響を与え又は阻害することが示唆されているか。
2. 主任研究者が資金提供者に利害関係を有する場合、大学の利益はどのように維持されるか。
3. 研究プロジェクトは、日常的な検査にとどまらず、資金提供者にとって主要な利益となる知識を向上させるだろうか。
4. この研究プロジェクトは、教育、研究、公共サービスという大学の使命に貢献するだろうか。
5. この研究を実施することによって得られると考えられる公共の利益は、学問の自由、各同僚間の関係又は公共の信頼の潜在的な侵害を上回っているか。
6. 資金提供者に独占的ライセンスを付与することは、大学及び社会の最善の利益に資するものであるか。

F. 必要な文書とともに、次の事項を示す勧告書を作成する

- 贈与又は助成の受入れ、
- 贈与又は助成の不受理、又は
- 変更:どのような変更を行う必要があるか、又はどのような条件を課す必要があるかを指定する。

■開示様式「様式700U」の概要

カリフォルニア 様式700U 公正な政治慣行委員会	金銭的利益に関する開示報告書 主任研究者用 公文書	キャンパス： ID番号：
インクで入力または印刷してください。		
氏名	電話番号	
アカデミックユニット又は部門のメールコード	電子メールアドレス	
研究プロジェクトのタイトル		

1. 資金提供団体に関する情報
(資金提供団体ごとに個別の様式700Uを使用)

団体の名前：

団体の所在地：

団体の主たる事業：

資金の額：\$ _____
☐ 推定 ☐ 実績

3. 開示者の情報-続き

D. 1. の団体から、報告期間中に残高が500ドルを超えた融資を受けていますか？
☐ いいえ / ☐ はい-最高残高：
☐ \$500-\$1,000 ☐ \$1,001-\$10,000
☐ \$10,001-\$100,000 ☐ \$100,000を超える
 「はい」にチェックを入れた場合、融資は次のとおりです。
☐ 担保付 ☐ 無担保 金利： _____ %
 融資は過去12か月以内に全額返済されましたか？
☐ いいえ / ☐ はい
 E. 過去12か月以内に、1. に記載されている団体から50ドル以上の贈答品を受け取ったことはありますか？
☐ いいえ / ☐ はい-以下に説明します。
 説明： _____
 価値：\$ _____ 受領日： _____
 F. 報告期間中、1. の団体はあなたの旅費を支払っていますか？
☐ いいえ / ☐ はい-以下に説明します。
 支払いの種類：(1つチェックしてください)
☐ 贈与 / ☐ 収入
 金額：\$ _____ 日付： _____ (贈与の場合)
 説明と、贈与の場合は旅行先： _____

2. 開示の種類 (少なくとも1つの☐をチェック)

☐ 初回 (新規資金提供用)
 最初の資金提供の日付： _____

☐ 中間 (更新された資金提供用)
 資金が更新された日付： _____

3. 開示者の情報

A. あなたは取締役、役員、パートナー、受託者、コンサルタント、従業員ですか、それとも管理職に就いていますか？ 1. の団体ですか？ ☐ いいえ / ☐ はい
 役職： _____

B. あなた、あなたの配偶者若しくは登録された家庭内パートナー又はあなたの扶養家族は、1. の団体に2,000ドル以上の投資をしていますか？
☐ いいえ / ☐ はい-金額は次のとおりです。
☐ \$2,000-\$10,000 ☐ \$10,001-\$100,000
☐ \$100,000-\$1,000,000 ☐ \$1,000,000を超える
 処分した日： _____ 該当する場合
 C. 報告期間中に1. に記載されている団体から500ドル以上の収入を受け取りましたか？
☐ いいえ / ☐ はい-金額は次のとおりです。
☐ \$500-\$1,000 ☐ \$1,001-\$10,000
☐ \$10,001-\$100,000 ☐ \$100,000を超える
 この収入はあなたの配偶者又は登録された家庭内パートナーを通して受け取ったのですか？
☐ いいえ / ☐ はい

4. 証明

私はこの報告書の作成に全ての合理的な注意を払いました。私はこの報告書を確認しましたが、私の知る限り、ここ及び添付のスケジュールに含まれる情報は真実かつ完全です。私は、カリフォルニア州法に基づく偽証罪の罰則の下で、上記が真実で正しいことを証明します。

日付 _____

署名 _____
(署名した報告書を大学に提出してください。)

図 4.2.7 カリフォルニア州の開示様式 700U

(カリフォルニア州のホームページをもとにCRDS作成)

■開示様式「様式700U」記載要領の概要

●様式700Uを提出するのは誰か？

この様式は、研究プロジェクトが非政府組織からの契約又は助成金（又は、特定の研究プロジェクト若しくは特定の研究者のために資金提供者によって割り当てられた他の資金）によって、そのプロジェクトの全部又は一部が資金提供又は支援される場合には、その研究プロジェクトについて主たる責任を有するUC又はCSUに雇用されている全ての者が提出しなければならない。特定の非営利団体による研究資金提供は開示の必要がない。

●報告期間とは？

「初回」の報告書については、契約、助成金又は贈与の最終的な受領前に、提出者は、裁定が行われている日現在のスポンサーに対する投資及び役職並びに裁定が行われている日の前12ヶ月以内にスポンサーから受け取った収入及び贈与を報告しなければならない。

「中間」の報告書については、初回の報告書が提出された日からプロジェクトの契約、助成金又は贈与が更新された日までの期間に報告者が保有又は受領した報告すべき投資、収入及び地位を明らかにする報告書を、契約、助成金又は贈与の更新後30日以内に提出しなければならない。

●投資とは？

「投資」とは、あなた、あなたの配偶者若しくは登録された家庭内パートナー又はあなたの被扶養者である子供が合計\$2,000以上の直接、間接又は受益権を持つ、団体に対する全ての金銭的利益を意味します。報告対象となる投資には、株式、債券、新株予約権及びストック・オプション（信用取引口座又は証券取引口座に保有されているものを含む）が含まれます。

●収入とは？

「収入」とは、給与、賃金、前払金、配当、利子、賃貸料、売却収入、贈与（飲食物の贈与を含む）、融資の免除又は提出者が受ける債務の支払い、支出に対する償還、日当、雇用主以外の者が支払う保険又は年金制度への拠出金及び配偶者又は登録された家庭内パートナーの収入に対する共有財産の利子を含むがこれらに限定されない支払いをいう。収入には融資残高も含まれる。個人の収入には、個人、配偶者若しくは登録された家庭内パートナーが直接、間接又は受益者として10%以上の株式を所有する事業体若しくはファンドの収入の比例配分も含まれます。収入にはあなたの総収入と、あなたの配偶者又は登録された家庭内パートナーの総収入のうちのあなたの共有財産の利息が含まれます。総収入とは、経費、損失、税金を控除する前の収入の総額です。

●融資とは？

単一の借入先からの貸付金の総額が500ドル以上であれば、報告の対象となります。配偶者又は登録された家庭内パートナーが受け取った融資に対する共同所有権も報告する必要があります。商業貸付機関からの貸付で、通常の業務の過程で行われたものは、公的地位に関係なく、公衆に利用可能な条件であれば報告する義務はありません。

●贈答品とは？

贈答品とは、あなたが提供者に同等以上の対価を提供していない価値のあるものです。時価が50ドル以上の贈答品は報告の対象となります。加えて、報告の対象となる提供者から受け取った合計50ドル以上の複数の贈答品は、報告しなければなりません。

報告義務を課すのは、贈答品を受け取ることであって、それを最終的に使用することではありません。そのため、一度も使用したことがない場合や、他の人にあげた場合でも、贈答品を報告しなければなりません。

贈答品の正確な金額がわからない場合は、商品の公正な市場価格を誠実に見積もる必要があります。贈答品の価値を「50ドル以上」あるいは「価値不明」と記載することは、適切な開示ではありません。

一般的に報告が必要な贈答品には、次のものがあります。

- スポーツやエンターテインメントのイベントのチケット／パス
- 遊園地のチケット／パス
- 駐車場パス
- 飲食物及び宿泊施設（大会、会議、会合、社交行事、食事その他の集まりへの参加に直接関連して提供されるものを含む）
- 公的地位への配慮なしには通常行われない割引／払い戻し
- 結婚祝い
- 「初回」の報告書提出前に受け取った謝金。受け取った金額以上の役務を提供した場合は、謝金を贈答品ではなく収入として申告することができます。
- 交通・宿泊
- あなたが受けた融資の免除

●旅費の支払いとは何ですか？

旅費には、宿泊費や食事費等の旅費及び諸経費の立替金及び払い戻し金が含まれます。

- 旅費は、受け取った額以上のサービスを提供しなかった場合に贈与となります。報告書が対象としている期間中に単一の提供者から合計50ドル以上を受け取った場合は、その金額を開示しなければなりません。旅行の贈与は、提供者の所在地に関係なく報告する必要があります。
- 贈与である旅費を報告する場合は、贈与の説明と受領日を入力する必要があります。また、旅行先も公開しなければなりません。
- 旅費は、受け取った支払い額以上のサービスを提供した場合は収入になります。報告書が対象としている期間中に単一の出所から合計500ドル以上の収入を受けた場合は開示しなければなりません。提出者は、支払いが贈与ではなく収入であることを証明する責任があります。旅費を収入として報告する場合は、支払いと引き換えに提供したサービスを記述する必要があります。収入である旅費の支給日を開示する必要はありません。
- 以下の情報は開示する必要はありません。
 - ◇州、地方又は連邦政府機関から受け取った旅費の支払い（政府機関の雇用主からの出張旅費の払い戻しなど、受け取った支払いと同等かそれ以上の金額のサービスを提供した場合）。
 - ◇雇用の通常の過程で雇用主から受け取った旅費。
 - ◇米国内国歳入庁法典第501条(c)(3)に基づき非課税とされている非営利団体から受領した旅費で、あなたが理事を務めている501条(c)(3)組織の出張旅費の償還など、同等以上の対価を提供したもの。
- ボックスをチェックして、支払が贈与か収入かを示し、金額を報告し、該当する場合は日付を開示します。

●違反

必要とされる金銭的利益の報告書を提出しなかった場合又は金銭的利益を報告しなかった場合、主任研究者は、罰金を含む民事責任及び大学の懲戒処分を受ける可能性があります。

(マギル大学)

■開示プロセスの概要

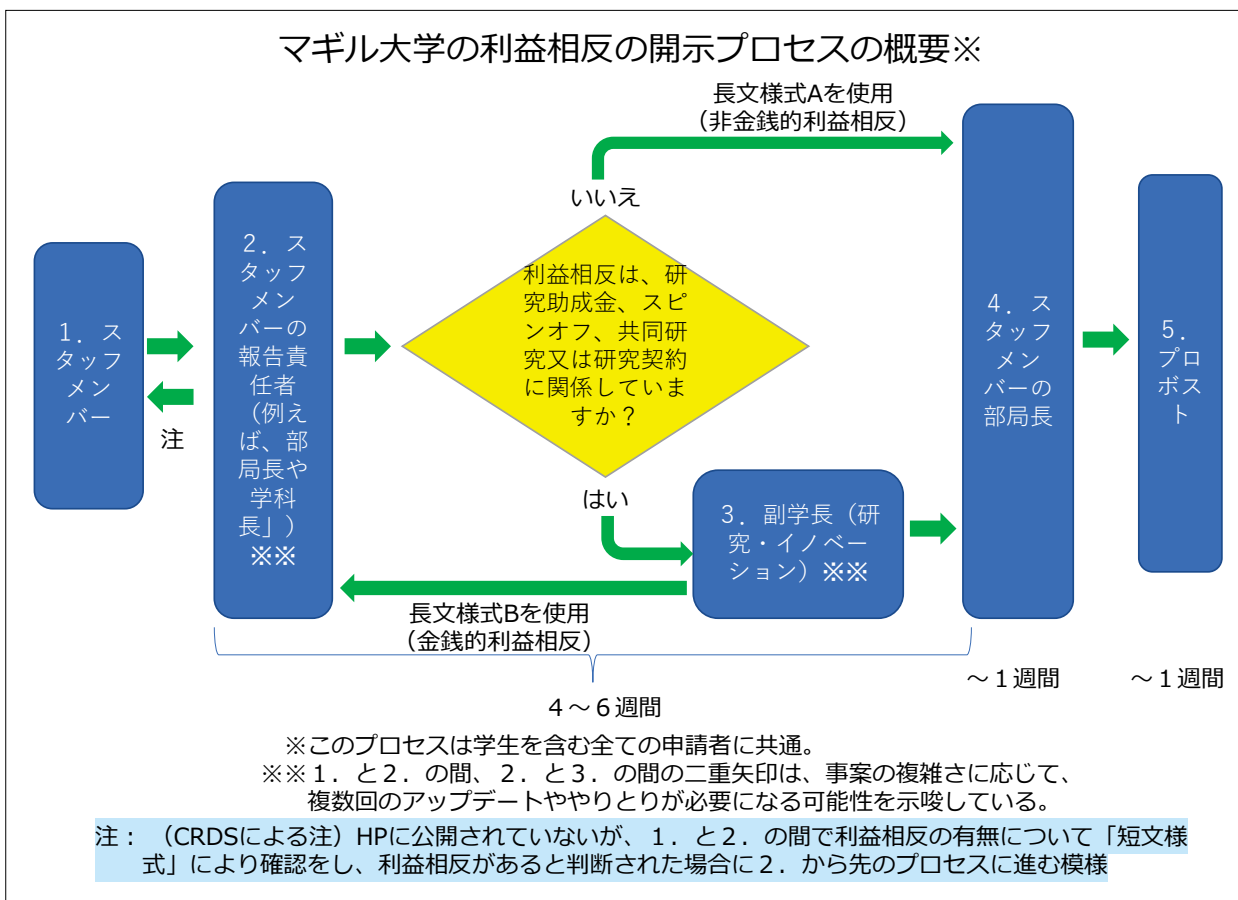


図 4.2.8 マギル大学の利益相反の開示プロセスの概要

(マギル大学のホームページをもとにCRDS作成)

■利益相反の開示に関する規則の概要

- 全ての大学コミュニティのメンバーが利益相反の開示の対象者。具体的には、
 - 大学の従業員
 - 大学の憲章や法令の下で在職している者又は大学の団体や委員会に在職する者
 - 大学と提携している理事会又はそのような理事会に属する委員会に在職している者
 - 大学が指名した者（ボランティアも含む）
 - 及び上記の者の配偶者、同居相手、扶養家族
- メンバーは利益相反の発生を認識したら、直ちにプロポストによって承認された様式を用いて、利益相反の事実を書面によって、以下に定められた、メンバーの報告責任者（Reporting Officer）に開示する：
 - 例）学科のある学部の教員⇒学科長、学科のない学部の教員⇒学部長、博士研究員・大学院生⇒監督者
- 毎年又は新たに報告が必要な金銭的利益若しくは非金銭的利益が生じた時に開示が必要。
- 外部団体からの個人的な金銭的利益は、団体が以下に当てはまる場合に研究又は教育活動に合理的に関連しているように見える可能性がある（研究者（investigator）は主任研究者、共同研究者又は資金提供された研究・教育活動の設計・実施・報告に責任を負うその他の従業員）
 - 研究者の学術的関心分野での研究を支援している
 - 研究者の研究や教育活動の分野に関連するような製品の製造、サービスを提供する

- 研究者の参加する研究対象であるような知的財産権を所有又は開発する権利を所有している
- 研究者の研究又は教育活動に役立つような贈答品を大学に贈る
- 研究者によって発明された科学技術に関して、大学とライセンス契約を締結している
- 研究者が参加する契約プロセスを通じて、大学に対し（から）、資料、製品又はサービスを提供（又は受領）している
- 上記の活動のいずれかに関与する外部団体の法的代理人である
- 利益相反自体は必ずしも不正行為ではなく、以下の場合に注意する必要がある
 - 特定されていない
 - 開示されていない
 - 管理されていない又は管理できない

■利益相反の開示様式：長文様式A（非金銭的利益相反）

1. 発生した又は発生する可能性のある利益相反の性質を説明する。
2. 相反に関与している利害関係者（related party）（①メンバーの近親家族、②メンバーの同居者、③メンバーが密接若しくは親密な関係を持っている又は持っていた人、④メンバーと直接若しくは間接的に金銭又はその他の利益を共有する人、⑤メンバーが金銭又は道徳的義務を負っている人）をリストアップする
3. 相反の影響を受ける可能性のある全ての人（学生、研修生を含む）をリストアップする
4. 相反を認識させる必要がある全ての人（研究対象、学生、研修生、共同研究者、ジャーナル編集者、会議主催者等を含む）をリストアップする
5. 相反が許される場合にあなた若しくは利害関係者によって得られる可能性のある直接的又は間接的な利益を説明する
6. 相反がどのようにあなたの研究、教育、学術活動若しくは管理責任に直接影響を与える可能性がある又は影響を与えるように見える可能性があるかを説明する
7. 相反を緩和又は管理するために提案する手順を説明する
8. 相反が許されるべきだとあなたが考える理由を説明する

■利益相反の開示様式：長文様式B（金銭的利益相反）

1. 過去12ヶ月以内における以下に示した状況を全て報告する。
 - あなた若しくは利害関係者が、実際又は潜在的な金銭的利益相反（FCOI）を有するような研究プロジェクトに参加した
 - あなた若しくは利害関係者が、あなたの大学における研究活動に密接に関連するような事業において実際又は潜在的なFCOIを有していた
 - あなた若しくは利害関係者が、実際若しくは潜在的なFCOIを有するような企業の活動に参加する又は企業に雇用されている学生若しくは研修生（ポスドクを含む）を監督した。これには、大学での研究活動によって生み出されたあなた若しくは利害関係者が利益を保有するスタートアップ又はスピンオフが含まれる
 - 大学のリソース（場所、スタッフ、設備、材料、データ、消耗品等）を用いてあなた若しくは利害関係者が、実際又は潜在的な金銭的利益を保有するような私的事業に従事した。これには、大学での研究活動によって生み出されたあなた若しくは利害関係者が利益を保有するスタートアップ又はスピンオフが含まれる
 - あなた又はあなたの研究室・研究チームが、研究合意や契約を結んでいる私的な団体に対し、コンサルティングサービスを提供した

- あなた若しくは利害関係者は、事業体の利益が、あなたの大学に対する義務（研究・教育）に影響を与える可能性がある又は影響を与えると合理的に考えられる事業体から、スポンサー付き旅行の形で利益を受け取った（これには、連邦、州、地方政府機関、高等教育機関、関連研究機関、学術教育病院、医療センターが支払い又は払い戻しを行う旅行は含まれない）
 - あなた若しくは利害関係者は、事業体の利益が、あなたの大学に対する義務（研究・教育）に影響を与える可能性がある又は影響を与えると合理的に考えられる事業体から500ドルを超える価値の贈答品を受け取った
 - 大学で学術活動を行うために獲得した情報を、あなた又は利害関係者の金銭的利益を増やすために利用した
2. 相反に関与している利害関係者を含む人物をリストアップする
 3. 教育と指導が教員メンバーの活動の核である。大学生、大学院生、ポスドク研究員の教育と指導を行う際に、大学コミュニティのメンバーは、学生や研修生に最善の利益をもたらすことを保証する義務を負う。教育及び監督活動が、開示者自身の経済的、事業的又はその他の個人的な目的によって推進されることはない
 - 利益相反によって影響され得る全ての人（学生、研修生を含む）をリストアップする
 - 彼らがどのように影響を受けるか説明する（あなた又は利害関係者が株式を保有する企業による知的財産権の保有や、関与している個人の研究の普及に対して制限が課されること）
 - 利益相反について書面で適切に通知されていることを確認する
 4. 相反を認識させる必要がある全ての人（研究対象、学生、研修生、共同研究者、ジャーナル編集者、会議主催者等を含む）をリストアップする
 5. 相反の管理
 - 相反が許される場合にあなた若しくは利害関係者によって得られる可能性のある直接的又は間接的な利益を説明する
 - 相反がどのようにあなたの研究、教育、学術活動、管理責任に直接影響を与える可能性がある又は影響を与えるように見える可能性があるかを説明する
 - 相反を緩和及び管理するために提案する手順を説明する

■報告責任者による利益相反の評価の観点

●実在の又は潜在的な利益相反が存在しますか？

以下は、利益相反が存在する場合：

- メンバーによる開示で特定されている人以外に、利益相反を知っておくべき人がいますか？
- 利益相反を許可することによって大学は影響を受けますか？
- 利益相反を許可することによって大学は利益を得ますか？
- メンバーは利益相反に関与することを許可されるべきですか？
- メンバーが利益相反に関与することを許可される期間を指定してください。
- どのような利益相反の監視手段を提案しますか？
- 利益相反が許可される条件：
 - ◇利益相反の影響を受ける全ての人に対し、利益相反を開示する【必須】。
 - ◇メンバーは、利益相反の性質、範囲又はその管理に影響を及ぼすようないかなる状況の変化も迅速に報告する【必須】。
 - ◇その他の追加条件

■利益相反に関する開示への対応

- 報告責任者（通常は学科長）は開示された情報を審査した後、以下のことを判断する。
 - ①利益相反は存在しない。
 - ②利益相反は存在するが、適切に管理されれば許容される。
 - ③利益相反が存在し、許容されない。
- ②又は③と判断された場合、報告責任者は、メンバーに対して、以下を満たせば利益相反が許容されることを説明する。
 - 大学の利益が適切に守られている。
 - 利益相反により影響される他者の利益が適切に守られている。
 - 利益相反に効果的な対応ができる。
 - メンバーが大学に対して果たすべき義務における判断に、利益相反が影響を与えない。
 - 適切な情報を有し、十分な助言を受けた者であれば、利益相反を適切なものと考えることができる。
- 報告責任者による決定は書面で行われ、以下の情報を含む。
 - 利益相反の存否に関する決定の理由。
 - メンバーが利益相反に関与することを許容されているかどうか。
 - 許可が有効である期間
 - 許可される条件がある場合には、その条件には少なくとも次の事項を含めるものとする。
 - ◇利益相反の影響を受ける全ての人に対し、利益相反を開示する。
 - ◇メンバーは、利益相反の性質、範囲又はその管理に影響を及ぼすようないかなる状況の変化も迅速に報告する。
 - 該当する場合、利益相反を監視するための方法。
- 報告責任者は、メンバーと報告責任者の上司（通常は、部局長）、研究に関係する場合には副学長（研究・イノベーション担当）室にも決定書面のコピーを送る。

(3) 責務相反

（最高責任者、情報開示者、開示する情報、開示の時期、罰則）

責務相反に関する学則等について、最高責任者、情報開示者、開示する情報、開示の時期、罰則を整理すると表4.2.2のとおり。

表 4.2.2 責務相反に関する学則等の比較（各大学のホームページをもとにCRDS作成）

責務相反に関する学則等の比較（比較するため簡潔にしていることに留意）

	UC	Texas A&M	McGill	MIT	Stanford	Harvard
最高責任者	各校の学長等	学長（CEO）	プロボスト	学長	研究担当副学長	部局長
情報を開示する者（情報開示者）	教員（エフオー ト50%未満の客 員教授等は対象 外）	教員（9ヶ月以上 の任期、50%以 上のエフオー ト）、フルタイ ムの専門職・管 理職、研究職と して雇用される 院生	教員	教員、学術研究 スタッフ、管理 スタッフ	教員（管理職を 含む）	教員
開示する情報	活動日数、活動 内容、関与組織、 組織との関係性 の説明	外部の職務活動 を行う場合、機 関名・所在地・ 契約期間・活動 の性質・大学職 務責任との関係、 報酬、過去継続 歴等	費やした時間、 年間を通しての コンサルティン グ活動の分布、 部門と民間部門 での時間の配分、 クライアントの 身元	外部の専門的活 動を行う場合、 機関名、場所、 関係性、活動期 間等	外部での専門活 動が規定の範囲 （年度に39日以 内）を超えると 責務相反となる	大学勤務時間 における外部組 織での職務活動 （勤務時間20% 未満）、外部で の活動のための 大学資源の使用 等
開示の時期	● カテゴリー 1：大学外で の雇用→事前 ● カテゴリー 2：コンサル ティング等→ 毎年	年次、外部関 係・活動発生時、 契約更新時	年次（月4営業日 以上の活動の場 合は事前承認が 必要）	毎年更新（MIT の学生が関わる 場合は事前承認 が必要）	年次、少しでも 違反事項に抵触 すると思われる 場合	責務相反に当た りうる活動に参 加する前
適切に開示をし なかった場合の 罰則	人事規則に基づ き、懲戒処分、 是正処置、行政 上の処置を受け る可能性	学則に基づき、 戒告から解雇を 含む懲戒処分の 可能性	雇用規則に定め られた懲戒処分	MITポリシーに 基づき懲戒（叱 責、減給、解雇 等）等の可能性	教職員規律に定 められた処分を 受ける	懲戒処分（解雇 の可能性もあ る）

■最高責任者

- 最高責任者については、各大学の責務相反の審査・管理体制に応じて、学長（UC、Texas A&M、MIT）、プロボスト（McGill）、研究担当副学長（Stanford）、部局長（Harvard）となっている（以下の審査・管理の流れ（体制）の項目参照）。

■情報開示者

- 専任の教職員は原則開示。
- エフォートによって対象者を規定しているか、学生を対象として規定しているかという観点では以下の大学がある：
 - ・エフォートに基づき、客員教授等の教員も対象としている大学：UC、Texas A&M
 - ・大学から雇用されている学生を対象とすることを規則で明示している大学：Texas A&M

■開示する情報

- 開示する情報は、学外活動を行う機関名・所在地、契約期間（活動時間）、活動の性質を開示させるのが一般的であり、必要に応じて、組織との関係性、大学職務責任との関係、報酬、過去継続歴、公共部門と民間部門での時間の配分、外部での活動のための大学資源の使用、学生の関与を開示させている。

■開示の時期

- 開示の時期については、年度ごとに開示を求めることが一般的であり、また、大学の本務と責務相反の可能性が高い場合（例えば、企業経営、他大学の雇用、会社の設立、会社の役員等）に事前許可制とすることも一般的。

■罰則

- 適切に開示をしなかった場合の罰則等については、利益相反同様、学内規則に基づいて、大学の裁量権限者が違反者に対して、幅広く処罰の裁量権を持つのが一般的（責務相反の開示・管理のための罰則の規則を設けているわけではなく、就業規則等に学内の規則に反した場合の扱いについての規程があり、それを適用している）。

（審査・管理の流れ）

責務相反に関する審査・管理の流れについて、図4.2.9～図4.2.14に整理した。

カリフォルニア大学システムの責務相反の審査・管理の流れ

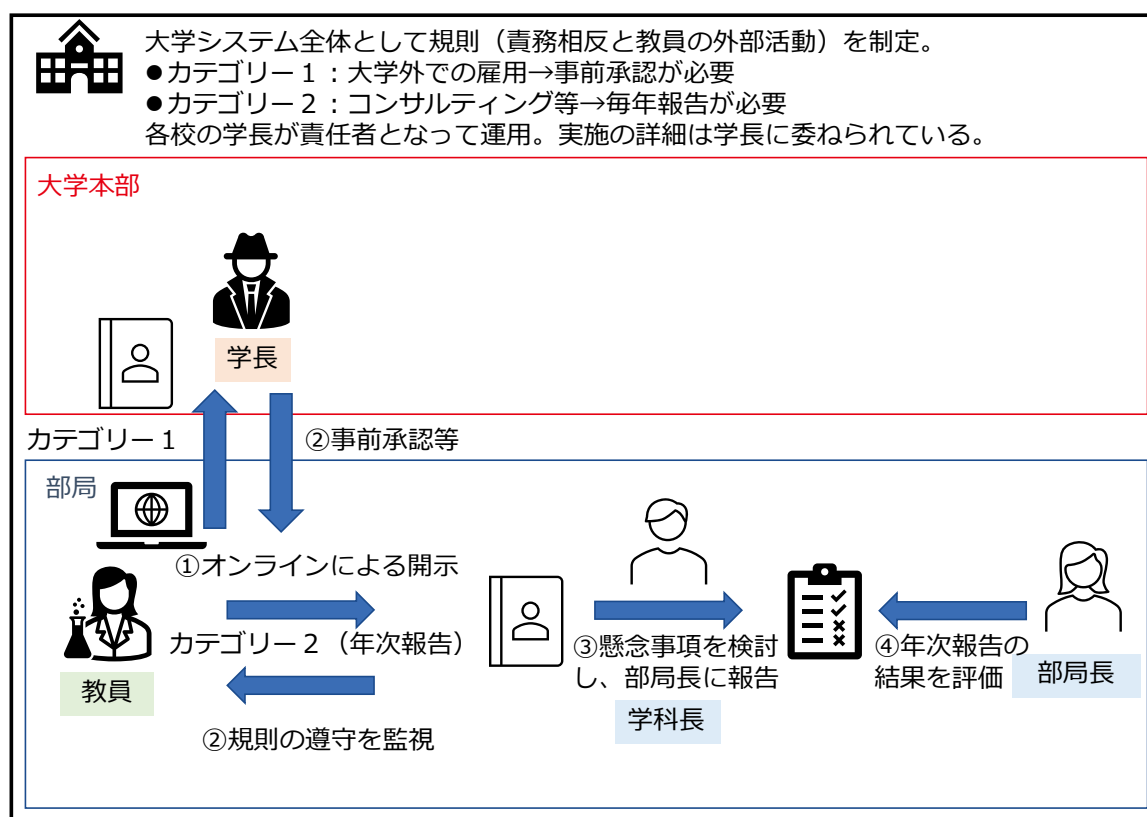


図4.2.9 責務相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

テキサスA&M大学システムの責務相反の審査・管理の流れ

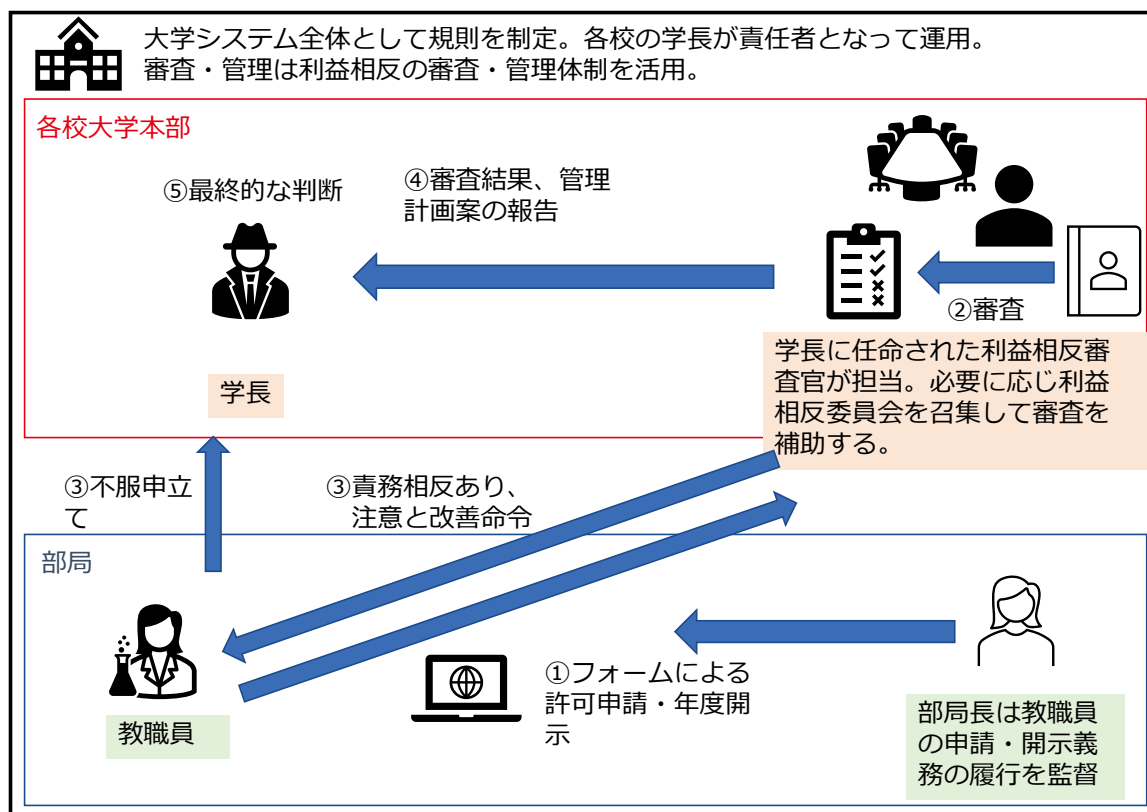


図4.2.10 責務相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

マギル大学の責務相反の審査・管理の流れ

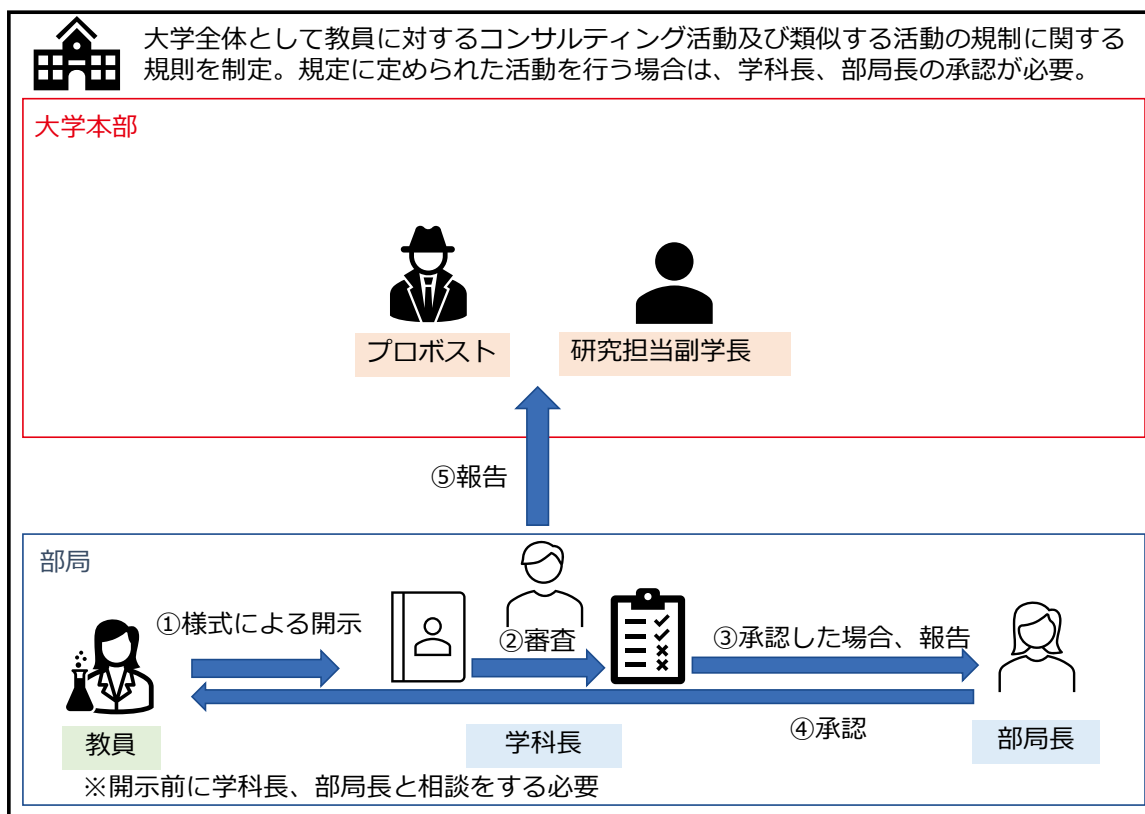


図 4.2.11 責務相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

マサチューセッツ工科大学の責務相反の審査・管理の流れ

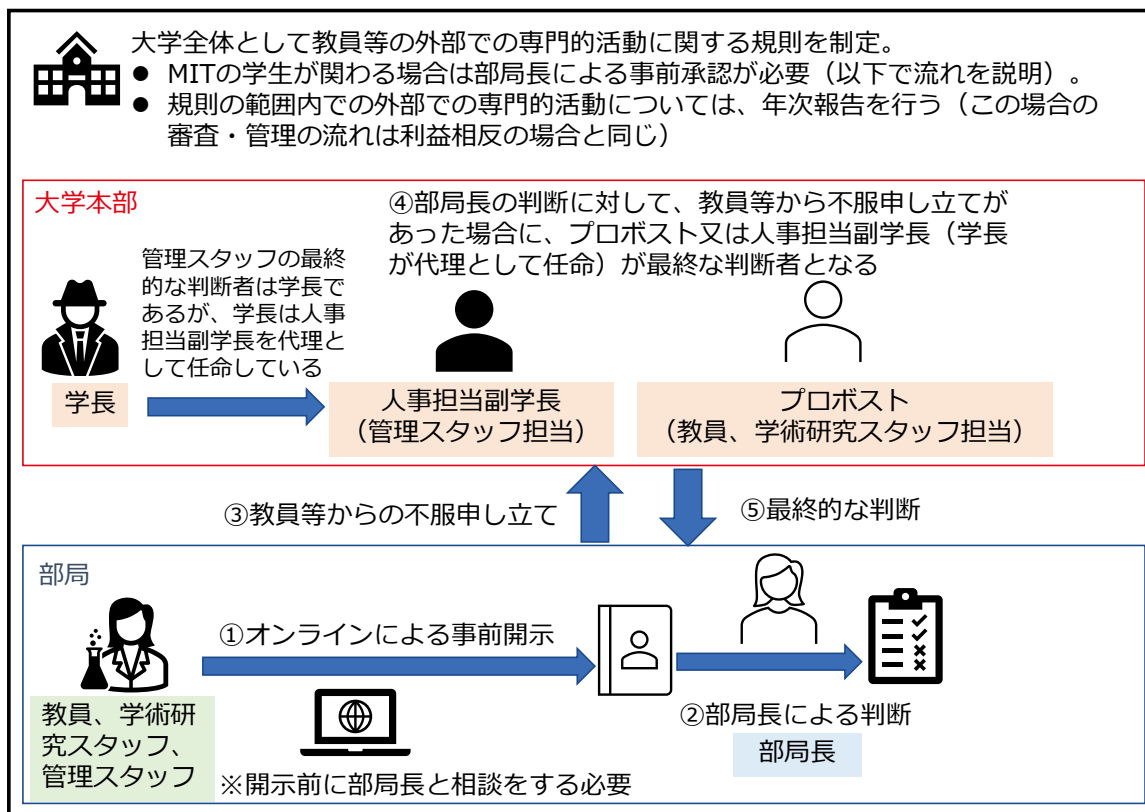


図 4.2.12 責務相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

スタンフォード大学の責務相反の審査・管理の流れ

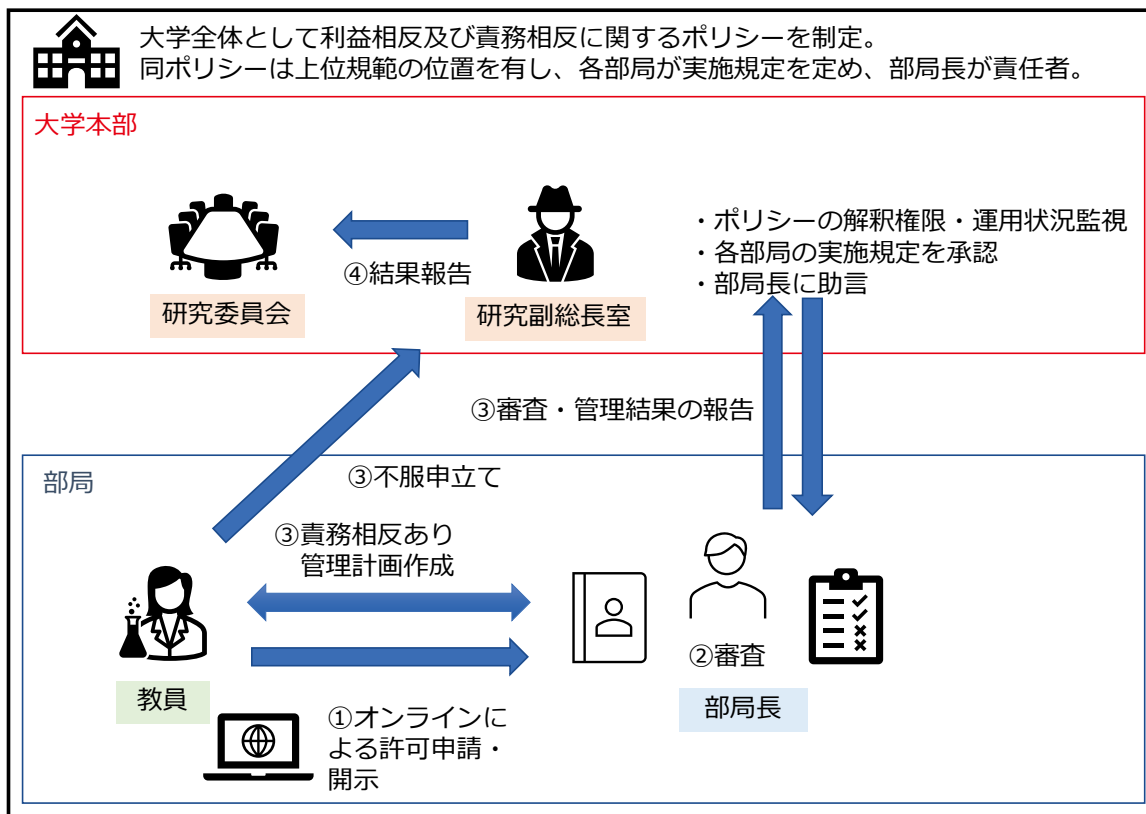


図 4.2.13 責務相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

ハーバード（Harvard）大学の責務相反の審査・管理の流れ

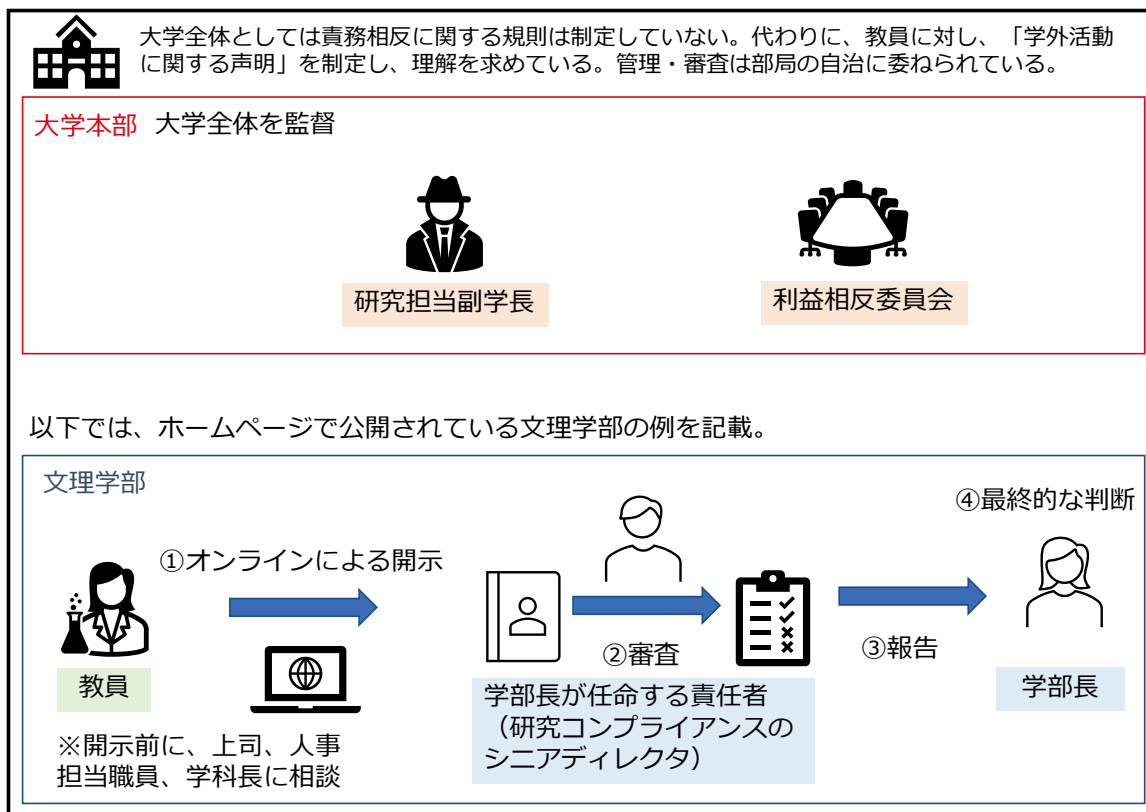


図 4.2.14 責務相反の審査・管理の流れ（大学のホームページをもとにCRDS作成）

■審査・管理体制

- 責務相反 (Conflict of Commitment : COC) について学則で定めているか、審査・管理体制は利益相反の審査・管理体制と同じかという観点から、以下のとおり整理される：
 - ① 責務相反に関する学則を整備している大学：Texas A&M、Stanford、UC
 - A) 責務相反の審査・管理体制を、利益相反の審査・管理体制と同一に運用する大学：Texas A&M、Stanford
 - B) 利益相反の審査・管理体制とは別の責務相反の審査・管理体制をとっている大学：UC
 - ② 責務相反という言葉を使わずに、学外活動の全般又は一部を審査・管理している大学（利益相反の審査・管理とは別に審査・管理体制も整備）：Harvard、MIT、McGill
 - A) 学外での専門的な活動全般を対象：Harvard、MIT
 - B) 学外でのコンサルティング活動とそれに類する活動を対象：McGill
- 審査・管理の大学と部局での分担については、以下のとおり整理される（利益相反と比較して、部局に委ねる事例が多い）：
 - ① 大学全体の利益相反の審査・管理担当者が担当：Texas A&M
 - ② 事前承認が必要な場合（外部での雇用等）は学長が担当し、その他の報告が必要な外部活動（公共団体の委員等）の年次報告は部局（学科長、部局長）が担当：UC
 - ③ 部局で担当：McGill、Stanford、MIT、Harvard

(4) 責務相反に関する学内規則及び開示様式

情報開示の様式が公開されている大学について、学内規則と様式の概要を紹介する。

(テキサスA&M大学システム)

■学外での雇用に関する方針と規則の概要

●学外の雇用に関する方針

テキサスA&M大学システム（システム）又は各大学の教職員の主な使命は、任命された役職に対して与えられた義務と責任の遂行である。外部コンサルティング又はその他の外部の雇用は、これらの義務及び責任を妨げてはならない。

✓専任教職員は、常時、職務に専念することが求められる。外部コンサルティング又はその他の外部雇用に従事する承認は、以下の全ての条件を満たす限り、システム及び構成員によって採択された方針及び規則に従って付与することができる：

- a. 雇用の承認は、当該教職員が外部雇用を受け入れる前に申請し、受理される。
- b. 外部雇用に関連する活動が、教職員の通常の業務を妨げると合理的に見込まれない。
- c. 教職員は、適用される全ての法律と、利益相反基準を含む職業上の行動基準を遵守している
- d. 教職員は、外部雇用に関連して実施される研究が、客観的かつ科学的な方法で、最高の倫理基準に従って実施されることを証明する。
- e. 各大学は、以下の3.の規定に基づいて作成された規則に従って、教員のコンサルティングその他の外部雇用の承認手続をとる。

これらの条件を満たさないと、外部雇用の許可が取り消される可能性がある。

✓この方針の趣旨にかんがみ、謝礼の支払により伝統的に補償されている活動は、当該従業員の時間の最小限度を超える時間を必要とすることが合理的に予想されない限り、外部雇用に該当しない。

✓システムの理事長は、各大学における、教員によるコンサルティングその他の外部の雇用の承認の手續に関する基準及び指針を定める規則を作成する。この規則は、コンサルティングから生ずる知的財産に係るシステム及び構成員の権利の適切な保護を確保するものとする。

●学外の雇用に関する規則（上記方針や申請・承認様式と重複しているものは省く）

✓各大学は、本規則に基づき、教員に対して、教員のコンサルティング及び／又は学外での専門的雇用を承認することができる。各大学は、教員以外の研究者のような教員以外の類似の職員に対し、本規則の規定に従うことを要求することができる。

✓各大学の最高経営責任者（CEO：学長）又は指名された者は、教員のコンサルティング及び／又は学外での専門的雇用を承認する権限を与えられている。

✓承認のために審査する場合には、CEO又は指名された者は、教員のコンサルティング及び／又は学外での専門的雇用が利益相反又は責任相反を生じない（その教員の通常の職務に支障が生じない）ことを確認する。

✓外国団体との間でのコンサルティング及び／又は学外での専門的雇用に従事することを提案する場合、教員は、CEO又は指名された者に提出する前に、輸出管理担当者に提出する。輸出管理担当者に提出すると、教員の申請書のコピーがシステムの研究セキュリティ室にも提供される。

✓特に、システムの知的財産に影響を与える可能性のある契約を含む契約を締結する前に、CEO又は指名された者から毎年承認を得る。

✓承認の申請は申請・承認様式で行う。

✓リリース時間（教員としての通常の業務に従事しなくてよいと認められた時間）は、申請・承認様式を使用して事前承認を受けなければならない。

✓各大学は、次のような追加の対応を要求することができる。

- 外部との契約書案のコピーの提供
- 最初の承認の後に発生する契約書の修正の審査
- 外部の雇用主へのシステムの方針と規則等の提供
- 倫理、利益相反、契約のベストプラクティス等のトピックに関する研修

✓各大学は以下の事項を定める：

- 承認する権限を与えられた者の指定
- 本規則の承認要件の対象となる非常勤教員の特定
- 教員のコンサルティング及び／又は学外での専門的雇用から生じる潜在的又は実際の利益相反・責務相反を開示し、審査・対処するためのプロセスの指定

✓システムの財産・人員を利用する場合には別途承認が必要。

■開示様式の概要

テキサスA&M大学システム
**教員のコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用
 申請・承認様式**

一部の例外を除き、この様式を使用して収集された自身に関する情報を請求、受領、確認、訂正する権利があります。

教員の氏名： _____
 ファースト ミドル ラスト

ランク又は役職： _____

大学： _____

部局： _____

1. 雇用する企業、機関又は個人の名称及び所在地

2. 業務の性質（コンサルタント、取締役、従業員、鑑定人等の業務の範囲と学外の雇用主との関係の性質を説明し、業務が行われる場所を含めます）：

3. リリース時間を要求していますか？ ☐ はい / ☐ いいえ。はいの場合、リリース時間を要求するための私の根拠は次のとおりです。

4. この要求の期間中にコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用に対して受け取ると予想される報酬又は価値の額を選択します（項目5を参照）。

☐ \$0 ☐ \$ > 0-\$5,000 ☐ \$ > 5,000-\$10,000 ☐ \$ > 10,000-\$25,000
☐ \$ > 25,000-\$50,000 ☐ \$ > 50,000

注：教員のコンサルティング又は学外での専門的雇用の申請は、1年を超える期間は承認されません。全ての承認は、長さに関係なく、現在の会計年度の8月31日に終了します。全ての教員は、9月1日から8月31日までの各会計年度に承認を再申請する必要があります。

5. 申請期間： _____ から _____ まで
 日付 日付（当年度8月31日まで）

期間中に要求された合計リリース時間（要求されていない場合は、N / A）： _____

6. 株式の所有権が関係していますか？ _____ 関係している場合、所有する持分の金額と種類： _____

知的財産に関する注意事項：システムの規則「教員コンサルティング及び/又は学外の専門的雇用」は、教員が、以下の条件の下で、考案、実施又は開発した知的財産に対して第三者の権利を付与する教員コンサルティング及び/又は学外の専門的雇用契約を締結しないことを規定しています。

- a. システム又は各大学が管理する資金を使用する場合及び/又はシステムのリソースを大幅に使用する場合、
- b. 契約締結後、又は
- c. 契約の技術的範囲の外。

認証

教員のコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用を受け入れる承認を要求します。今回提案している雇用は、私の職務の妨げにはなりません。承認されたリリース時間中に発生する私に割り当てられた職務は、私又は大学によって承認された担当者によって実行されるようにします。このような教員のコンサルティングや学外での専門的雇用においては、私はテキサスA&M大学システムの代表としてではなく、個人として行動します。

私は、必要に応じて報告書と雇用の追加の詳細を提供することに同意します。

私は、システムの倫理と、教員のコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用に関する規則を読み、以下に従って教員のコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用を実施することに同意します。教員としての私の価値と私自身の専門的地位は、提案している教員のコンサルティングや学外の専門的雇用によって強化され、向上すると思います。

私は以下のことを証明します：

- この教員のコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用と、テキサスA&M大学システムの教員としての私の責任との間の潜在的又は実際の利益相反は、適用される連邦法又は州法、システムの方針又は規則、及び/又は各大学の規則及び手順に従って、速やかに開示及び管理され、軽減又は排除されます。
- この教員のコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用は、システムの方針及び規則で許可されている場合を除き、システムに対して費用負担なしで行われます。
- この教員のコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用に関連して実施される全ての活動は、私の専門分野の最高の倫理基準に従って実施されます。
- この提案されたこの教員のコンサルティング及び/又は学外での専門的雇用は、上記の知的財産の注意事項の規定に準拠しています。

教員の署名

ユニバーサル識別番号

日付

承認を推奨：

リリース時間を推奨しますか？ ☐はい/☐いいえ

スーパーバイザー又は部局長

日付

承認：

リリース時間を承認しましたか？ ☐はい/☐いいえ

日付

日付

学長／最高経営責任者（CEO）又は指名された者

日付

図 4.2.15 テキサス A&M 大学システムの開示様式

（テキサス A&M 大学システムのホームページをもとに CRDS 作成）

(マギル大学)

■教員の学外でのコンサルティング活動に関する規則の概要

- 教員は、学科長及び部局長からの書面による承認なしに実質的なコンサルティング活動を行ってはならない。
- 教員の通常の業務遂行に影響する可能性があるようなコンサルティング活動や、月に4営業日を超えるコンサルティング活動を実質的なコンサルティング活動とみなす。
- 教員が大学の施設及び職員を使用する場合は事前承認が必要となる。
- 教員は、コンサルティング活動について毎年報告する。
- 報告書には、費やした時間、年間を通してのコンサルティング活動の分布、仕事の性質、公共部門と民間部門での時間の配分、クライアントの身元を記載する。ただし、守秘義務が認められている場合には、クライアントやスポンサーの名前は報告しなくてよい。報告書には、頻繁な出張の詳細や倫理的問題、教員の学術的義務に影響を及ぼした可能性のある集中的な活動期間等、コンサルティングが大学全体にとって利益であるかを評価するための情報を含む。個々の学部は、教授会の決定により、追加情報を要求する場合がある。
- 報告は学科長に対して行われ、報告内容は部局長、プロボスト、研究担当副学長に送られる。

■開示様式の概要

- 学部ごとに様式を定めており、ここでは様式が公表されている工学部の事例を紹介する。

マギル大学工学部

2021年1月1日から2021年12月31日までの
コンサルティング活動及び利益相反に関する年次報告書

教員への指示:この様式に記入し、デジタル署名をし、2022年2月14日までにユニットの事務補助者／
担当者に提出すること。

学科／学務担当者への指示:学科／学務の長は、様式を審査し、もし納得できれば、デジタル署名し、
2022年2月21日までに工学部長室に送付すること。

氏名：	役職：
学科：	電話：
Eメール：	報告の年度はサバティカルでしたか？

A. 以下の各種別の活動について、過去1年間の総労働日数（月曜日から金曜日）を推計する。報酬の有無にかかわらず、全ての活動を含めること（ただし、大学を経由して契約した業務に費やされた時間は除く）。詳細については、以下のセクションBで質問する。	労働日数
1. 民間部門向けコンサルティング活動	
2. 公共部門向けコンサルティング活動	
3. 非政府団体向けコンサルティング活動	
4. あなたが設立、所有、共同所有している会社、又は設立の過程にある会社を支援するため	
合計	

B. コンサルティング活動:上記のセクションAの回答に記載されているように、基準年中に、民間部門、公的部門又は非政府団体向けに行ったコンサルティング活動（報酬の有無を問わない）を以下に記載する。大学を通じた契約に費やされた時間を記載しない。個人的に利益を得ている団体（上記の質問4を参照）については、下の依頼人の名前の横にアスタリスク「*」を入力する。 注：教員は、コンサルティング活動に関する規則に従って、月に4営業日まで大学外でコンサルティング活動を実施することができる。4営業日を超えるコンサルティング活動には、学科長・学部長との協議・合意が必要。			過去一年間の労働日数
依頼人 (例:株式会社ACME*)	主な事業所 (例:カナダのモントリオール)	活動の実施場所を含む提供されるサービスの性質 (例:水質調査、セントローレンス川、カナダ)	

C. 利益相反 (COI) に関する開示：大学コミュニティの全ての研究者は、利益相反の開示に毎年回答する必要があります。過去12か月間に開示をしていない場合は、まず年次の開示書類に記入してから、以下の声明に回答してください。	はい、いいえ 又は該当なし
1. 私は、大学の利益相反に関する規則を読み、理解し、遵守していることを証明します。	
2. 私は、過去12ヶ月の間に少なくとも一度は利益相反の開示を完了したことを証明します。	
3. 私は、大学の利益相反に関する規則に従って開示すべき実在又は認識された (real or perceived) 利益相反を一切保有していません。	
4. 私は、大学の利益相反に関する規則に従って、私が関与している実在又は認識された利益相反の状況を担当者に開示しました。	
教員の署名	日付
学科長の署名	日付

図4.2.16 マギル大学工学部の開示様式

(マギル大学のホームページをもとにCRDS作成)

(5) 開示の支援等

(開示の支援の事例)

マサチューセッツ工科大学では、「重大な金銭的利益に関する意思決定ツリー (Significant Financial Interest Decision Tree)」⁵を大学のホームページで公開しており、重大な金銭的利益相反の開示について、いくつかの質問にYes/Noで答えると、開示の要否を判断できる。開示の手続きが必要な場合には、手続きのホームページが案内される (図4.2.17 参照)。

(注意喚起の事例)

カリフォルニア大学システム、バージニア大学では、フライヤーを作成して、大学のホームページに掲載し、研究者等へ研究セキュリティと研究インテグリティに関する情報を簡潔に提供している。詳細な情報が掲載されている大学のホームページへのリンクや問い合わせ先が明示されている。

- カリフォルニア大学システム「国際的な研究を行っていますか? (Do you conduct international research?)」⁶ (図4.2.18 参照)
- バージニア大学「私たちは共同研究を大切にしています (We value collaboration)」⁷ (図4.2.19 参照)

5 <https://coi.mit.edu/help-and-training/significant-financial-interest-decision-tree>

6 <https://www.ucop.edu/ethics-compliance-audit-services/compliance/research-compliance/>

7 https://research.virginia.edu/sites/vpr/files/UVA_faculty_Guide_Final.pdf

マサチューセッツ工科大学（MIT） 重大な金銭的利益（SFI）に関する意思決定ツリー

- この意思決定ツリーを使用すると、公衆衛生局（PHS：Public Health Service）の新しい方針に基づいて重大な金銭的利益（SFI：Significant Financial Interest）が何であるかを判断できる。
- SFIには、研究者の金銭的利益だけでなく、研究者の組織上の責任に関連していると合理的に判断できる場合には、研究者の配偶者及び扶養されている児童の金銭的利益も含まれます。
- 研究者は、自らの研究又はその他の組織上の責任が、自らの金銭的利益の価額に影響を及ぼす可能性があるか否か、又は自らが金銭的利益を有する事業体に金銭的影響を及ぼす可能性があるか否かについて、合理的かつ誠実な判断を下すことができる。例えば、研究又はその他の組織上の責任に関連しないビジネスを目的とする企業について、配偶者の給与を開示してはならない。

質問1: 過去12ヶ月間に、あなた又はあなたの家族※の誰かが、いずれかの事業体の持分を保有していましたか？ ※家族には、家庭内パートナー、配偶者及び扶養児童が含まれる（以下同じ）

いいえ → ②へ
はい ↓

質問2: 投資信託（つまり、投資を管理していない）のみを保有していますか？

いいえ ↓
はい → ②へ

質問3: 株式持分は、非上場企業において過去12ヶ月間に保有されたものですか？

いいえ ↓
はい → ①へ

質問4: 株式持分は、公開企業において過去12ヶ月間に保有されたものですか？

いいえ ↓
はい → ②へ

質問5: あなた又はあなたの家族が株式持分を保有している株式公開企業は、MITでのあなたの研究に合理的に関連していると考えられる事業を行っていますか？

いいえ ↓
はい → ①へ

質問6: あなた又はあなたの家族が株式持分を保有している株式公開企業は、MITでのあなたの研究を後援していますか？

いいえ ↓
はい → ①へ

質問7: あなた又はあなたの家族が保有する株式持分の価値は、MITでのあなたの研究に関連するビジネスであると合理的に思われる公開企業において、合計して10万ドル以上ですか？

いいえ → ②へ
はい ↓

①へ

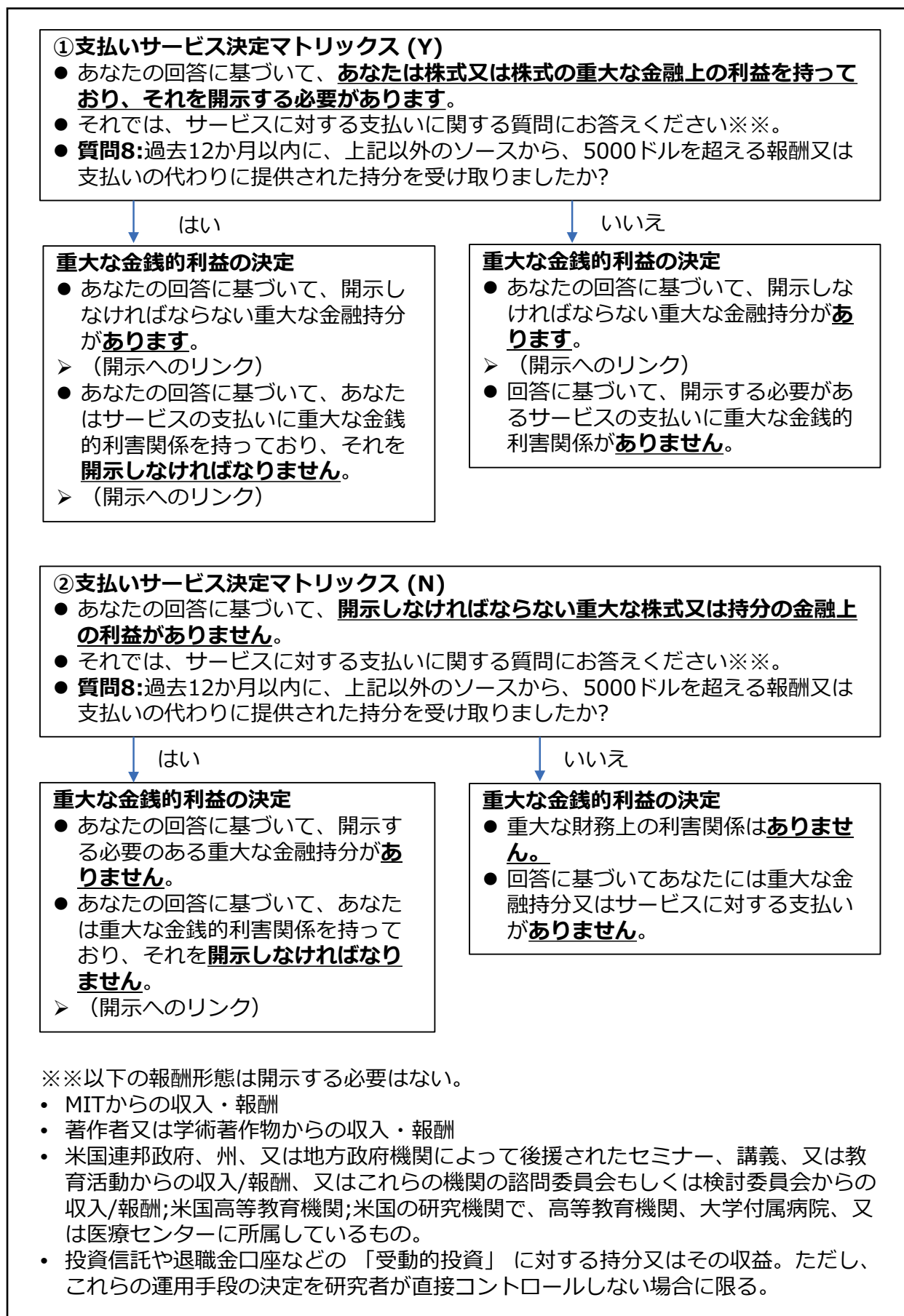


図 4.2.17 マサチューセッツ工科大学 (MIT)「重大な金銭的利益 (SFI) に関する意思決定ツリー」

(MIT のホームページをもとに CRDS 作成)

カリフォルニア大学システム倫理・コンプライアンス・監査サービス室 (ECAS)

国際的な研究を行っていますか？

私たちは国際共同研究を大切にしています。世界中のアカデミックパートナーとの関わりは、研究の質を高め、科学的発見を促進します。しかし、最近、連邦政府機関が研究者とその国際共同研究に関心を高めていると聞いたことがあるかもしれません。カリフォルニア大学システム（UC）は研究者の支援に力を入れており、質問と回答や支援をまとめたツールを用意しています。以下の項目に該当する方は、この情報を参考にしてください。

グローバルな共同研究をしていますか？ 米国外に発送しますか？ ✓ 輸出管理局に問い合わせ、遅延や罰金が生じる可能性を回避してください。 中国、ロシア又はベネズエラに発送しますか？ ✓ これらの国にほとんどの品目を発送する際には、米国政府への輸出申告が必要となります。 キューバ、イラン又はシリアと連携していますか？ ✓ これらの国と関わる前に、米国政府の特別な許可が必要となる場合があります。 他国からの研究員を受け入れていますか？ ✓ 連邦政府がスポンサーとなっている研究に従事している場合は、情報開示が必要な場合があります。必要事項については、お近くのキャンパスエキスパートにお問い合わせください。	資料、アイデア又は情報を共有していますか？ データの整合性 ✓ 機密性の高い研究データを特定し、クラウドサーバー等の安全な環境にバックアップしておきましょう。保護されていないデータは、不正アクセスされたり、操作されたりして使用できなくなる可能性があります。 ✓ 連絡先：お近くのキャンパスエキスパート。 無形研究資料の譲渡及び共有 ✓ 以下の無形品目を共有する前に、輸出許可が必要な場合があります：ソフトウェア、アルゴリズム、暗号化コード、非公開データ、公有ではない情報、特許情報又は第三者の知的財産。 ✓ 例外についてはこちらをご覧ください。 ✓ お近くのキャンパスエキスパートにお問い合わせください。
UCの情報開示義務を認識していますか？ 責務相反 ✓ 学外活動の中には、事前に許可が必要なものがあり、US OATS（カルフォルニア大学学外活動追跡システム）に提出する必要があります。 ✓ 連絡先は、US OATSポータル各キャンパスのヘルプページのこちらをご覧ください。 学外の研究資金提供を受けていますか？ ✓ 連邦政府の資金提供機関は、提案書や契約及び助成金のライフサイクル全体を通して、情報開示の完全性を厳しくチェックしています。 契約及び助成金の開示に関する最新情報 ✓ その他の支援には、国内外を問わず、研究員の全ての研究活動を支援又は関連するために利用可能な全ての支援が含まれ、現物等の非金銭的な支援も含まれます。 ✓ 略歴には、無報酬やボランティア的なものも含め、役職、科学的任務、外国での所属、名誉等が記載されています。 ✓ UC及びスポンサーの利益相反ポリシーに則った利益相反の開示は、全ての研究員の開示要件の一部です。 ✓ 被支援プロジェクト・オフィスと協力して、スポンサーの期待と開示に関する新規の要件を満たしていることを確認してください。 ✓ 連絡先：お近くのキャンパスエキスパート。	海外に渡航しますか？ データ保護 ✓ 電子機器を持って渡航する場合は、情報を保護するために以下のような対策をとることができます：データやノートパソコンは家に置いておくか、貸出を利用する。データをバックアップする。 ✓ 仮想プライベートネットワーク（VPN）を自分で又はIT管理者が設定したり、ハードドライブを暗号化したりしても良いでしょう。その他のITセキュリティガイドンスは、こちらをご覧ください。 渡航の安全対策 ✓ リスクマネジメントオフィスにお問い合わせください。 渡航保険 ✓ UCの出張には渡航保険が利用できます。詳細はこちらをご覧ください。 研究資料、サンプル、機器の持ち運び ✓ 手持ちの品目を含む輸出品は、法的要件を満たす必要があります。お近くのキャンパスエキスパートにご相談ください。

図 4.2.18 カリフォルニア大学システムの「国際的な研究を行っていますか？」

(カリフォルニア大学システムのホームページをもとにCRDS作成)

2021年10月 バージニア大学研究担当

私たちは共同研究を大切にしています ここでは、国内外の学外活動について透明性を確保する方法をご紹介します

研究費やその他の支援を受けるには？

- おめでとうございます。Research UVA (<https://researchuva.virginia.edu/>) を介して、賞や契約のデータを転送してください。
- バージニア大学に提供されたものでも、バージニア大学を通じて提供されたものでもありませんか？
- 学外活動報告書で報告してください。 <https://research.virginia.edu/EAD> からアクセスできます。
- 質問がありますか？ E-MAIL: ForeignInfluence@virginia.edu

学外コンサルティングをするには？

- 素晴らしいですね。教員年次報告書で報告し、必要であれば、利益相反の開示を <https://coi.sites.virginia.edu/Home> で更新してください。
- 研究を依頼されていますか？ その場合、それはバージニア大学がスポンサーとなっているプログラムである必要があります。
- コンサルティングの制限及び大学独自の要件については <https://uvapolicy.virginia.edu/HRM-045> をご覧ください

外国人訪問者をホスティングするには？

- バージニア大学の留学生及び奨学生プログラム (<https://issp.virginia.edu>) がお手伝いします。ホスティングの手続きを開始するには、所属ユニットのサポートスタッフに連絡してください。
- バージニア大学がスポンサーとなっているプログラムに従事するビジターで、バージニア大学又はスポンサーの支援を受けていない場合は、 <https://research.virginia.edu/EAD> からアクセス可能な学外活動報告書で報告する必要があります。

資料やアイデア、情報を共有するには？

- 研究データや資料を共有する前に、被支援プロジェクト・オフィスに機密保持契約又はデータ／物質移動合意書について相談してください。
- 外国人又は外国の場所が関係する移動は、規制された輸出、輸入又はサービスである可能性があります。米国の輸出・制裁規制とバージニア大学の援助に関する情報は、 <https://export.virginia.edu> にアクセスしてください
- ヘルプが必要ですか？ E-MAIL: export-controls@virginia.edu

学外から任命を受けるには？

- 通常、海外又は国内の機関／組織から専門的又は学術的な任命を受ける前に、プロボストの承認が必要です。 <https://uvapolicy.virginia.edu/PROV-009> で要件を確認してください。
- 質問がありますか？ 教務担当副プロボストにご相談ください (vpfa@virginia.edu)

海外渡航するには？

- 教職員は出発前に、できれば予約した時点で海外渡航の登録をする必要があります。オンラインのトラベル・レジストリ及び関連情報は <https://iso.virginia.edu/faculty-staff-travel> からアクセスできます。
- 学生が参加する海外渡航には、別の要件が適用されます。最新の情報は <https://educationabroad.virginia.edu> からオンラインで入手できます。
- 海外でバージニア大学の機器、資料、管理情報を使用する必要がありますか？
- 事前に輸出管理事務局 (export_controls@virginia.edu) に相談し、必要事項を確認してください。

外国企業と提携するには？

- 素晴らしいことです。バージニア大学は海外との提携を重視しています。連邦政府から資金提供を受けている研究に関連する場合は、所属するユニットの研究管理者又はスポンサープログラム事務室にご相談ください。
- リスク評価をご希望ですか？ E-MAIL: rps-review@virginia.edu

贈与や寄付を受け取るには？

- おめでとうございます。バージニア大学を代表して贈与や寄付を受け取る前に、それが主に自分の研究を支援するためのものであっても、大学振興サービス (uas@virginia.edu) に連絡してください。

贈与や寄付をするには？

- 余剰のバージニア大学の機材や備品の寄付は、施設管理部が管理しています。お問い合わせはreuse@virginia.eduまで。

海外からの影響リスクを評価するヒント

関係者

- 別の取り決めや隠された意図を明らかにする可能性のある矛盾点を探すことで、取組を主導する個人を入念に調査します。個人や企業が「拒否」リストに載っていないか、その他の関連するリスク指標を持っていないかどうかを判断するための支援を受けることができます。E-MAIL rps-review@virginia.edu

コミットメントの期間

- バージニア大学での仕事に対する潜在的な責務相反を見つけるために、予想されるコミットメント期間、パフォーマンス期間及び仕事の成果物にご注意ください。

インセンティブの提供

- 金銭的及びその他のインセンティブは、提供者側の期待（例えば、知的財産、時間／労力、又は自分のための弁護活動に対する期待）を示している可能性があり、利益相反を引き起こす可能性があります。
- スポンサー付きの研究がなくても、インセンティブはリスクの指標となります。

提携の目標

- 自分の提携の目的を前もって明確に定義することで、プロジェクトの規模とあなたのコミットメントを把握するのに役立ちます。バージニア大学に対する責務相反を避けることもできます。

非公開の機密情報の共有

- このような共有は、どのようなフォーラムでも起こる可能性があります—質問と回答、意見交換のセッション、又は「井戸端」会議など。公開されている情報に会話を限定して非公開の機密情報の共有の可能性を低くしましょう。
- ◆透明性の欠如は、最近の強制措置の一貫した要因となっています。何よりも、自分の活動について透明性を保つようにしましょう。ご質問がある場合は、foreignInfluence@virginia.eduにメールしてください。
- ◆何かお気づきですか？ FoignInfluence@virginia.eduにメールして遠慮なくお伝えください。その他の情報は <https://research.virginia.edu/foreign-influence> からオンラインで入手できます。

図 4.2.19

バージニア大学の「私たちは共同研究を大切にしています」

(バージニア大学のホームページをもとにCRDS作成)

3. 米国の資金配分機関等による利益相反の管理に関する取組事例

(1) 資金配分機関による取組

(資金配分機関が利益相反の管理に関して大学に求める事項)

●国立科学財団（NSF）における利益相反の管理の考え方

- NSFは、助成金の申請者が所属している、50人以上を雇用する組織（組織）に対して、各組織の金銭的利益相反に関する規則に基づいて審査・管理し、助成金の支出前に全ての金銭的利益相反を管理、低減又は排除することを求めている。
- NSF自身は金銭的利益相反の審査・管理をしないが、NSFが組織に実施を求める「組織の利益相反に関する方針」を規定。
- 同方針では、申請者が組織の責任ある代表者に、申請者の全ての重大な金銭的利益（Significant Financial Interests: SFI）（申請者の配偶者及び扶養家族の利益を含む）を開示することを要求する必要があるとしている（表4.3.1参照）。
- また、提案された活動を実施するために個人・チーム・組織がどれだけ適格であるかの評価をするために、申請時に大学経由でNSFへの主要研究者の略歴（Biographical Sketches）の開示が求められる（表4.3.1参照）。
- さらに、提案されたとおりに研究を実施する個人の能力があるかの評価、潜在的な重複の評価のために、申請時に大学経由でNSFへの現在及び保留中の研究資金や研究資金以外の支援（current and pending support）の開示が求められる（表4.3.1参照）。

- 国立衛生研究所（NIH）においても、ほぼ同様に、組織における金銭的利益相反の開示・管理を求めるとともに、申請時にNIHへの主要研究者の略歴、その他の支援（Other Support）、外国の要素の開示を求めている（表4.3.1参照）。NIHは、これらと金銭的利益相反の報告に基づきリスク管理と助成金に対する検討を行う。

表 4.3.1 NSFとNIHの開示事項の比較（NSF、NIHのホームページをもとにCRDS作成）

NSF	NIH
1. 重大な金銭的利益（Significant Financial Interest） 研究者とその配偶者及び扶養している子のコンサルティング料や謝金、株主持分、知的財産権など、何らかの金銭的価値のあるもの。ただし以下は除く。 • 所属機関からの給与、ロイヤリティ等の報酬 • 所属機関がSBIR/STTRの申請者である場合は、その株主持分 • 国内の公共団体又は非営利団体の後援による、セミナー、講演、指導業務での収入 • 国内の公共団体又は非営利団体の、諮問委員会や審査委員会の業務での収入 • 研究者とその配偶者及び扶養している子の、1箇所の団体の株主持分が一般市場価格で10,000ドル以下、かつ株主持分が5%相当以下の場合 • 研究者とその配偶者及び扶養している子の、給与、ロイヤリティ等の報酬の総額が1年間に10,000ドル以下の場合 2. PI等主要研究者の略歴（Biographical Sketches） • 学位取得機関・専攻・時期、ポストクの機関・在籍期間 • 現在に至るまでの、全ての学術的、専門的、又は組織的な役職（常勤／非常勤／名誉職の別や、報酬の有無を問わない） • 研究提案に最も密接に関連する成果物（論文等）最大5つ及びその他の重要な成果物（論文等）最大5つ • 専門的／学術的活動のより広範なインパクトを示す活動例最大5つ 3. PI等主要研究者の研究活動に関連する、全ての現在及び保留中の支援（Current and Pending Support） • 所属機関、他機関、個人を問わず、あらゆる申請中、現在及び予定の支援。現物支援も該当（執務室／実験室、設備、備品、人員等） • プロジェクトの研究費総額及び主要メンバーの年間従事月数 • 当該研究プロジェクトに使用する予定のない現物支援 • 所属機関の業務範囲外の外部コンサルティング活動を行う場合 • 所属機関以外から支給される旅費（所属機関の責務と重なる研究活動を行う場合、ただし、学会やワークショップに参加する場合は含まない） • 所属機関の知財によらないスタートアップ※ • 所属機関以外の者からのスタートアップパッケージ※ • 共同で研究を行うポストク、学生、客員研究員等の報酬が学外者から助成を受ける場合 ◆1は大学のCOIポリシーによる管理を要請（情報公開の対象となり得る） ◆2及び3は2020年10月から（※の項目については2022年1月から）NSF指定様式による提出が必須	1. 重大な金銭的利益（Significant Financial Interest） • 研究者とその配偶者及び扶養している子の5,000ドル以上／年の収入（コンサルティング、執筆、講演及び株式売却・配当など） • 研究者とその配偶者及び扶養している子の未公開株の保有 • 研究者とその配偶者及び扶養している子の1法人から5,000ドル以上のロイヤリティ収入（所属機関からの分を除く） • 研究者のスポンサー付きの出張（政府機関、大学関係等を除く）出張目的、スポンサー等を開示 2. PI等主要研究者の略歴（Biographical Sketches） • 学歴：教育機関・場所・専攻・在籍期間・学位 • 研修、ポストク歴：ポストク、研修、臨床トレーニングの機関・場所・専攻・在籍期間 • 他の名前で研究・発表に従事した経歴 • 国内外を問わず、現在持っている全ての学術的、専門的、又は組織的な役職（常勤／非常勤／名誉職の別や、報酬の有無を問わない） 3. その他の支援（Other Support） • プロジェクトの主要研究者の、全ての国内及び外国の身分と科学的役職（常勤／非常勤／名誉職の別や、報酬の有無を問わない） • プロジェクトの主要研究者の、実施中のプロジェクトに関する全ての資金源及びその他の支援 • プロジェクトの主要メンバーが関わる、現在の全てのプロジェクトと活動 ✓ 現物支援も該当（執務室／実験室、設備、備品、人員等） ✓ 全ての研究リソースが対象（外国の資金援助、研究員又は実験室の人員、研究スペース、科学材料、外国の人材採用プログラムへの参加など） • プロジェクトの研究費総額及び主要メンバーの年間従事月数 4. プロジェクトにおける外国の要素（Foreign Component） • 研究者又はグラント受給者による外国における研究の実施（NIHグラントの支出の有無は問わない） • 外国の組織によって雇用又は報酬を支払われた研究者による、外国における研究の実施（NIHグラントの支出の有無は問わない） ◆1は大学のCOIポリシーによる管理を要請（情報公開の対象となり得る） ◆2、3及び4は2019年7月に明確化して公示（規則追加ではない）

(NSFの大学に対する利益相反の管理の方針)

●NSFの「組織の利益相反に関する方針」で示されているNSFの大学に対する利益相反の管理の方針は以下のとおり。

- **審査員**：組織は、財務情報の開示を確認し、利益相反が存在するかどうかを判断し、そのような利益相反を管理・軽減・排除するために組織が課すべき条件／制限を決定する1人以上の人物を指定する必要がある。
- **利益相反の基準**：審査員は、重大な金銭的利益(SFI)が、NSFが資金提供する研究活動の設計、実施、又は報告に直接かつ大幅に影響を与える可能性があるとは合理的に判断した場合に、利益相反が存在すると判定する。
- **利益相反が判定されたときの対処**：利益相反が判定された場合に利益相反を管理・軽減・排除するために課せられる条件又は制限の例（ただし、これらに限定されない）：
 - a. 重大な金銭的利益の公開
 - b. 独立した審査員による研究の監視
 - c. 研究計画の修正
 - d. NSFが助成する研究のうち、重大な金銭的利益によって影響を受ける部分への参加資格の剥奪
 - e. 重大な金銭的利益の処分
 - f. 相反を生み出す関係の解消

(NSFの「経歴」、「現在及び保留中の支援」に関する情報開示様式と記載要領)**◆「経歴 (Biographical Sketches)」様式の概要**

氏名：				
役職・所属：				
A. 専門的な準備：				
機関	所在地	専攻／研究分野	学位 (該当する場合)	年 (YYYY)
B. 雇用				
いつから、いつまで	役職、組織、所在地			
C. 成果 提案されたプロジェクトに最も密接に関連している成果 提案されたプロジェクトに関連しているかどうかに関わらず、その他の重要な成果				
D. 相乗的活動				

◆「経歴」様式記載要領の概要**(a) 専門的な準備**

以下に示すように、個人の学部及び大学院教育とポストドクトレーニング（所在地を含む）のリスト：

学部機関、 所在地、専攻、学位、修了年

大学院機関、 所在地、専攻、学位、修了年

ポストドク機関、所在地、研究分野、在籍期間（年）

(b) 雇用

現在の任命から始まる、全ての個人の学問的、専門的又は組織的任命の開始日による時系列の逆順の

リスト。任命には、報酬を受け取るかどうか及びフルタイム、パートタイム、又はボランティア（非常勤、客員及び名誉職を含む）であるかどうかにかかわらず、役職のある学問的、専門的又は組織的地位が含まれる。専門家の任命に関しては、上級職員は、提案組織での個人の学問的、専門的又は組織的任命以外の現在の国内及び海外の専門家の任命を全て特定する必要がある。

(c) 成果

以下のリスト：

- 提案されたプロジェクトに最も密接に関連する最大5つの成果。
- 提案されたプロジェクトに関連するかどうかにかかわらず、最大5つの他の重要な成果。

許容される成果は、出版物、データセット、ソフトウェア、特許、著作権を含むがこれらに限定されず、引用可能でアクセス可能でなければならない。許容されない成果とは、まだ公開のために提出されていない未公開の文書、招待講演及び追加の成果リストである。提案のレビューでは、10個のリストのみが使用される。

各成果には、全ての著者の名前（該当する場合）、発行日又はリリース日、タイトル、ジャーナルや書籍等の著作物のタイトル、巻、号、ページ、Webサイト、URL、その他の永続的なものを含む完全な引用情報が含まれている必要がある。複数の著者を含む出版物を成果に含めることを希望する上級職員は、彼らの裁量で、1人又は複数の著者をリストしてから「et.al.」を選択することができる。

(d) 相乗的活動

知識の統合と移転及び知識の創造に焦点を当てた、個人の専門的及び学術的活動の幅広い影響を示す最大5つの異なる例のリスト。例としては、とりわけ次のものがある：教育と訓練の革新、学習科学への貢献；研究ツールの開発／改良、問題解決のための計算方法とアルゴリズム、研究教育を支援するためのデータベースの開発、STEMで過小評価されているグループの参加を拡大する、個人の所属組織外の科学・工学コミュニティへのサービス。

相乗的活動は具体的でなければならず、活動をさらに説明するために複数の例を含めてはならない。委員会のメンバーリスト、栄誉や賞のハイライト、個人がレビュー担当者を務めた組織のリストなど、複数のコンポーネントを含む例は許可されていない。

◆「現在及び保留中の支援（Current and Pending Support）」様式の概要

- 氏名：
- ※は必須項目

プロジェクト／提案セクション

現在及び保留中の支援では、金銭的価値[1]があるかどうかに関係なく、研究活動の支援及びそれに関連して個人が利用できるになっている全てのリソースが含まれる。提案組織を通じて提供されているか、個人に直接提供されているかに関係なく、現在検討中の提案に対する、あらゆるソースからの現在及び保留中の全ての支援の情報を開示する必要がある。これには、例えば、連邦、州、地方、外国、公的若しくは私的財団、非営利団体、産業若しくはその他の商業団体又は特定のプロジェクトに割り当てられた内部資金を含む。他の組織への提案の同時提出は、開示された場合、NSFによるそのレビューを損なうことはない。[2]

1. 時間的義務又は金額が容易に確認できない場合は、合理的な見積もりを提供する必要がある。
2. この方針に対する生物科学局の例外は、PAPPGの第II.D.2章に記載されている。

- プロジェクト／提案のタイトル※：
- 支援の状況※：受領中／保留中／提出予定／支援の移転
- 提案／賞番号（該当する場合）：
- 支援のソース※：
- 主な研究の実施場所※：
- プロジェクト／提案開始日（MM／YYYY）（該当する場合）：
- プロジェクト／提案終了日（MM／YYYY）（該当する場合）：
- 支援の総額（間接経費を含む）※：ドル

- プロジェクトに關与する年間の人月（又は部分的な人月）＊

年、人月
1～5年目まで年ごとに記載

- 目的：
- 潜在的な重複に關する宣言：

現物寄付セクション

現在及び保留中の支援には、現物での寄付（執務室／実験室、設備、備品、従業員、学生等）も含まれる。現物寄付がNSFに提案されているプロジェクトでの使用を目的としている場合、その情報は提案の施設、設備、その他のリソースのセクションの一部として含める必要があり、個人の現在及び保留中の支援に重複して提出する必要はない。提案されているプロジェクト／提案での使用を目的としておらず、關連する時間的義務がある現物寄付は、以下に報告する必要がある。時間的義務又は金額が容易に確認できない場合は、合理的な見積もりを提供する必要がある。

- 支援の状況＊：現在／保留中
- 支援のソース＊：
- 主な研究の実施場所＊：
- 現物での貢献の要約＊：
- 時間的義務-1年あたりの約束の人月（又は部分的な人月）。時間的義務が容易に確認できない場合は、合理的な見積もりを提供する必要がある。＊

年、人月
1～5年目まで年ごとに記載

- 現物寄付のドル価値： ドル
- 目的：
- 潜在的な重複に關する宣言：

◆「現在及び保留中の支援」様式記載要領の概要

1. この様式は、提案されたとおりに研究を実施できる個人の能力を評価するため及び提案されているプロジェクトとの潜在的な重複又は重複を評価するために使用される。
2. 現在及び保留中の支援の情報は、提案の個人ごとに、NSF承認の様式を使用して個別に開示する必要がある。現在及び保留中の支援には、以下の段落5.に記載されている場合を除き、金銭的価値があるかどうかに関係なく、研究活動の支援及び研究活動に關連して、個人が利用できるようになっている全てのリソースが含まれる。現在及び保留中の支援には、現物での寄付（執務室／実験室、設備、備品、従業員、学生等）も含まれる。
3. 現在及び保留中の支援に關する情報は、このプロジェクト若しくは進行中のプロジェクトに關係なく、又は提案組織を通じて提供されるか若しくは個人に直接提供されるかに關係なく、あらゆるソースから現在検討中の提案について開示する必要がある。これには、例えば、連邦、州、地方、外国、公的若しくは民間の財団、非営利組織、産業若しくはその他の商業組織又は特定のプロジェクトに割り当てられた内部資金が含まれる。
4. 提案されているプロジェクト／提案又は現物寄付の全体的な目的を簡単に説明する必要がある。提出物はまた、プロジェクトへの個人の時間的義務、予算又は人月の観点から、受領中若しくは保留中の提案又は現物での貢献とこの提案との潜在的な重複を要約する必要がある。
5. 対象となる受領期間全体の金額の合計（間接経費を含む）と、個人がプロジェクトに費やす年間の人月数（又は部分人月）を提供する必要がある。
6. 他の組織への提案の同時提出が開示された場合、NSFによるレビューを損なうことはない。

(NIHの経歴、その他の支援に関する情報開示様式と記載要領)

◆「経歴 (Biographical Sketches)」様式の概要

- 氏名：
- 役職：
- 教育／研修（学士号又は看護等のその他の最初の専門教育から開始し、必要に応じて、ポスドク及び研修を含む）：

教育機関の名称と所在地	学位 (該当する場合)	修了年月 MM/YYYY	研究分野

- 自己申告
- 役職、科学的任命及び栄誉
- 科学への貢献

◆「経歴」様式記載要領の概要

- 教育・研修
学士号や看護等の最初の専門的教育から始める。ポスドク等を含めリストアップする。各エントリに対して以下を提供する。
 - 機関の名称と所在地
 - 受け取った学位（該当する場合）
 - 修了の月と年（又は修了予定年月）。フェローシップ応募者のみ、開始の月と年も含む。
 - 研究分野
- 自己申告
このプロジェクトに自分が適している理由を簡単に説明する。このプロジェクトに関する経験と資格を強調する出版物又は研究成果を最大4つまで引用することができる。
- 職位、科学的任命と栄誉
外国の団体や政府との提携を含め、国内外の全ての現在の役職と科学的任命を逆時系列でリストアップする。これには、報酬を受け取るかどうか、フルタイム、パートタイム、又はボランティア（非常勤、客員又は名誉職を含む）の別に関わらず、学術的、専門的又は組織的な任命が含まれる。
- 科学への貢献
科学への最も重要な貢献の最大5つを簡単に説明する。

◆「その他の支援 (Other Support)」様式の概要

*は必須事項

- 氏名*：
- ID：

プロジェクト／提案

- タイトル*：
- 主な目標*：
- 支援の状況*：
- プロジェクト番号：
- PD/PIの氏名：
- 支援のソース*：
- 主な研究の実施場所*：

- プロジェクト／提案の開始年月と終了年月：(MM/YYYY)（該当する場合）：
- 合計支援額（間接経費を含む）＊：
- 予算期間ごとの人月＊

年、人月
1～5年目まで年ごとに記載

現物支援

- 現物支援の概要＊：
- 支援の状況＊：
- 主な研究の実施場所＊：
- プロジェクト／提案の開始年月と終了年月（MM/YYYY）（該当する場合）：
- 予算期間ごとの人月＊

年、人月
1～5年目まで年ごとに記載

現物の推定ドル価値＊：

重複＊：

私、PD/PI又はその他の上級／主要な担当者は、本書に記載されている記述が真実であり、完全かつ正確であることを証明し、この申請の結果として助成金が授与された場合、PHSの利用規約を遵守する義務を受け入れます。虚偽、架空又は不正な申し立ては、私に刑事、民事又は行政上の罰則を課す可能性があることを認識しています。

- 署名＊：
- 日付：

◆「その他の支援」記載要領の概要

- この様式には、NIHの研究資金助成の申請者に関する現在進行中及び保留中の支援に関する情報を記載する。
- その他の支援には、金銭的価値があるかどうか及び研究者が現在受領中の助成金のために特定した機関を拠点としているかどうかにかかわらず、研究者がその研究活動の支援及び／又は関連して利用できる全ての資源が含まれる。
- これには、研究者が利用できる全ての国内外の団体からの資源及び／又は金銭的支援が含まれる。これには、研究室職員への金銭的支援や、無償では入手できない高価値材料（生物学的製剤、化学物質、モデルシステム、技術など）の提供が含まれるが、これらに限定されない。
- その他の支援には、現物支援も含まれる（執務室／研究室、機器、備品又は職員・学生に対する外部からの資金援助等）。
- 本申請において提案されるプロジェクト／提案に使用することを意図していない現物支援については、本様式で開示しなければならない。拘束時間又は金額が容易に確認できない場合には、合理的な見積りを提供すべきである。
- 研究機関は、「その他の支援」に報告されている全ての外国での活動及び資源について、外国機関での申請者の任命及び／又は雇用に関する契約書の写しを提出することが義務付けられている。英語で記載されていない場合は、受取人は翻訳された写しを提供しなければならない。これには、個人的なサービス契約や、外国の団体によって援助された研究員の雇用契約は含まれない。
- その他の支援には、申請者の研究機関が、申請者に提供する賞、賞品、贈答品、立ち上げ支援は含まれない。
- 研究に専念できるエフォートは、「人月」を使用して測定する必要がある。人月の計算の詳細については、NIH's Frequently Asked Questions on Person Monthsを参照のこと。

●様式の各事項について、以下のとおり記載する：

- タイトル:プロジェクトのタイトルを記載する。
- 主な目標:プロジェクトの全体的な目標の簡単な説明又は活動の説明を記載する。
- 支援の状況:支援が現在進行中か保留中かを記載する。
- プロジェクト番号:プロジェクト番号を記載する。
- PD/PIの名前:PD/PIの氏名を記載する。
- 支援のソース:支援を提供している機関、協会、財団又はその他の組織を記載する。国内、外国、法人、連邦、公的及び民間の支援源を含む。
- 主な研究の実施場所:研究が主に実施されている場所を記載する。
- プロジェクト／提案の開始日と終了日:プロジェクトの開始・終了の日付を記載する。現物支援の場合で、プロジェクトによる支援の場合は、開始・終了の日付を記載する。
- 合計支援額:支援が現在進行中のプロジェクトの場合、間接経費を含む、プロジェクト期間中の合計支援額を記載する。保留中のプロジェクトの場合は、支援予定期間中の合計予算額を記載する。
- 人月:進行中のプロジェクトの場合は、当年度の予算期間の実績作業量（給与なしの場合でも）を人月単位で記載し、残りの各予算期間の計画している作業量を記載する。保留中のプロジェクトの場合は、各予算期間に対して計画している人月単位の作業量を記載する。
- 現物支援の概要:現物支援の概要を記載する。
- 現物支援の推定ドル価値:現物支援の価値の見積もりを記載する。拘束時間又はドルの価値が容易に確認できない場合は、合理的な見積もりも併せて提供する必要がある。
- 重複:全ての支援を一覧表示した後、現在進行中又は保留中のプロジェクトや活動、他の役職、所属、リソースについて、科学的観点、予算上、個人のコミットメントの観点から、この申請と重複する可能性があるものを要約する。
- 署名:提出前に署名する。この署名は、記述が真実、完全かつ正確であることを証明する。

(2) 資金配分機関に対する連邦政府のガイダンス

(国家科学技術会議によるガイダンス)

- NSFとNIHでは、申請時の開示事項はほぼ同様であるが、旅費の扱いが異なるなど、微妙な違いがあり、研究者や研究機関の効率化のため、申請時に求められる開示事項の連邦政府の資金配分機関における標準化が課題となっている。
- これを受け、国家科学技術会議（NSTC）は、2022年1月、「米国政府が支援する研究開発のための国家安全保障戦略に関する国家安全保障大統領覚書33（NSPM-33）の履行のためのガイダンス」（NSPM-33ガイダンス）を公表。
- 連邦政府の資金配分機関と研究機関に対して、研究者の潜在的な利益相反と責務相反に関連する情報開示ルールとフォーマットの標準化を要請。今後120日以内に連邦資金配分機関はフォーマットの案を作成することとされている。（要請の概要は表4.3.2参照）
- なお、「政府が研究資金提供と助成に関する決定を行う際にこの情報（引用者注：研究者から資金配分機関へ開示された情報）をどのように使用するかについては取り組んでいない。この質問も重要であり、科学技術政策局（OSTP）は、将来対処する予定である。」としており、開示された情報を資金配分機関がどう判断すべきかの方針は示していない。

表 4.3.2 NSPM-33 ガイダンスの開示事項と除外事項（同ガイダンスをもとに CRDS 作成）

NSPM-33 ガイダンスの開示事項と除外事項	
◆開示事項	●個人情報（Personal Information） ✓ 学歴（学位など）、組織所属、全ての学術的、専門的、又は組織的な役職（常勤／非常勤／名誉職の別や、報酬の有無を問わない）、所属機関の許可を得ていない、外部でのコンサルティング活動 ●研究資金情報（Research Funding Information） ✓ 所属機関、他機関、個人を問わず、あらゆる申請中、現在、及び予定の支援、現物支援も該当（執務室／実験室、設備、備品、人員等） ✓ 現在又は予定で、外国の政府、組織等に助成される人材採用プログラムに参加する場合 ✓ 当該研究プロジェクトに使用する予定のない現物支援 ✓ 客員研究員、ポスドク、学生などの報酬が学外者から助成を受ける場合 ✓ 所属機関以外から支給される旅費（所属機関の責務と重なる研究活動を行う場合） ●プロジェクト関連情報（Project Information） ✓ 当該研究プロジェクトに使用する予定の現物支援 ✓ 研究者から所属機関への潜在的な金銭的利益相反に関する情報開示の義務づけ（未公開株式投資、ベンチャー起業に対する支援、その他の資金調達を含むがこれらに限定されない） ✓ 外国の政府・機関・団体が支援する人材採用プログラムへの参加に関連する契約に加え、外国が関連するより広範囲の契約（外国政府の支援の有無に関わらず、外国の関与する契約・助成金・その他の協定等の支援に関する文書）
◆開示除外事項	●研究者 ✓ 完了した支援 ✓ 所属機関の外部活動規定に一致する外部コンサルティング活動 ✓ 謝礼金 ✓ 贈答品 ✓ 所属機関の業務範囲内の指導 ✓ 所属機関内で行う教育活動 ✓ 所属機関からの賞金所得 ●学生 ✓ 外部資金の研究プロジェクトの役職を担当しない限り、開示を求めてならない

作成メンバー

総括責任者	岩瀬 公一	上席フェロー	(科学技術イノベーション政策ユニット/海外動向ユニット)
リーダー	村松 哲行	フェロー	(科学技術イノベーション政策ユニット)
メンバー	澤田 朋子	フェロー	(海外動向ユニット)
	張 智程	フェロー	(海外動向ユニット)
	長谷川 貴之	フェロー	(海外動向ユニット)
	山村 将博	フェロー	(海外動向ユニット)
	鈴木 和泉	フェロー	(安全安心準備担当)
	奈良坂 智	フェロー	(科学技術イノベーション政策ユニット/海外動向ユニット)

The Beyond Disciplines Collection

CRDS-FY2022-RR-01

オープン化、国際化する研究における インテグリティ2022

—我が国研究コミュニティにおける取組の充実に向けて—

令和4年5月 May 2022

ISBN 978-4-88890-795-8

国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター

Center for Research and Development Strategy, Japan Science and Technology Agency

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

電話 03-5214-7481

E-mail crds@jst.go.jp

<https://www.jst.go.jp/crds/>

本書は著作権法等によって著作権が保護された著作物です。

著作権法で認められた場合を除き、本書の全部又は一部を許可無く複写・複製することを禁じます。

引用を行う際は、必ず出典を記述願います。

This publication is protected by copyright law and international treaties.

No part of this publication may be copied or reproduced in any form or by any means without permission of JST, except to the extent permitted by applicable law.

Any quotations must be appropriately acknowledged.

If you wish to copy, reproduce, display or otherwise use this publication, please contact crds@jst.go.jp.

FOR THE FUTURE OF
SCIENCE AND
SOCIETY



<https://www.jst.go.jp/crds/>